

八王子市みどりの基本計画（中間改定版）

～ 自然とまちと人を結ぶ「みどりの環境調和都市」～

素案



令和7年（2025年）〇月

八 王 子 市

目 次

第 1 章 計画の基本的事項

1	八王子市みどりの基本計画とは	2
	(1) 「みどりの基本計画」とは	2
	(2) 中間改定の趣旨	2
	(3) 本計画の“みどり”とは	3
	(4) 計画の位置づけ	4
	(5) 計画の期間	4
2	みどりの機能	5

第 2 章 みどりの現状と課題

1	八王子市の概要	10
	(1) 位置・地勢	10
	(2) 人口動態	11
2	本市のみどりの現状	12
	(1) みどりの現状	12
	(2) 主な成果と今後の課題	14
3	みどりに関わる社会情勢など	17
	(1) 社会情勢への対応	17
	(2) 自然環境問題への対応	18
4	国等の方向性	23
5	市民意見	27
6	計画改定の考え方	30

第 3 章 基本計画

1	基本理念	32
2	みどりの将来像	33
3	基本方針	36
4	計画の目標	37
5	施策の体系	38
6	施策の展開	39

第4章 地域別の方針

1	地域別の方針	68
2	中央地域	69
3	北部地域	73
4	西部地域	77
5	西南部地域	81
6	東南部地域	85
7	東部地域	89

第5章 計画の進行管理

1	計画の進行管理	94
	（1）推進体制	94
	（2）進行管理	94
2	施策一覧	95

資料編

第1章

計画の基本的事項

1 八王子市みどりの基本計画とは.....	2
(1) 「みどりの基本計画」とは.....	2
(2) 中間改定の趣旨.....	2
(3) 本計画の“みどり”とは.....	3
(4) 計画の位置づけ.....	4
(5) 計画の期間.....	4
2 みどりの機能.....	5

1 八王子市みどりの基本計画とは

(1) 「みどりの基本計画」とは

「みどりの基本計画」は、都市緑地法第4条に基づく「緑地の適正な保全や緑化の推進に関する基本計画」で、「緑地の保全及び緑化の推進」、「都市公園の整備及び管理の方針」、「生産緑地地区内の緑地の保全」などの事項を総合的かつ計画的に実施するための、緑とオープンスペース※に関する総合計画です。

「八王子市みどりの基本計画」は、上記事項を踏まえて八王子市が策定する計画で、みどりに関する各種施策を総合的・体系的に取りまとめています。

この計画に基づき、市内のみどりの保全、緑化の推進及び都市公園の整備や管理などを図ること、みどりを活かした豊かなまちづくりの推進を目的としています。

(2) 中間改定の趣旨

本市では、令和2年（2020年）3月に「八王子市みどりの基本計画」（以下、当初計画という。）を策定し、みどりの「質の向上」、「量の確保」、「パートナーづくり」に関する様々な施策を推進してきました。

この間、気候変動対策や生物多様性の確保、幸福度（Well-being）向上等の課題解決に向けて、緑地の持つ機能への期待が高まる一方、我が国は世界と比較して都市における緑地の充実度が低く、また減少傾向にあるとの課題もあります。

国においては、令和5年（2023年）3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」を策定し、30by30目標※の達成に向けた取組が進められています。また、都市における緑地の質・量両面での確保、再生可能エネルギーの導入やエネルギーの効率的利用等を強力に進め、良好な都市環境を実現するため、令和6年（2024年）2月に「都市緑地法等の一部を改正する法律案」が閣議決定されました。

東京都においては、令和2年（2020年）7月に「都市計画公園・緑地の整備方針」の改定、「緑確保の総合的な方針改定」、令和3年（2021年）3月に「都市計画区域マスタープラン」を策定し、水と緑溢れる東京の実現に向け、都市計画公園・緑地の整備促進や特定生産緑地の指定等に取り組んできました。また、令和5年（2023年）4月には「東京都生物多様性地域戦略」を策定するとともに、7月には「東京グリーンビズ」を始動し、緑を「まもる」「育てる」「活かす」取組が進められています。

本市においては、令和5年（2023年）3月に「八王子市未来デザイン2040」、令和6年（2024年）3月に「第3次八王子市環境基本計画・八王子市生物多様性地域戦略」、令和7年（2025年）●月に「都市計画マスタープラン（第3次）」が策定され、水やみどりなど自然との共生したまちの実現、みどりの質の向上を重視した取組について示されています。

※緑とオープンスペース：国土交通省による「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開（H28.5）」においては、「都市公園、都市公園以外の公共施設緑地（河川緑地、街路樹、市民農園、庁舎・公営住宅等の植栽地）、民間施設緑地（公開空地、民間施設の屋上緑化等）、法律や条例等により保全されている地域性緑地（特別緑地保全地区、生産緑地地区、市民緑地、協定による緑地の保全地区等）を包括する概念として位置づけ」として定義しています。

※30by30目標：2030年までに国土の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する国際的な目標。



これらの社会情勢の変化への対応や、当初計画策定以降の本市のみどりに関する取組結果を踏まえ、課題を洗い出し、今後の施策を展開するため中間改定を行いました。なお、「基本理念」、「基本方針」は当初計画を踏襲するものとします。

(3) 本計画の“みどり”とは

本計画での「みどり」は、樹木や草花のほか、樹林地、草地、公園、農地、水辺地などとそれらが一体となって構成されている『自然的空間』と定義します。

これらのみどりには、下記のような多様な要素が含まれます。

- ・自然の動植物などの生きもの、まちに潤いを与える木々や花など
- ・公園、森林、農地、水辺地などの緑被地やオープンスペース
- ・生きもの相互や地形、土壌、水、大気、気象、人為など周囲との関係のもと成立している生態系
- ・レクリエーション、防災、大気汚染や騒音の防止、水質の保全、気象の緩和などの機能を持つ空間
- ・快適さ、やすらぎ、美観、愛着、八王子らしさなどの人の意識や活動、生活と関わる景観

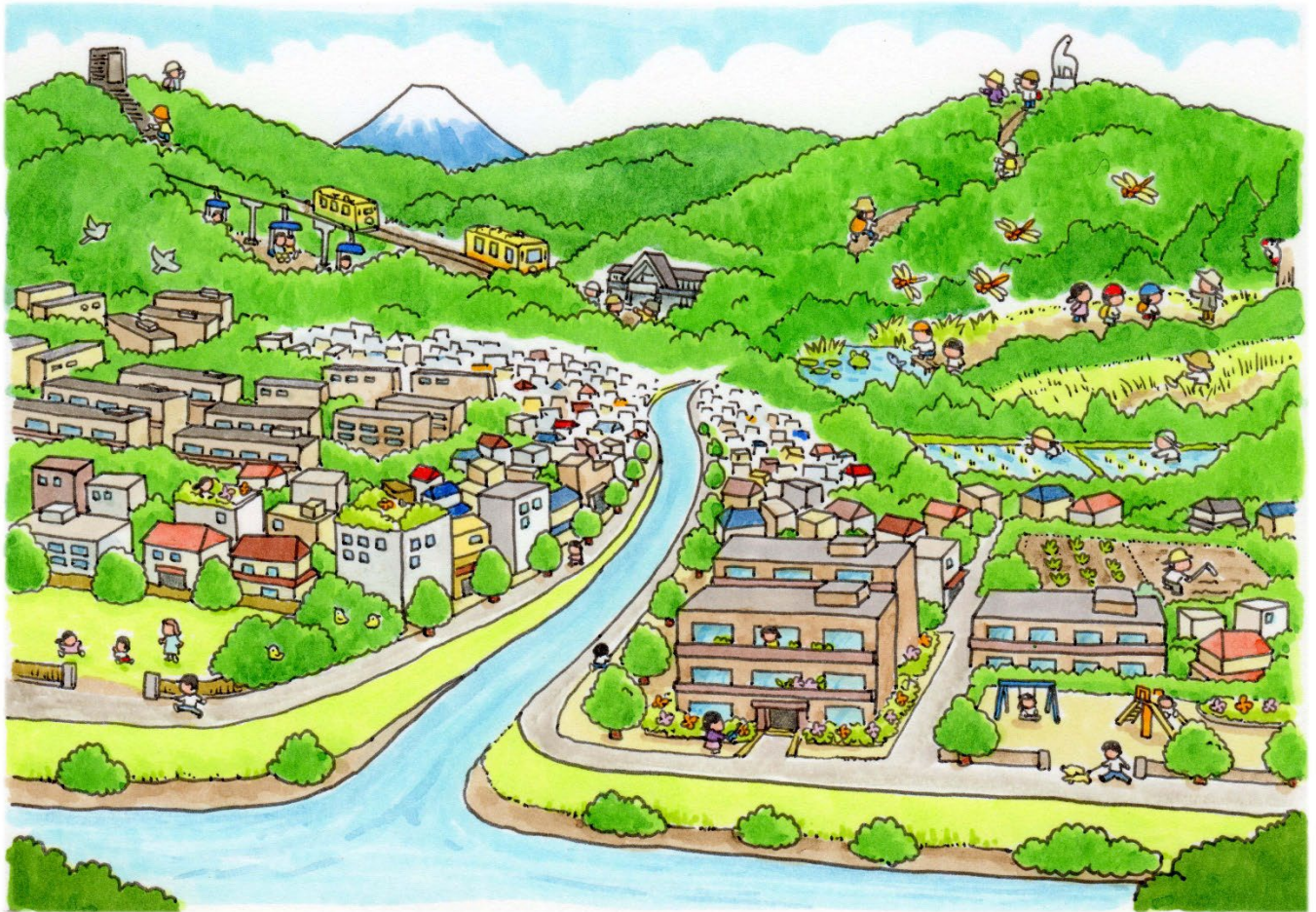


図. みどりのイメージ

(4) 計画の位置づけ

本計画には、調和・整合を図るべき上位計画として、「第3次八王子市環境基本計画・八王子市生物多様性地域戦略」、「第3次八王子市都市計画マスタープラン（都市づくりビジョン八王子）」があります。また、第3次八王子市環境基本計画・八王子市生物多様性地域戦略の個別計画であり、連携を図るべき関連計画として、「八王子市水循環計画」、「八王子市地球温暖化対策地域推進計画」、「循環型都市八王子プラン（ごみ処理基本計画・清掃施設整備計画）」があります。

その他、東京都と合同で策定した「都市計画公園・緑地の整備方針」や「緑確保の総合的な方針（改定）」などと整合を図る必要があります。

上位計画における主な関連キーワード

「地域自治と協創」、「地域コミュニティ活動の活性化」、「子供が健やかに育つ地域づくり」
「災害に強い都市基盤整備」、「人と自然が共生したまちづくり」、「豊かな自然の次世代への継承」

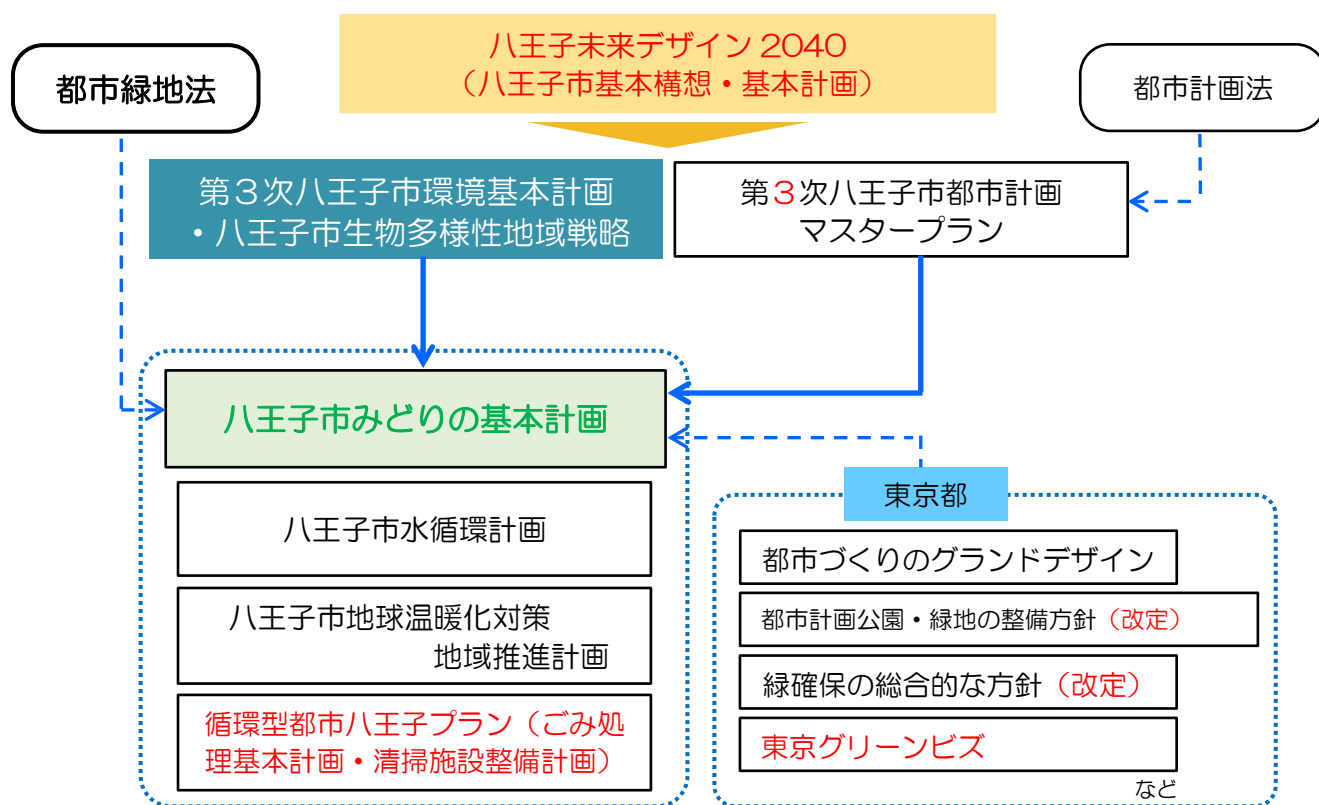


図. 八王子市みどりの基本計画の位置づけ（一部抜粋）

(5) 計画の期間

計画の期間は、令和2年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）までの10年間とします。なお、計画期間中であっても社会情勢の変化や計画の進捗状況などに合わせて、必要に応じた見直しを行うこととします。



2 みどりの機能

みどりは大気の浄化や二酸化炭素の吸収など、それ自体が持つ直接的な機能に加え、社会生活と深い関わり合いの中で形成される間接的な機能など、多面的で複合的な機能を多く有しています。これらの機能は私たちの生活や生きものが生存するための基盤となるだけでなく、生活の質（Quality Of Life: QOL）の向上や都市の魅力を高めるなど、まちづくりにも欠かせない要素です。

本計画では、多種多様なみどりの機能を大きく以下の6つに整理しました。

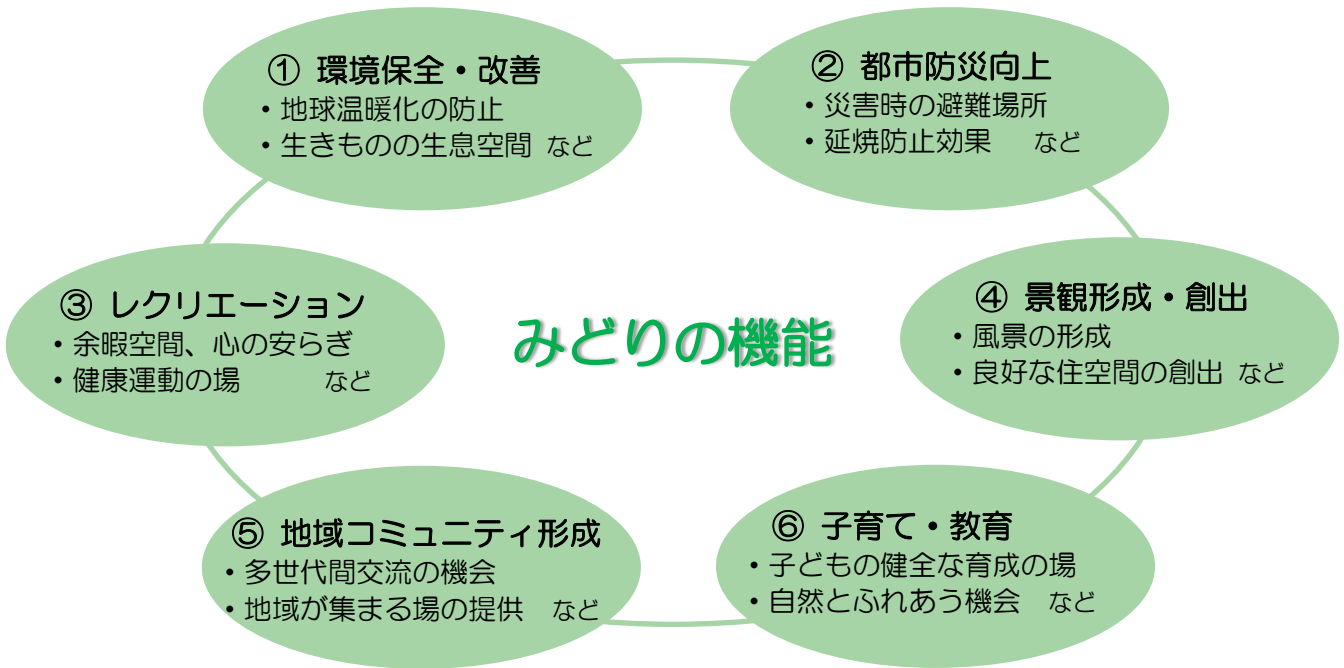


図. みどりの6つの機能

① 環境保全・改善

まちなかの植物は、水分の蒸発や日かげを作ること、周辺の気温を下げ、河川や樹林地に沿って涼しい風が運ばれることなどにより、都市のヒートアイランド現象を緩和する効果があります。

さらに、植物は、二酸化炭素吸収源であることから地球温暖化軽減の観点から重要であるとともに、雨水を蓄えて地下水を調整するなど健全な水の循環にも役立っています。

また、森林、里山、河川、田畑など多様な自然環境は様々な生きものの生息・生育環境の基盤となっており、生物多様性を確保する上でも重要です。



二酸化炭素吸収源や
生きものの生息・生育場所になる樹林地



② 都市防災向上

みどりは、震災などの災害時には避難の場所や復旧復興の拠点として活用されます。また、公園や農地などのまとまったスペースや生け垣などの植栽帯は、火災発生時の延焼防止や遅延の効果を有しています。

また、通常時には農業用水として活用される防災兼用井戸は、災害時に生活用水を供給することで被害の軽減に役立ちます。



避難場所としての公園

③ レクリエーション

みどりは、運動やスポーツの場を提供することで、市民の健康の維持や増進に寄与します。また、散歩やお花見など様々な余暇活動を通じて、心身のやすらぎやリフレッシュ効果をもたらしてくれます。

さらに、特徴あるみどりは、地域の特色としても重要な観光資源となり、人々が楽しめる場やまちの賑わいの創出などにも寄与しています。

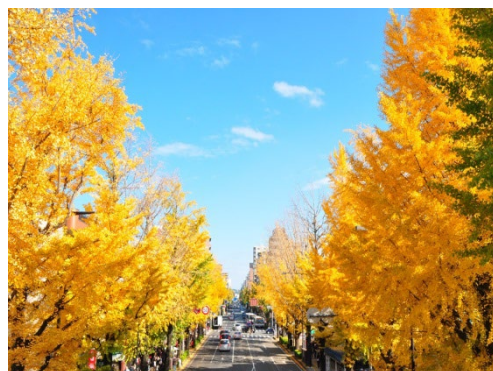


スポーツ施設が整備された公園（上柚木公園）

④ 景観形成・創出

人の生活や歴史と一体となって形成されているみどりは、都市の景観を特徴づけます。また、季節を感じることもできるみどりやみどりによる美しい街並みは、まちの印象を向上させる効果があります。

さらに、地域のシンボルとなるみどりは、地域の魅力向上にも貢献します。



甲州街道のイチョウ並木（八王子景観 100）



⑤ 地域コミュニティ形成

みどりは、日ごろからコミュニケーションの場となることで地域のコミュニティを醸成します。

さらに、みどりを利用した市民主体のお祭りや催し事、ボランティアによる維持管理などの活動は、地域住民の交流を活性化し、新たなコミュニティの形成にも寄与します。

また、地域の共有財産であるみどりを通じた交流により、地域への愛着心向上や防犯機能の向上にも役立ちます。



みどりの活動を通じた交流

⑥ 子育て・教育

みどりは、子どもの遊び場や身体を動かすことのできる貴重な場です。また、自然体験が豊富な子どもほど自律性・協調性が備わる傾向があるなど、子どもの健全な育成に寄与します。

みどりは、環境教育・環境学習などの自然とふれあい、体験しながら学ぶことのできる場となることで、次世代を担う子どもたちのための貴重な学習の場としての役割を發揮します。



みどりとふれあう環境学習

このようにみどりは、それらが持つ多様な機能を活かしながら持続可能な社会を形成する「グリーンインフラ※」として効力を發揮します。

また、みどりは、平常時にはレクリエーションや子育ての場として活用できるものが、災害時には避難の場所に活用されるなど、多様な機能を同時に發揮できることが最大の利点です。さらに、里山の適正な管理によって生物多様性が豊かになり、その結果、環境教育の場としての価値が向上するなど、人の積極的な利活用により、みどりの価値が向上するといった相乗効果もあります。

今後の緑とオープンスペースに関わる政策では、これらの機能を地域の実情に応じてより効果的に發揮させることが求められます。

※グリーンインフラ：国の国土形成計画において、グリーンインフラは「社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの」として定義しています。

【グリーンインフラの取組】

みどりは、「みどりの機能」で紹介したように、気温上昇の抑制や生きものの生息・生育の場、防災、良好な景観形成など、それ自体が様々な機能を持っています。加えて、健康増進やコミュニティ形成、環境教育、地域のブランディングなど、様々な活動の場としての機能も持ち合わせています。

一方で我が国では、近年の社会的課題である人口減少や社会資本の老朽化、都市部の気温上昇など地域の複数の課題に対して統合的な解決が求められています。

そのため国では、「自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組」を「グリーンインフラ」としてまとめました。グリーンインフラの取組は「自然環境が有する多様な機能を活用しつつ、多様な主体の幅広い連携のもとに行うもの」とされており、この概念を社会資本整備や土地利用などを進める際の検討プロセスに組み込み、地域の課題の解決と持続可能で魅力的な社会の実現に貢献することを目指しています。

例えば、地域住民による緑地の維持活動や市民農園での農作業体験など、多様なみどりの活動により緑地や農地の保全が図られることで、集中豪雨や気温上昇への対応策となることに加え、地域コミュニティの形成や、外出し体を動かす機会の創出による心身の健康増進が期待されるなどが、グリーンインフラの取組とその効果としてあげられます。

このように、今後のまちづくりにおいては、従来のような単に「みどり」だけの保全を考えるのではなく、複数の地域課題を同時解決する手法として、みどりをうまく保全・活用しながらより効果的な機能の発揮ができるように、複合的な視点での取組が必要です。



第2章

みどりの現状と課題

1 八王子市の概要.....	10
(1) 位置・地勢.....	10
(2) 人口動態.....	11
2 本市のみどりの状況と課題.....	12
(1) みどりの状況.....	12
(2) 主な成果と今後の課題.....	14
3 みどりに関わる社会情勢など.....	17
(1) 社会情勢への対応.....	17
(2) 自然環境問題への対応	18
4 国等の方向性.....	23
5 市民意見.....	27
6 計画改定の考え方.....	30

1 八王子市の概要

(1) 位置・地勢

八王子市は東京都の西部に位置しており、面積は18,638haです。

地形は、山地、丘陵、台地、低地の4つに大きく分類されます。西には高尾山や陣馬山に代表される山々が連なっており、山地からは複数の丘陵が東に伸びています。丘陵地に囲まれるように市街地が形成され、豊かな自然と市街地が近接する本市特有の環境を形成しています。

起伏の多い変化に富んだ地形によって多くの河川や湧水が存在し、河川は東へ向かって流れています。市内には18の一級河川があり、河川沿いには段丘が形成されています。

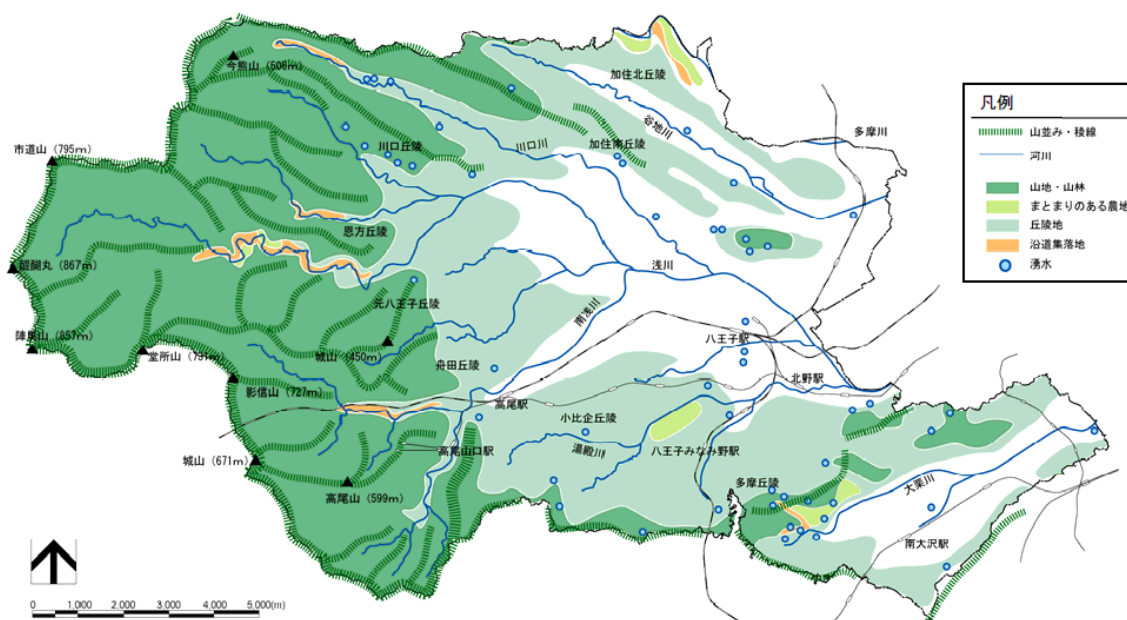


図. 市街地を取り囲む丘陵地と水系の分布（八王子市景観計画 平成30年）

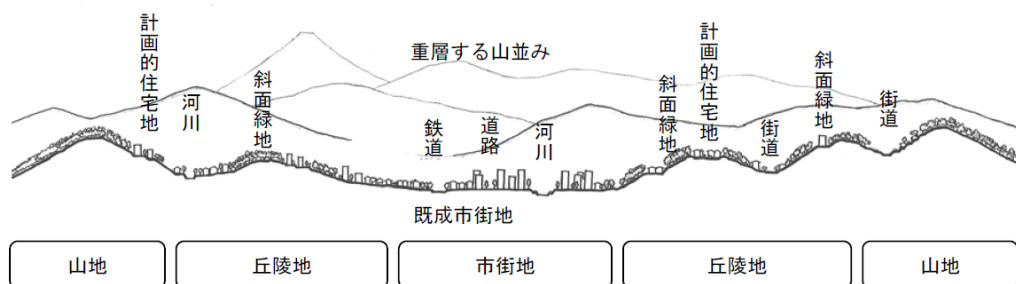


図. 八王子の自然と都市の景観概念図（八王子市景観計画 平成30年）

市域は、市の基本構想・基本計画である「**八王子未来デザイン 2040**」により、「中央地域」「北部地域」「西部地域」「西南部地域」「東南部地域」「東部地域」の6地域に区分されています。

各地域によってみどりの状況は大きく異なり、西部、西南部地域には明治の森高尾国立公園など山林としてのみどりが多い一方、東部、東南部地域のニュータウン開発区域は公園・緑地としてのみどりが多く存在します。

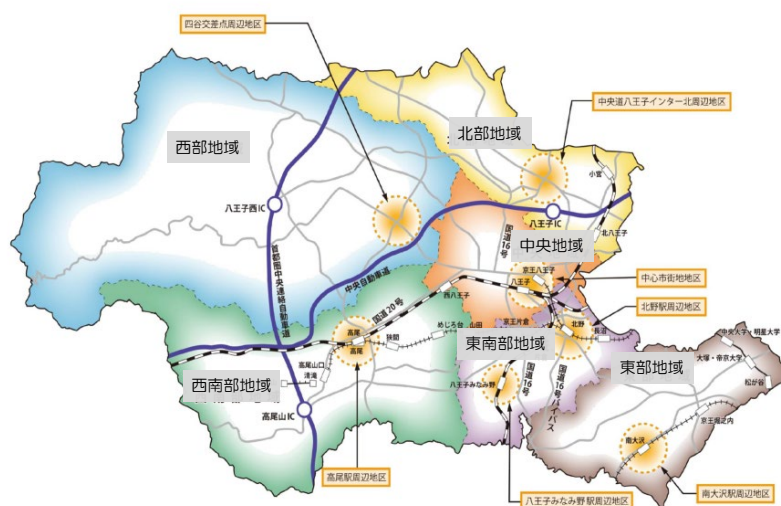
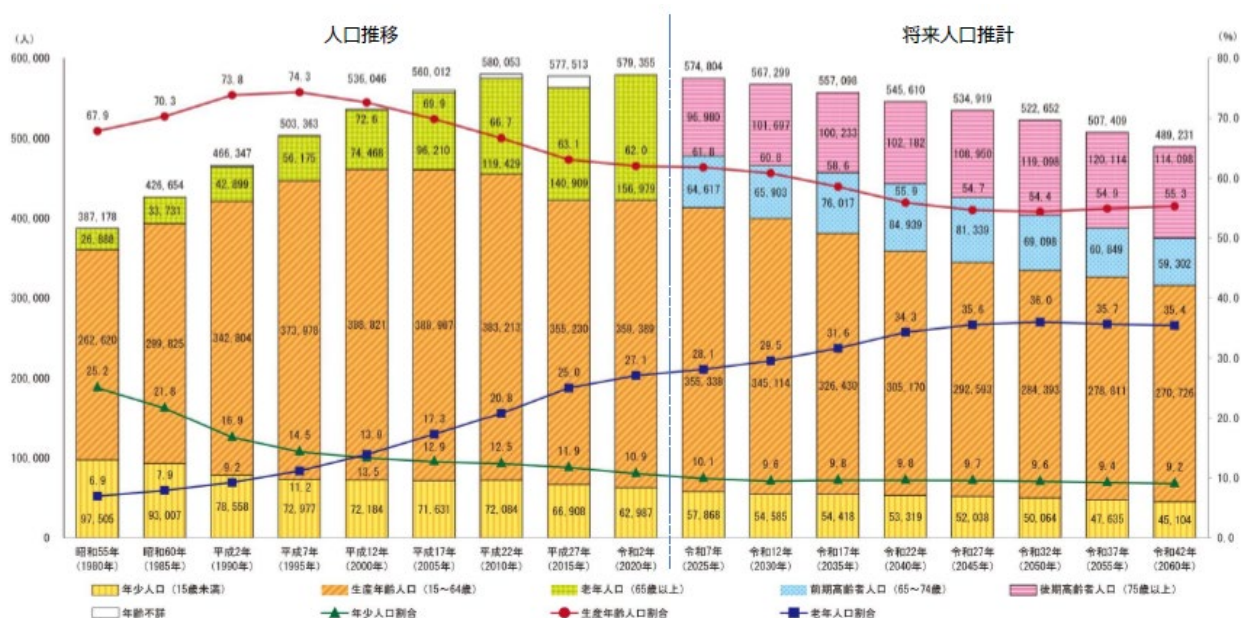


図. 地域区分（八王子未来デザイン 2040）

（2）人口動態

国勢調査によると、本市の人口は**令和2年（2020年）**現在**579,355人**となっています。

「**八王子未来デザイン 2040 別冊（附属資料）**」（令和5年（2023年））における**将来人口推計**によると、令和12年（2030年）の総人口は**567,299人**（令和2年（2020年）より約**2.1%減**）と想定されています。



※人口推移は国勢調査による実績値です。令和2年（2020年）の人口内訳は年齢不詳人口をあん分により補完した人口になります。

※人口割合の数値は、年齢不詳を除いて算出しています。小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100%にならない場合があります。

図. 人口推移と将来人口推計（八王子市未来デザイン 2040 別冊（附属資料） 令和5年）

2 本市のみどりの状況と課題

(1) みどりの状況

① 緑被率

緑被率は、ある区域における緑に覆われた面積の割合のことで、緑の量を把握するための指標として用いられます。緑には、樹林、草地・農地、宅地内（屋上緑化を含む）や公園の樹木や芝地、街路樹などが含まれます。中間改定に伴う調査では緑被率は59.3%（令和6年度）と推計され、市域のおよそ6割がみどりで覆われている状況です。

みどりの減少要因としては、農地・草地の宅地化などによる減少のほか、川口土地区画整理事業をはじめとする都市計画に伴う事業などがあげられます。

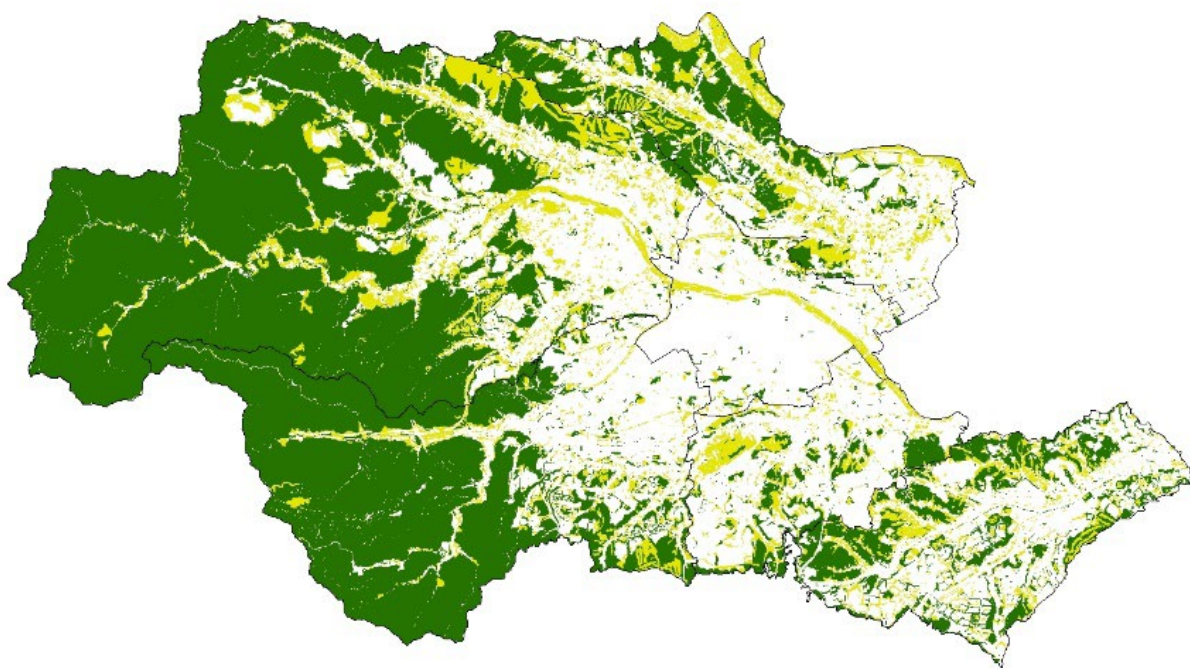


図. 市内の緑被の状況（令和6年度調査）

表. 緑被率の変化

地 域	H29年	R6年	増 減
市全域	58.4%	59.3%※	0.9%

※R6年度において緑被率の調査手法を見直しました。解像度の高い航空写真を使用したことで、前回調査時には確認できなかった緑被地が増えています。

表. 緑被率 調査結果（R6年）

地 域	緑被率
中 央	12.1%
北 部	51.0%
西 部	75.5%
西南部	69.1%
東南部	29.3%
東 部	42.5%
市全域	59.3%



② 公園の充足率

市内には約940か所（令和5年度末）の都市公園など※1が存在します。

「都市公園法運用指針（第6版）」（令和6年7月）に、一般的な住宅市街地における標準的な誘致距離（参考値）として、街区公園が250m、近隣公園が500m、地区公園が1kmと示されています。

この範囲内は、各公園の誘致圏とみなせるものであることから、市街化区域内の公園誘致圏を示すことによって、公園の充足の状況を明らかにすることができます。平成29年度調査の公園充足率※2は84.0%でしたが、令和6年度調査では市街化区域の拡大があったことから82.5%となりました。

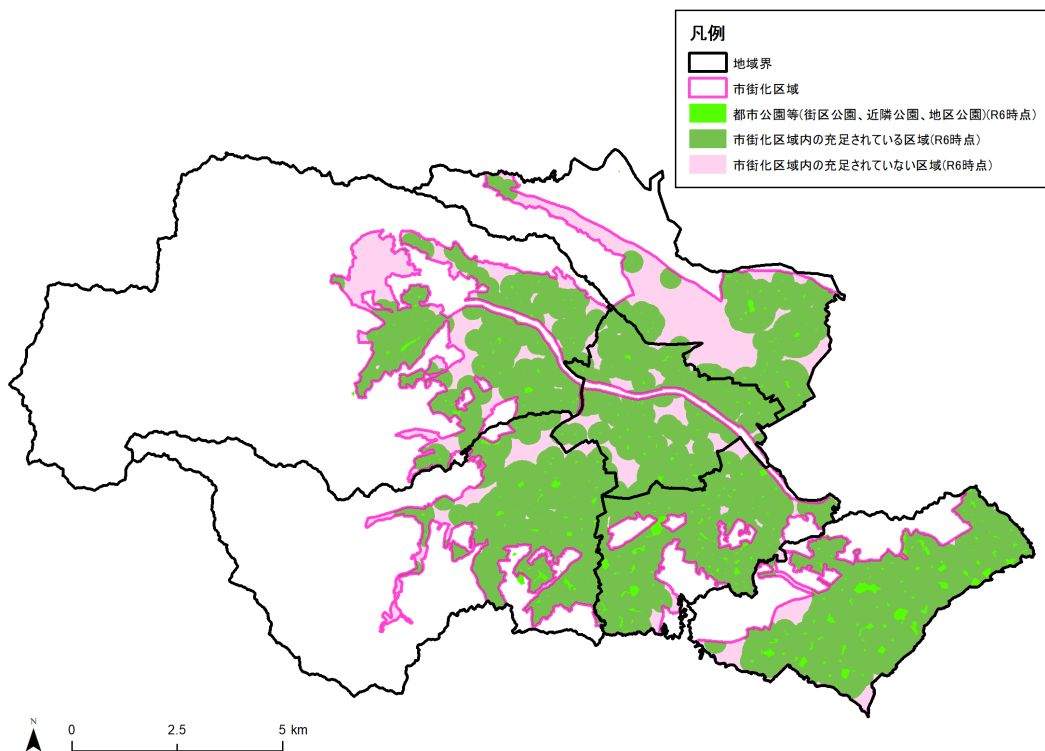


図. 都市公園の誘致圏（令和6年度調査）



高尾山ふもと公園



明神町なかよし公園

※1 都市公園など：八王子市立の都市公園、東京都立の都市公園のほかに、児童遊園、まちの広場を含みます。

※2 充足率の算出は、八王子市立の都市公園のみを対象としています。

※3 R●年市街化区域 ●ha→●ha（●地区）

（２）主な成果と今後の課題

令和２年（２０２０年）の計画策定以降、基本理念「みどりの機能を活かし、市民・事業者・行政の協働により次世代に継承する」のもと、様々な取組を推進してきました。ここでは計画期間前期（令和２年度から令和６年度）における取組の成果とそれを踏まえた今後の主な課題を整理しました。

① 計画期間前期での主な成果

《みどりの質の向上》

○一人あたりの公園面積が相対的に小さい中央地域の八王子駅南口において、学び・交流・防災の３つの機能を備えた「八王子駅南口集いの拠点」の整備を推進しました。令和３年度（２０２１年度）以降、用地取得、PFI 事業契約のほか、施設の活用や植栽等に係るワークショップを開催しました。

○専門家の指導によるグリーンパートナー養成講座を実施し、令和５年度（２０２３年度）までに計 １０９ 名が修了しました。修了生は市内各所で花壇づくりを担う市民ボランティアとして、八王子駅前マルベリーブリッジや公園などの花壇を整備する活動団体に参加し、質の高い花壇整備による景観の形成に取り組んでいます。

○緑化条例施行規則の改定により、民間事業者の開発行為における植樹義務制度を見直し、緑化基準を植樹本数から緑化面積に変更しました。緑化手法として屋上、壁面緑化等の活用を可能としたため、まちなかの緑化、景観形成につながっています。

○市民と市が協働して水辺の親水空間づくりに取り組む八王子水辺活動チャレンジ「通称：ミズカツ」を実施しました。

○令和５年（２０２３年）に長池公園が「自然共生サイト」（民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域）に認定されました。

○公園を安全に利用し続けることができるように、「八王子市公園施設長寿命化計画」（平成 ２７ 年度策定）に基づき、計画的な遊具の更新、修繕を実施しました。



八王子駅南口集いの拠点
（令和 ８ 年（２０２６ 年）１０ 月オープン予定）



市民ボランティアによる駅前花壇整備



内閣府 水循環白書掲載



《みどりの量の確保》

- 「保全と活用のシンボル」と位置付ける上川の里特別緑地保全地区について、「上川の里 保全と活用の方針」を令和2年（2020年）に策定し、保全活動を行うエリアの拡大を行いました。
- 東京都との連携により緑地・里山保全地域の適正な管理と保全に努めるとともに、「緑確保の総合的な方針」に基づき、上川の里や公園用地の取得など、みどりの確保に努めました。
- 斜面緑地保全区域に対する支援制度を改正し、緑地の状況を所有者と共有するとともに、維持管理に要する経費の一部を補助する制度を開始しました。
- 指定期間が経過する生産緑地地区について、特定生産緑地への移行を促進し、都市農地の確保に努めました。
- 地域防災機能の充実を図るとともに、地域コミュニティの拠点となる「明神町なかよし公園」、「川で遊べる」がコンセプトの親水公園である「高尾山ふもと公園」などの公園整備を推進しました。



上川の里特別緑地保全地区



近隣小学校児童による稲刈り体験

《みどりを守るパートナーづくり》

- 環境教育・環境学習を通じた子どもの健全な育成や、持続可能な社会のための担い手づくりを目的に、北野環境学習センターに「生きもの展示室」をオープンし、オープニングイベントには約4,000人が来場しました。
- 環境市民会議による出前講座・川の学習のほか、公園・道路・水辺を地域の住民などと協働で管理する継続的なアドプト活動を推進しました。
- 体験を重視した環境教育・環境学習の機会提供に努め、一般財団法人セブン・イレブン記念財団が運営する高尾の森自然学校、佐川急便㈱が所有する森林、民間企業等と保全活動協定を結ぶ上川の里において、子ども向け自然体験イベントを充実しました。
- 身近なみどりである庭木や里山などの緑地の管理について、知識と技術を習得する講習会を新たに開催し、みどりを守るパートナーのすそ野を広げる取組を推進しました。



親山里山体験で焼きリンゴづくり

② 今後取り組むべき主な課題

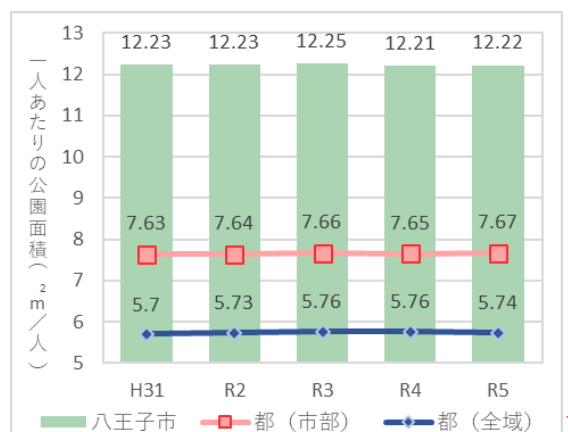
《みどりの質の向上》

○みどりの確保によって、公園数が増加したほか、緑被率の維持が図られています。公園については、市民一人あたりの公園面積が、東京都内でも高い数値となっています。しかしながら、既に確保されたみどりに対して、さらなる整備や維持管理を望む市民の声もあります。引き続き、これまで確保したみどりの多機能性を引き出し(=「みどりの質」を向上させる)、いかに有効に活用するかが課題です。

○令和6年(2024年)に策定した生物多様性地域戦略に基づき生態系の保全に着目した取組が求められます。

○公園や緑地、河川などのみどりを、適切に維持や更新する必要があります。また、グリーンインフラの考え方を取り入れ、都市防災の向上やカーボンニュートラル、賑わいの創出にも配慮することが求められます。

○厳しい財政状況が想定されているなかで、事業に必要な財源を生み出す発想が求められます。そのためには民間との協働・共創の取組など、効果的なみどりの活用手法の検討が必要です。



《みどりの量の確保》

○計画期間前期において、「保全の対象としたみどりの面積」が減少しました。引き続き、公園の整備を着実に進めるとともに、斜面緑地保全区域などの新規指定や農地面積減少の抑制など、それぞれのみどりについて新たなみどりの創出や減少するみどりへの対策が必要です。

○地域によってみどりの量に大きな偏在があります。特に、人口密度の高い中央地域は緑被率12.1%、市民一人あたりの都市公園面積2.29 m²/人であり、市内で最も少ない状況です。

○民有山林の荒廃や空き家・空き地が増加し、その管理不全から草の繁茂、樹木の高木化・ナラ枯れ等が発生しています。顕在化する民有地の管理不全に対応する取組を検討する必要があります。

○農業者の高齢化に伴う代替わりなどにより、土地所有者の意向に変化が生じ、生産緑地地区は年々減少傾向にあります。まとまった農地として生産緑地地区に指定されている箇所等において、農地保全に資する新たな取組を検討する必要があります。

○民間の取組を含めた制度の活用や新たな仕組みによるまちづくりを通じたみどりの確保が必要です。

《みどりを守るパートナーづくり》

○本市では市民との協働によって維持管理されているみどりが数多くあります。担い手の高齢化や参加者の減少などにより、担い手不足が課題となっています。みどりに関わる様々な担い手と連携して、協働のすそ野を広げていくことが求められます。

○主体的に取り組む人材を育てるためには、多くの市民がみどりの活動に参加するきっかけを作ることが重要です。また、この取組を市民ニーズに合わせて進めることが重要です。

○計画期間を越えてみどりを将来に引き継ぐためには、子どもたちがみどりに触れ、知り、好きになることが重要です。そのため、環境教育・環境学習の一層の推進が求められます。



3 みどりに関わる社会情勢など

(1) 社会情勢への対応

① 少子高齢化・人口減少社会の進行

今後の人口減少によって、地域における人のつながりが失われ、地域コミュニティの希薄化などが懸念されます。そのため、みどりを活用して地域の人たちが活動し、コミュニティの活性化を図ることが必要となってきます。加えて、少子高齢化に対応した公園の整備や民有林所有者の高齢化による管理不足への対応も求められます。

「高齢者の経済・生活環境に関する調査」（内閣府）では、住んでいる地域での社会的活動（貢献活動）状況において、「特に活動していない」が約6割を占めています。今後の社会においては、高齢者が活躍できる場として、みどりが活用されることも期待されます。

② ライフスタイル・価値観の多様化

「国民生活に関する世論調査」（内閣府）では、今後の生活において重視することとして「物質的な面で生活を豊かにする」より「心の豊かさやゆとりのある生活をする」割合が高まっています。これからの成熟社会においては、みどりの活用による生活の質（QOL）の向上や余暇生活へのニーズに貢献する必要があります。

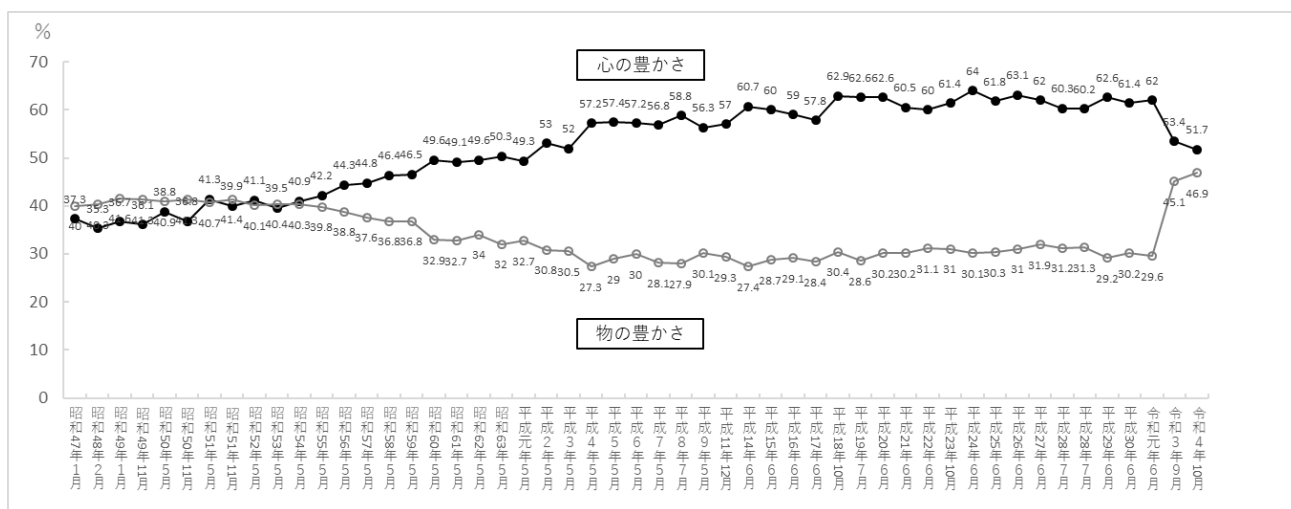


図. 国民生活に関する世論調査結果（令和4年 内閣府）

③ 社会インフラの老朽化

我が国の社会資本は高度経済成長期に集中的に整備されました。そのため、国土交通省の第5次社会資本整備重点計画では、社会資本整備が直面する課題として「加速するインフラ老朽化」が指摘されています。

本市においても、都市公園のうち約4割が平成元年度から平成10年度に整備されており、安全管理や効率的な維持管理が求められます。



（２）自然環境問題への対応

① 自然災害への対応

都市のみどりとオープンスペースは、「災害時の避難の場」、「火災、爆発による災害の緩和、防止」、「災害対策の拠点」、「自然災害の緩和、防止」、「防災教育の場」などの役割を有します。

平成 7 年（1995 年）に発生した阪神淡路大震災では、街路樹や生け垣、都市公園が延焼の遅延、防止に役立ち、火災による被害を軽減させたことが報告されています。平成 23 年（2011 年）に発生した東日本大震災では、みどりとオープンスペースは避難場所だけでなく、避難生活や復旧・復興支援の場としての機能も発揮しました。また、都内では帰宅困難者の一時滞在や休憩所などにも利用されました。さらに、みどりとオープンスペースは水害や土砂災害への対策としても有効に機能し得ることが報告されています。

近年、全国各地で水災害が激甚化・頻発化しています。気候変動の影響により、今後も降雨量や洪水発生頻度が全国で増加することが見込まれています。そこで、国では「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 31 号）」に基づき、内水氾濫^{※1}・外水氾濫^{※2}をできるだけ防ぐため、都市部の緑地の保全、レインガーデン（雨庭）、雨水貯留浸透施設の整備等をはじめとするグリーンインフラの活用を推進しています。

本市においても、今後発生が予測される首都直下地震や、近年頻発している集中豪雨などの自然災害への対応策として、みどりの重要性が高まっており対応が求められます。



火災発生時焼け止まりになった公園
（未来につなぐ都市とみどり 国土交通省）



公園に整備された“かまどベンチ”



都市開発等におけるレインガーデン（雨庭）



緑化等を伴う雨水浸透施設

※1 内水氾濫：市街地に降った雨が水路や下水の排水能力を超え、雨水を河川へ排水できなくなることによって発生する氾濫をいいます。

※2 外水氾濫：大雨による河川の増水により堤防が決壊したり、河川の水が堤防を超えたりすることによって発生する氾濫をいいます。



② 地球温暖化の進行

地球温暖化による気候変動の進行によって局地的な集中豪雨の発生、台風の大型化、猛暑日の増加など、自然災害の脅威が高まり、市民の暮らしに大きな影響が生じることが考えられます。

気候変動への対応として、令和3年（2021年）に策定された国の地球温暖化対策計画では、都市における緑地や農地の保全、建築物の屋上などの新たな緑化空間の創出などにより、熱環境の改善を通じた都市の脱炭素化を推進することが示されており、本市においてもみどりの保全や創出などの取組の推進が重要となっています。

コラム

【身近なみどりによる気候変動への適応策】

地球温暖化などの気候変動により既に生じている、又は将来予測される影響による被害の回避や軽減のことを適応策と言います。

都市のヒートアイランド現象の進行や熱中症の増加が懸念されるなか、みどりを活用した適応策としては、屋上緑化やみどりのカーテンなどがあげられます。植物は直射日光を遮り、日かげを提供するだけでなく、植物に含まれる水分の蒸発などでも気温の低減に寄与します。



みどりのカーテン

【CO₂吸収源としてのみどり】

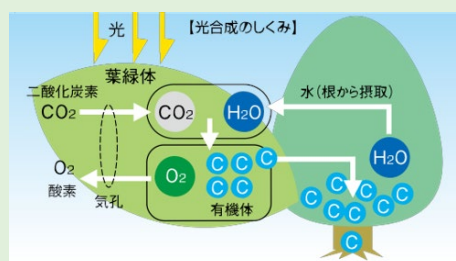
地球温暖化の防止には、温室効果ガスである二酸化炭素（CO₂）の大気中の濃度を増加させないことが重要です。森林をはじめとするみどりはCO₂吸収源として大きな役割を果たしています。

植物は光合成により大気中のCO₂を吸収し、炭素（C）として蓄えることで成長するとともに、酸素（O₂）を放出しています。

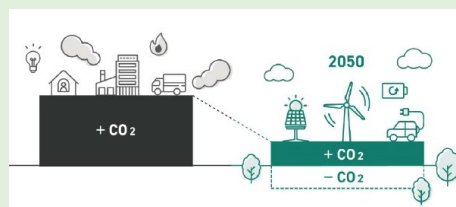
植物が吸収するCO₂や蓄積する炭素の量は、一本一本異なります。例えば、適切に手入れされているスギ人工林（36～40年生）で1haに1,000本の立木があると仮定した場合、スギ1本当たり約8.8kg/年のCO₂を吸収していることになります。

1世帯から1年間に排出されるCO₂量は、令和3年（2021年）の場合、約3,700kgでした。これを、スギが1年間で吸収する量に換算すると、スギ420本分と同じぐらいということになります。

本市では、令和4年（2022年）2月にゼロカーボンシティ宣言を行い、「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ（カーボンニュートラル）」を目指しています。CO₂吸収源となるみどりを増やすことは、カーボンニュートラルの観点からも大切な取組です。



光合成のしくみ（林野庁ホームページ）

カーボンニュートラルのイメージ
（環境省ホームページ）

③ 生物多様性の保全と活用

「生物多様性および生態系サービスに関する政府間科学・政策プラットフォーム（IPBES）」は地球上の生きものの約 100 万種が存続を脅かされていると警告しており、生物多様性の保全が急務となっています。

令和 4 年（2022 年）12 月に開催された生物多様性条約第 15 回締約国会議（CBD-COP15）では、新たな国際目標として「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」が採択され、2030 年までに「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現をミッションとしています。また、陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30 目標」が位置付けられました。

国では、「生物多様性国家戦略 2023-2030」において、健全な生態系の確保・回復、自然を活用した社会課題の解決等の行動戦略が掲げられています。都市地域における望ましい姿としては、緑地による生態系ネットワーク（エコロジカルネットワーク）の形成、都市緑地による地球温暖化対策やヒートアイランド現象の緩和、民間事業者の所有地の緑地確保、環境保全型農林水産業の拡大、生物多様性の保全を踏まえた都市住民の消費行動の拡大等があげられているほか、30by30 目標の達成に向け令和 5 年度（2023 年度）から、「自然共生サイト」の認定が令和 5 年（2023 年）から開始されています。

令和 6 年（2024 年）3 月には「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」が閣議決定され、企業等が地域において生物多様性増進活動を行おうとする際の「増進活動実施計画」の認定、市町村が地域の多様な主体と連携する「連携増進活動実施計画」の認定、「生物多様性維持協定」締結制度の創設等を行い、地域における長期的・安定的な活動を可能とする方針を示しました。



コラム

【生物多様性と私たちのつながり】

「生物多様性って？」

「生物多様性」とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。

生きものは、生命が誕生して以来、様々な環境に適応して進化してきました。その長い歴史の結果、現在地球上の至る所で多くの生きものが生息しています。そして私たち人間も含め、あらゆる生きものは直接的又は間接的に支え合って生きています。

この生物多様性を基盤とする生態系は、人が生きていくために欠かせない酸素や食料を供給してくれるだけでなく、水源のかん養や精神的な安らぎ、豊かな文化を形成するなど、私たち人間に多くの恩恵を与えています。それら生物多様性がもたらす恩恵を「生態系サービス」と呼んでいます。

TEEB（生態系と生物多様性の経済学）では、生態系サービスを以下の4つに分類しています。

1. 供給サービス : 食料、水、木材や肥料などの原材料、医薬品や化粧品などの供給
2. 調整サービス : ヒートアイランド緩和、二酸化炭素固定、水質浄化、花粉媒介など
3. 生息・生育地サービス: 生息・生育環境の提供、遺伝的多様性の維持など
4. 文化的サービス : 自然的景観の保全、レクリエーションや観光の場と機会、芸術・デザインへのインスピレーション、科学や教育に関する知識など



（環境省 価値ある自然 生態系と生物多様性の経済学:TEEB の紹介）

このように、生物多様性と生態系は私たちのいのちと暮らしを支えています。

そして、これら生きもののつながりは、地球の長い歴史の中で形成されてきました。そのため、一度生物多様性が消失すると、回復には非常に長い時間が必要です。また、生きものは相互に支えあって生きていますが、その関係は完全に解明されておらず、消失による影響は未知数です。

将来にわたって生態系サービスの恩恵を受け続けていくためには、その源である生物多様性の保全が重要と言えます。



自然のめぐみ（環境省 生物多様性広報パネル）

「生物多様性保全のための里地里山の重要性」

里地里山は、集落を取り巻く農地、ため池、二次林と人工林、草原などで構成される地域であり相対的に自然性の高い奥山自然地域と人間活動が集中する都市地域との中間に位置しています（環境省）。長い年月を通じた農業や林業などの人の営みにより雑木林、水田、草原などが形成され、持続的に利用されてきた里地里山は、近年、持続可能な社会モデル「SATOYAMA」として国際的にも注目を集めています。

人の手により形成されてきた自然環境には、その環境を好む生きものたちによって特有の生態系が成立してきました。そのため、里地里山には多くの生きものが依存しており、生きものと人が共生している空間となっています。

しかし、人口減少や営農形態の変化などによって人の手が入らなくなったことにより、里地里山の荒廃が懸念されています。生物多様性国家戦略における「生物多様性の危機」でも、里地里山に対する人間活動の縮小があげられているように、人の手が入らなくなった環境では、里地里山特有の自然環境が失われ、そこに住む生きものにも大きな影響があります。そのため、本市でも生物多様性保全のために里地里山の適正な管理や保全が求められています。

環境省は、30 by 30目標達成に向けて、生物多様性の価値を有し、民間等の取組によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」として認定する事業を開始しました。

本市では、令和5年（2023年）に長池公園が自然共生サイトに認定されました。また、第3次環境基本計画の改定に合わせ、生物多様性地域戦略を策定しました。



里山の生きものたち



4 国等の方向性

令和2年（2020年）に八王子すみどりの基本計画を策定して以降、国や東京都などではみどりに関連する以下の主要な施策が展開されてきました。

・都市計画公園・緑地の整備方針（東京都・区市町）	令和2年（2020年）7月
・緑確保の総合的な方針改定（東京都・区市町村）	令和2年（2020年）7月
・生物多様性国家戦略 2023-2030	令和5年（2023年）3月
・グリーンインフラ推進戦略 2023	令和5年（2023年）9月
・持続可能な開発の目標(SDGs)実施指針決定	令和5年（2023年）12月
・東京グリーンビズ 東京都の緑の取組 Ver.2（東京都）	令和6年（2024年）1月
・都市緑地法等の一部を改正する法律	令和6年（2024年）5月
・第六次環境基本計画	令和6年（2024年）6月

これらの中でも次の①～③は、これからのみどりに関わる取組に対して、特に考慮していく必要があります。

① グリーンインフラ推進戦略 2023

令和元年（2019年）7月の「グリーンインフラ推進戦略」策定以降、世界的な潮流としてネイチャーポジティブやカーボンニュートラル、ネットゼロなど、グリーンインフラに関連する社会情勢が変化してきていることを受け、「自然と共生する社会」の実現を目指し、「グリーンインフラ推進戦略 2023」が策定されました。また、国内外の事例・研究の収集等を踏まえ、市区町村がグリーンインフラの実装を戦略的に推進する観点から、緑の基本計画の策定・改定を行う際に参考となる考え方や根拠等を整理した「緑の基本計画×グリーンインフラガイドライン（案）」が令和6年（2024年）6月に策定されました。

グリーンインフラで目指す姿「自然と共生する社会」の実現に向けた取組の例（一部抜粋）	
「自然に支えられ、安全・安心に暮らせる社会」の実現に向けた取組 【安全・安心】	・吸収源対策の推進 ・自然環境が有する機能を活用した流域治水の推進 ・都市公園等におけるレインガーデンや雨水貯留・浸透施設の整備等
「自然の中で、健康・快適に暮らし、クリエイティブに楽しく活動できる社会」の実現に向けた取組【まち】	・街路や公園緑地を活用した都市における生物多様性の確保 ・住宅・公共施設やその跡地等を活用した緑地や水辺の創出



「自然を通じて、安らぎとつながりが生まれ、子どもたちが健やかに育つ社会」の実現に向けた取組【ひと】	・水と緑のネットワークの形成 ・地域コミュニティの形成に資する公園緑地の確保
「自然を活かした地域活性化により、豊かさや賑わいのある社会」に向けた取組【しごと】	・都市再生における民間活力を活用した地区外も含めた緑地の保全・創出

② 東京グリーンビズ

東京都では、人々の生活にゆとりと潤いを与える緑の価値を一層高め、都民とともに未来に継承していくため、100年先を見据えた新たな緑のプロジェクト「東京グリーンビズ」を令和5年（2023年）7月に始動し、「東京都の緑の取組 Ver.2」を令和6年（2024年）1月に公表しています。

東京グリーンビズの3つの観点	
緑を「まもる」取組	・地域に根付いた緑（屋敷林等）を守る ・豊かな自然を有する地域を保全 ・樹木を残す新たな仕組み ・水道水源林の保全管理 ・持続可能な森林循環を促進
緑を「育てる」取組	・みんなで一緒に緑を育てる「東京グリーンビズ・ムーブメント」 ・まちづくりにあわせた緑の創出 ・豊かな緑や開放的な広場を創出 ・緑と水のネットワーク化 ・まちのシンボルとなる緑豊かな空間を創出
緑を「活かす」取組	・緑・自然が有する機能を活用「グリーンインフラ」 ・公園の魅力を高めTOKYOの顔に ・地域の名所として緑を活用 ・豊かな自然の魅力を発信 ・緑の多様な価値を活かす



③ 都市緑地法等の一部を改正する法律

気候変動対策や生物多様性の確保、幸福度（Well-being）の向上等の課題解決に向けて、都市において緑地の質・量両面での確保等を推進することを目的として、関係法令が一括で改正されました。

【改正内容】

1. 国主導による戦略的な都市緑地の確保
◦ 国が都市緑地に関する基本方針を策定【都市緑地法】 ◦ 都道府県が都市緑地に関する広域計画を策定【都市緑地法】 ◦ 都市計画における緑地の位置付けの向上【都市緑地法】
2. 貴重な都市緑地の積極的な保全・更新
◦ 緑地の機能の維持増進を図るために行う再生・整備を法的に位置付け【都市緑地法】 ◦ 緑地の買入れや整備を代行する国指定法人制度の創設【都市緑地法・古都保存法・都開資金法】
3. 緑と調和した都市環境整備への民間投資の呼び込み
◦ 民間事業者等による緑地確保の取組に係る認定制度の創設【都市緑地法・都開資金法】 ◦ 都市の脱炭素化に資する都市開発事業に係る認定制度の創設【都市再生特別措置法】



持続可能な開発目標（SDGs）との関わり

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）は、経済・社会・環境の3つのバランスが取れた社会を目指すための世界共通の行動目標であり、2015年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられているものです。

SDGsは、すべての国々、人々を対象としており、2030年までに持続可能な社会を実現するために達成すべき17のゴールと169のターゲットを掲げています。17のゴールは、世界中で取り組むべき課題の解決を目指しており、達成に向けて、すべての人々がSDGsを理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められています。また、すべてのゴールが相互に関係しており、一つの行動によって複数の課題を統合的に解決することで、持続可能な社会を目指すものです。

国でも、平成28年（2016年）に内閣が「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置するとともに、同年に策定した「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」には、地方自治体の各種計画などにSDGsの要素を最大限に反映することを奨励しています。

本計画では、SDGsのうち特に関連の深い「11」「15」「17」の達成に貢献し、SDGsが掲げる持続可能な社会の実現を目指します。



5 市民意見

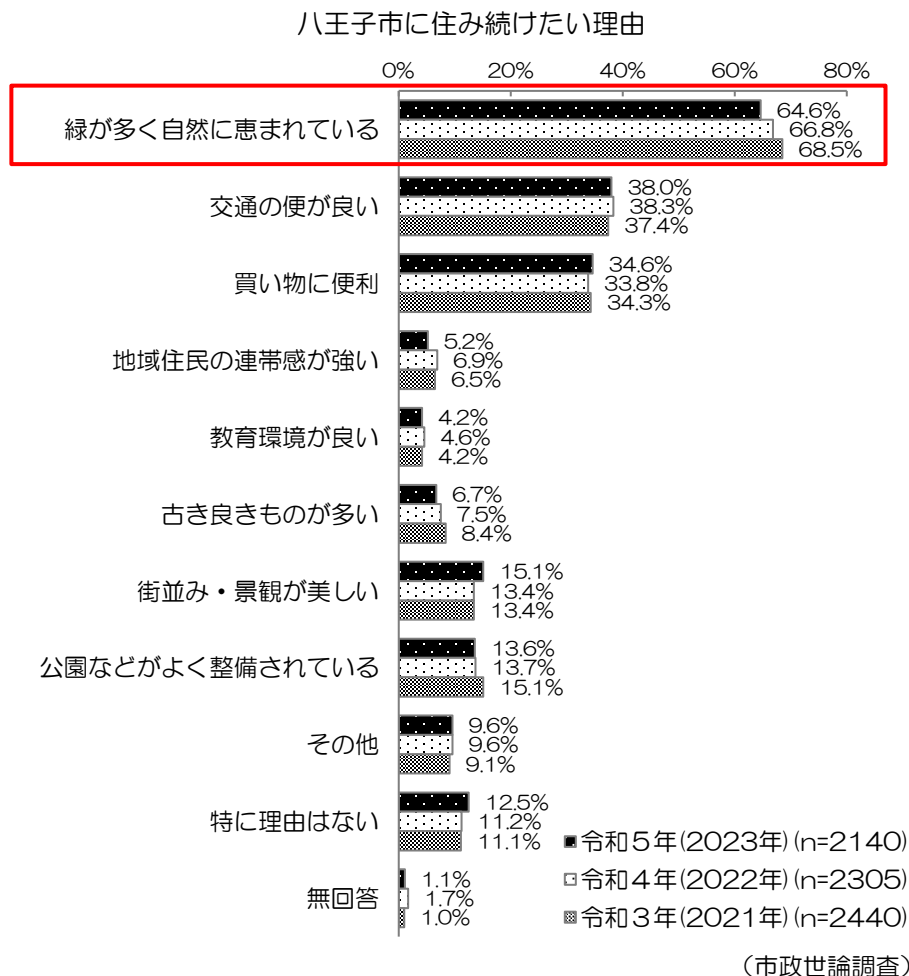
みどりの保全や緑化の推進には、市民との協働が非常に重要です。計画改定に向け、今後取り組むべき施策や市民ニーズを把握するため、次のとおり市民意見の把握を行いました。

- ① 市政世論調査（令和3年（2021年）5月、令和4年（2022年）5月～6月、令和5年（2023年）5月～6月実施）
- ② 市政モニターアンケート（令和6年（2024年）8月実施）
- ③ みどりに関するアンケート（令和6年（2024年）8月実施）

調査結果概要（小数点以下の処理により、合計が100%にならない場合があります。）

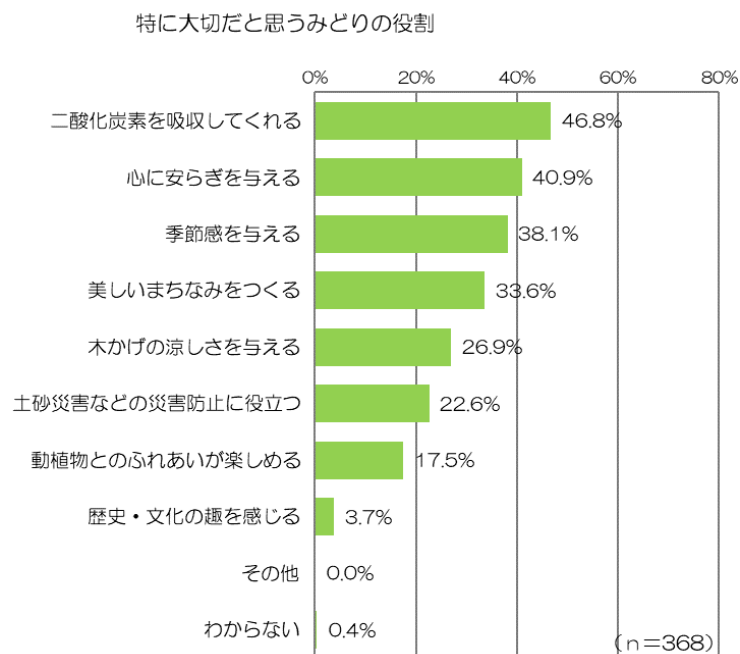
○ 定住意向について（市政世論調査）

市民の約9割がこれからも八王子市に住み続けたいと回答しており、その理由として65%以上の市民が「緑が多く自然に恵まれている」ことを理由にあげています。



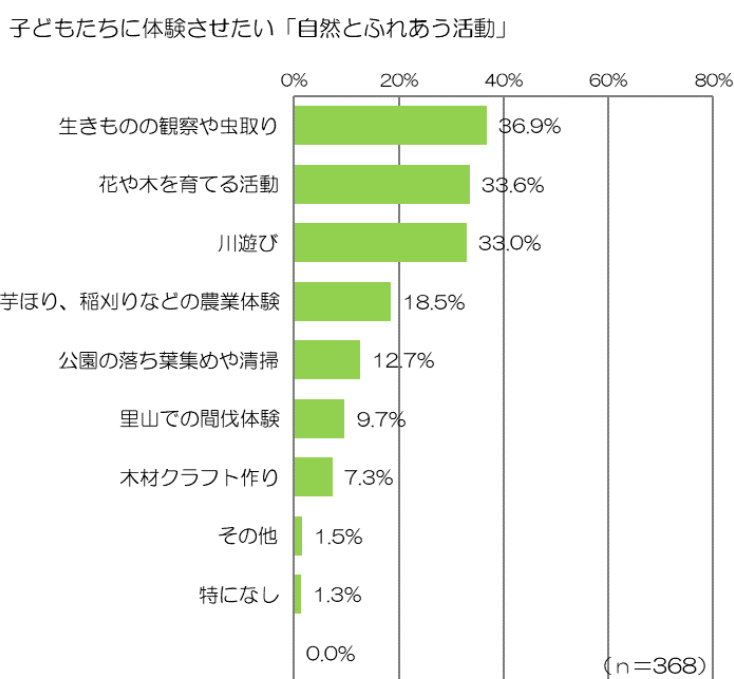
○ みどりの役割について（市政モニターアンケート、みどりに関するアンケート）

大切だと思うみどりの役割について「二酸化炭素を吸収してくれる」、「心に安らぎを与える」、「季節感を与える」の回答が多い結果でした。



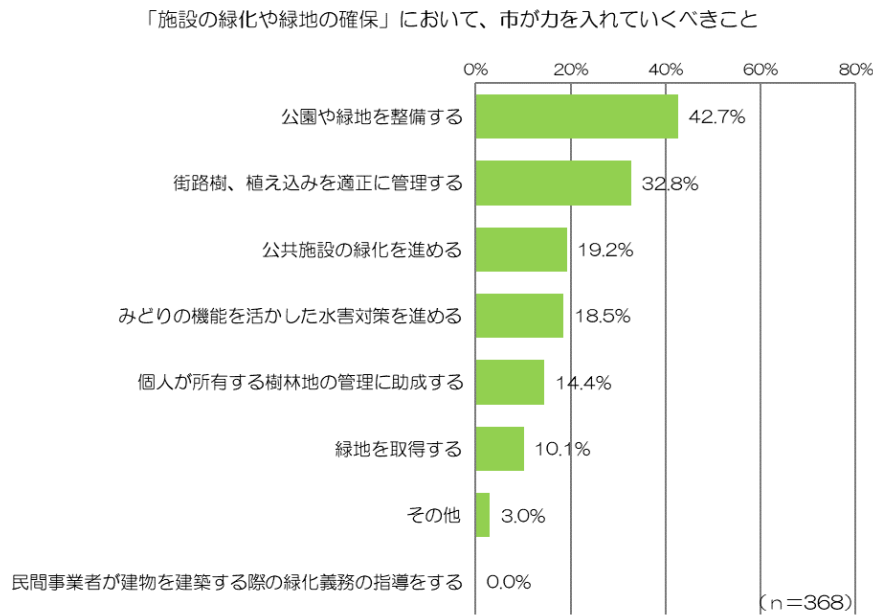
○ 子どもたちに体験させたい「自然とふれあう活動」（市政モニターアンケート、みどりに関するアンケート）

子どもたちに体験させたい「自然とふれあう活動」として、「生きものの観察や虫取り」、「花や木を育てる活動」、「川遊び」などが多い結果でした。



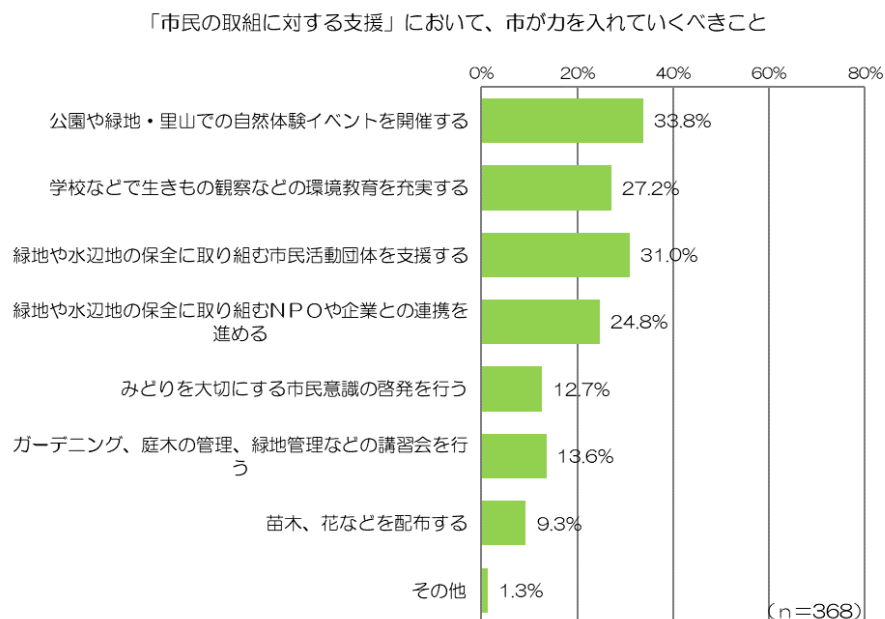
○ 「施設の緑化や緑地の確保」において、市が力を入れていくべきこと（市政モニターアンケート、みどりに関するアンケート）

みどりを守り育てていくために、「施設の緑化や緑地の確保」において、市が力を入れていくべきこととして、「公園や緑地を整備する」、「街路樹、植え込みを適正に管理する」など、公共緑地の管理に関する回答が多い結果でした。



○ 「市民の取組に対する支援」において、市が力を入れていくべきこと（市政モニターアンケート、みどりに関するアンケート）

みどりを守り育てていくために、「市民の取組に対する支援」において市が力を入れていくべきこととして、「公園や緑地・里山での自然体験イベントを開催する」、「学校などで生きものの観察などの環境教育を充実する」、「緑地や水辺地の保全に取り組む市民活動を支援する」の回答が多い結果でした。



6 中間改定の考え方

計画期間前期の取組や社会情勢などを踏まえ、基本計画の中間改定の考え方を整理しました。みどりの現状や関連法令・計画を踏まえた本市に求められることとして、生物多様性の保全、民有地のみどりの確保、担い手の確保の取組を強化することがあげられます。

市のみどりの現状

○みどりを一定量確保

確保した緑地の面積（約 179ha）、設置済み公園数（約 940 か所）

⇒【課題】量を確保しつつ質を向上する適正な管理や活用の推進

○民有地のみどり

生産緑地地区の減少、空き地の増加・樹林地の管理不全

⇒【課題】さらなるみどりの減少、担い手不足で管理が行き届かないみどりが増加

○多様な主体によるみどりの活動

アドプト参加者数の減少（道路 321 人減、水辺 12 人減）⇒【課題】さらなる活動の縮小 など



市の上位計画

○第3次八王子市環境基本計画・八王子市生物多様性地域戦略策定（令和6年3月）

○第3次都市計画マスタープラン策定（令和7年●月）

社会情勢

○人口減少、少子高齢化社会の進行 ⇒【課題】コミュニティ希薄化の進行、担い手の確保が困難

○ライフスタイル、価値観の多様化 ⇒【課題】みどりを活用した QOL 向上や市民ニーズに応じた活用

○災害、気候変動、生物多様性保全などの問題 ⇒【課題】解決に寄与できるみどりの整備や確保

など

国の方向性

○生物多様性に配慮したエリアの拡大

○グリーンインフラによる持続可能な都市づくり

○民間の取組によるみどりの確保

市民意識

○みどりの確保や生物多様性の保全のため公園・街路樹の適正管理に高い需要

○体験を重視したみどりとの関わりに需要 など

基本方針

質の向上

- ・確保されたみどりの適正な管理や整備を通じて、みどりの機能の効果的な
- ・みどりを適正に利活用することによって都市の価値や市民の QOL 向上を

量の確保

- ・みどりの量を確保し良好な自然環境を増やすことで、気温上昇の抑制、
- ・みどりと調和した八王子らしい暮らしのため、本市特有の都市景観や自然

パートナーづくり

- ・市民全体でみどりの価値を共有し、みどりの活動のすそ野を広げること
- ・子どもたちのみどりへの関わりやふれあう機会を確保し健全な発育に寄与



計画改定の基本的な考え方

みどりとみどりに関わる活動を「地域の資産」と捉え、みどりと調和したまちを目指す

- これまでの取組により保全・創出されたみどりを維持し、さらに向上させるための活用を推進します。活用にあたっては「防災性が向上する」、「景観が良くなる」、「地域のコミュニティが活性化する」など、市にとって重要な課題の解決や市民の豊かな暮らしにみどりが貢献できるよう施策を展開します。
- みどりは生活に潤いをもたらし、生物多様性の保全に必要不可欠であるなど都市において貴重な存在です。今後もみどりの創出や保全を通じて自然豊かな都市環境の形成を目指します。みどりの新たな整備や保全にあたっては、**第3次環境基本計画や国等の動向を踏まえ、生物多様性のもつ意義をみどりの保全や活用につなげます。**
- これまで公園や道路、樹林地など多くのみどりにおいて、市民や事業者などとの協働による良好な環境が形成されてきました。みどりの活用や保全の取組のさらなる推進には、今まで以上に多様な主体との連携が必要となります。**また、自然環境や社会情勢の変化に伴い顕在化している民有地の管理不全やナラ枯れ等への対策が必要です。**そのため、市民や事業者などともみどりとの関わり合いを創出し、協働のすそ野を広げる取組を推進するとともに、**法や制度を活用した取組みを推進します。**
- 次世代へみどりを継続するためには、子どもたちがみどりの大切さを知ることが重要です。多様な自然環境を有する本市は環境教育・環境学習の場に適しているため、様々なみどりを活用した環境教育の機会を創出します。**環境教育の実施にあたっては、担い手の育成や民間企業等との連携を図ります。**
- みどりが有する多様な機能を活用し、地域課題の解決に貢献するグリーンインフラの取組を推進します。
- 限られた財源での効率的な活用や保全を進めるため、様々な手法の検討や実施を目指します。
- これら取組を人口動態やみどりの特徴など、地域の特性に応じて推進します。

中間改定の視点

発揮や新たな機能の付加によるみどりの質の向上を図る。
目指す。

生物の生息生育の場の提供など環境に配慮した社会の形成に貢献する。
環境を保全、創出する。

で、多様なパートナーによる主体的なみどりの活動を推進する。
するとともに、次世代の担い手として環境に対する興味関心を高める。

生物多様性の保全

民有地のみどり確保

担い手の確保



第3章

基本計画

1 基本理念.....	32
2 みどりの将来像.....	33
3 基本方針.....	36
4 計画の目標.....	37
5 施策の体系.....	38
6 施策の展開.....	39

みどりの機能を活かし、市民・事業者・行政の 協働により次世代に継承する

八王子に住み続けたいと思う市民のうち65%以上が「緑が多く自然に恵まれている」ことを理由にあげています。さらに、都市の防災性の向上や地球温暖化防止、生物多様性の保全などみどりの持つ機能に対しての期待が高まっています。

このような機能を持つみどりは、八王子市の財産であり、新たに作り出すのは大変難しいものです。

私たちは、この豊かなみどりを守り育てていかななくてはなりません。

そのためには、市民・事業者・行政のパートナーシップを築き、豊かなみどりを次世代に継承していく必要があります。

以上のことから、本計画の基本理念を「みどりの機能を活かし、市民・事業者・行政の協働により次世代に継承する」とします。



2 みどりの将来像

自然とまちと人を結ぶ 『みどりの環境調和都市』

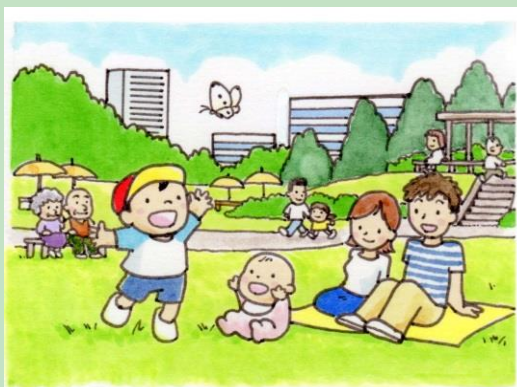
みどりは、多くの人々にやすらぎを与え、うるおいをもたらすだけでなく、生物多様性の保全や健全な水循環の構築、都市の防災性向上、地球温暖化の防止など多様な機能を持っています。

このようなみどりが持つ多様な機能と、市街地から山地に至る本市の様々なみどりを市民一人ひとりの共有財産として認識しながら、日ごろからみどりとふれあうことができる自然と暮らしが調和したまちの実現を目指します。

そこで本計画では、みどりの将来像を「自然とまちと人を結ぶ『みどりの環境調和都市』」とします。

望まれる市民の姿

- 多様な世代がみどりとふれあい、新たな交流や余暇活動が生まれています。
- みどりが多くの市民の手によって支えられています。



みどりの将来像

エリアの区分

- ：山地
●：丘陵地
●：市街地



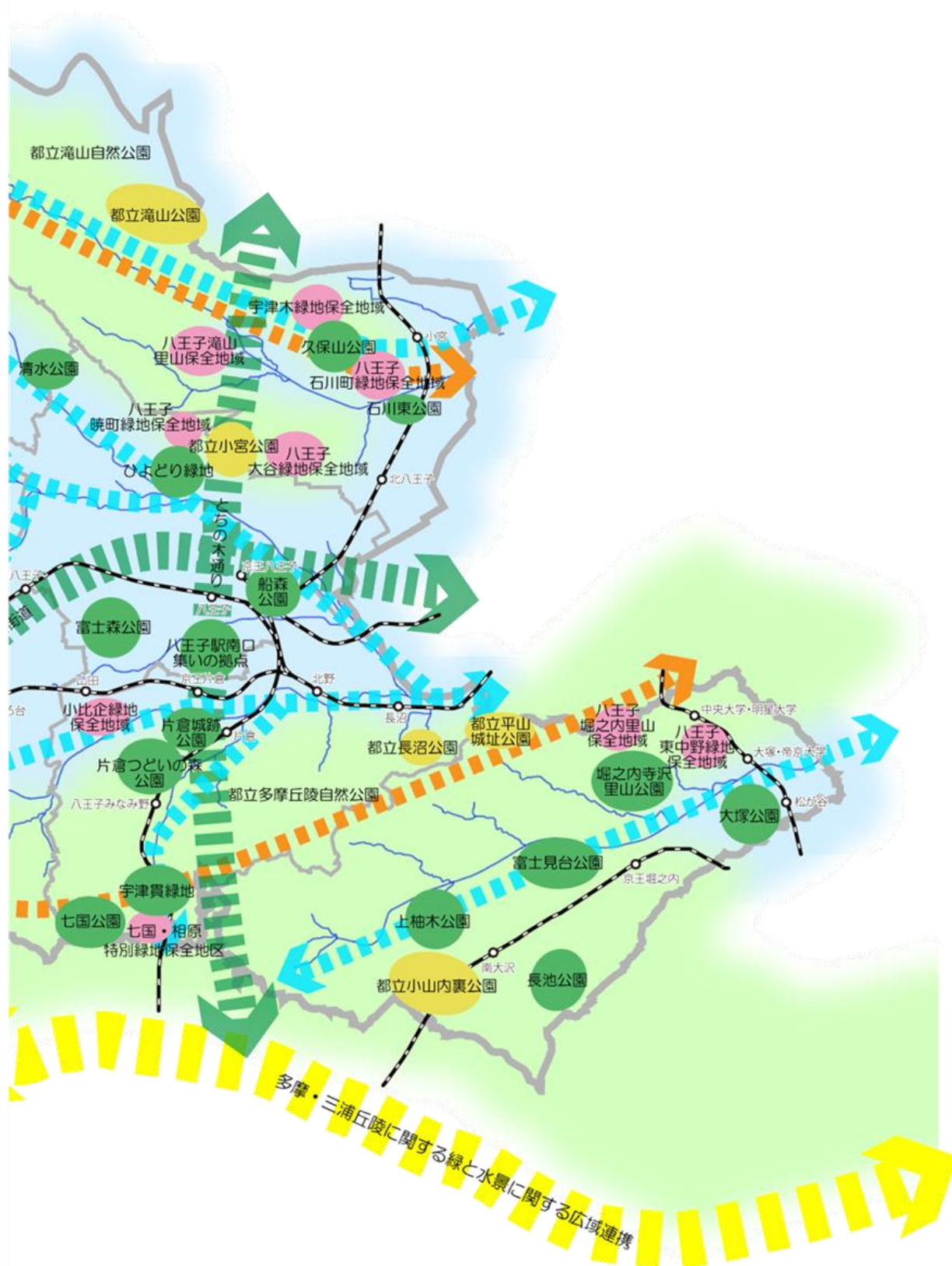
みどりの軸

- ■ ■ : 水辺の軸
■ ■ ■ : みどりの軸
■ ■ ■ : みどりの環

みどりの拠点

-  : 公園・緑地（市）
 河川
-  : 公園・緑地（都）
  6 地域区分
-  : 樹林・里山





※みどりの創出や保全是長期的な取組によって実現可能となるため、計画期間にとらわれず長期的な視点から将来像を示しています。



3 基本方針

基本理念や将来像を踏まえ、次の基本方針に沿って、みどりの活用・創出・保全などに関する施策を展開していきます。

質の向上

基本方針Ⅰ

みどりの活用により多彩なみどりの機能が発揮されたまちづくり

市民の豊かな暮らしや社会的課題に対応するため、みどりの活用や創出を図ります。活用や創出にあたっては、みどりの機能を通じて、まちの魅力向上や安全で快適な暮らしの実現などに貢献するグリーンインフラの取組を推進します。また、多彩なみどりの機能を発揮させることによって、みどりの価値を高めていきます。



量の確保

基本方針Ⅱ

みどりの確保による豊かな自然環境との共生



本市特有の豊かなみどりを将来に継承するため、減少しつつあるみどりの保全を図ります。特に、みどりのネットワークとして地理的に重要なみどりや多くの機能が発揮できるみどりは、拠点として重点的な保全を推進します。これらの取組により、みどりと調和したまちを目指します。

パートナーづくり

基本方針Ⅲ

幅広い主体によるみどりの活動推進と次世代への継承

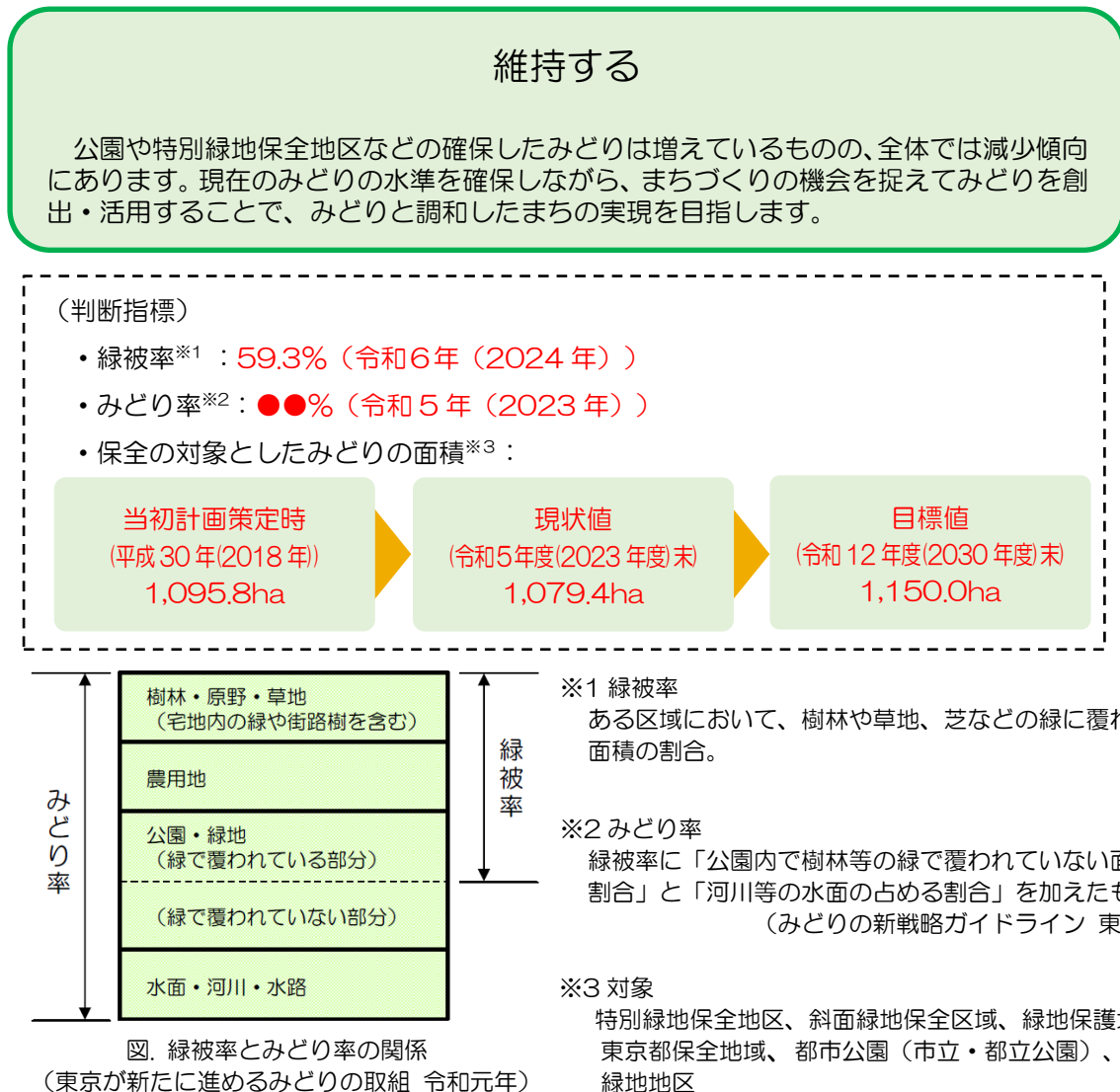
みどりの価値を高め、みどりと調和したまちの形成を推進するため、幅広い主体と一体となって、みどりの活用や保全、管理を図ります。そのために人材の育成やさらなる連携強化に取り組みます。また、子どもがみどりにふれあい、楽しみながらみどりの大切さを知る機会を創出します。



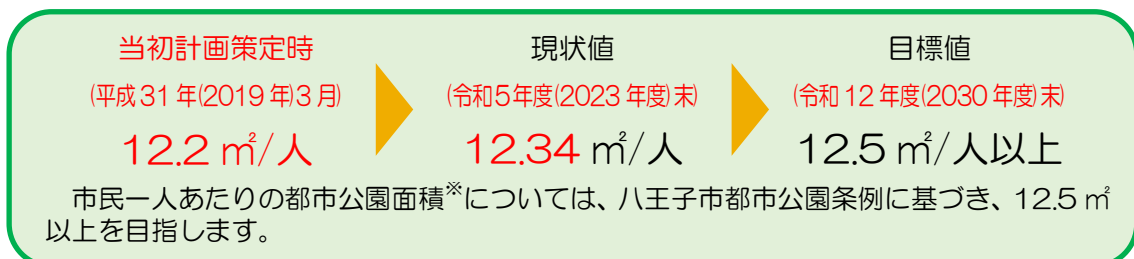
4 計画の目標

本計画では、様々なみどりの保全活用による環境調和都市の実現を目指しています。このことから、多様な機能を発揮するみどりの量的な維持を図るため、計画全体にかかる目標を次のとおり設定しています。今後、新たな公園を整備することなどにより目標達成に向けて取り組みます。

① みどりの総量



② 市民一人あたりの都市公園面積



※一人あたりの都市公園面積 = 都市公園(市立・都立公園)面積 ÷ 人口

5 施策の体系

本計画の施策体系は、3つの基本方針、10の施策方針、27の施策展開で構成しています。

基本方針	施策方針	施策の展開
Ⅰ みどりの活用により多彩なみどりの 機能が発揮されたまちづくり	1. みどりを活かした 都市の価値向上	① まちのシンボルとなる新たな集いの拠点づくり ◎ P.39 ② 地域の魅力を高める公園・緑地づくり P.41 ③ 地域の特徴を活かしたみどりの活用 P.42
	2. みどりによる 快適性の向上	① みどりによる魅せる空間づくり ◎ P.43 ② まちなかの目に見えるみどりの創出 P.45
	3. みどりによる安心 安全なまちの形成	① 都市防災に資するみどりの活用 P.46 ② みどりの管理水準の維持向上 P.46
	4. 生物多様性に配慮 したみどりの管理	① みどりと生きもののつながりの構築 P.48 ② 生きものとの適切な関係の構築 P.49
Ⅱ みどりの確保による 豊かな自然環境との共生	1. 多様な機能を備えた 里山の保全と活用	① 上川の里特別緑地保全地区の保全と活用 ◎ P.50 ② 多様な里山環境の維持と活用 P.52
	2. 保全の核となる まとまりのある みどりの保全	① 特別緑地保全地区制度によるみどりの維持 P.53 ② 拠点となる樹林地の保全 P.53 ③ 高尾・陣場地域の保全推進 P.54
	3. 市民生活と調和した 身近なみどりの保全 と創出	① 民有樹林地の保全 P.55 ② 農地の保全 P.56 ③ 水辺地の保全 P.56 ④ 公園・緑地づくり P.57 ⑤ まちづくりを通じたみどりの維持・創出 P.58
Ⅲ 幅広い主体によるみどりの 活動推進と次世代への継承	1. みどりと人を未来へ つなぐ取組の推進	① 子どもにみどりの価値を継承する取組の推進 ◎ P.59 ② みどりの活動を通じたコミュニティの形成 P.61
	2. 多様な主体による みどりへの関わりの 推進	① 多様な主体がみどりと関わる機会の創出 P.62 ② みどりを支える人材の育成とネットワークづくり P.62 ③ みどりの情報発信・普及啓発と基金の活用 P.63
	3. みどりを育む連携の 強化	① 市民との連携推進 P.64 ② 広域・近隣自治体との連携促進 P.65 ③ 事業者・教育機関との連携促進 P.66

◎：リーディング・プロジェクト（重点施策）



6 施策の展開

みどりの将来像実現のために具体的に取り組んでいく事業を、施策の体系に沿って設定しました。そのなかで本計画を先導する施策として、重点的に取り組むべき施策に関しては「リーディング・プロジェクト」として設定しました。

これらの取組を通じて、「みどりの環境調和都市」の実現を目指します。

基本方針Ⅰ みどりの活用により多彩なみどりの機能が発揮されたまちづくり

施策方針

1. みどりを活かした都市の価値向上

社会が成熟化し、みどりを一定程度確保した状況下において、これからはみどりを活かして本市の魅力や価値を高めていくことが必要です。本施策では、**本市が持つ魅力である多様な公園、湧水をはじめとした水辺、日本遺産を構成するみどりなどの利活用を通じて、まちのイメージを向上させる取組を推進します。**

① まちのシンボルとなる新たな集いの拠点づくり

リーディング・プロジェクト①

目的

市内のみどりの量は地域によって大きな偏りがあり、みどりが少ない中央地域ではまとまりのあるみどりが必要となっています。特に中央地域では人口が集中しており、災害時の一時的な避難や支援活動などに活用できる防災機能が必要です。さらに、今後の社会情勢や社会ニーズを鑑みると、地域コミュニティの更なる活性化やQOLの向上、サードプレイスの提供などに寄与する場も必要となります。

本施策では、**まちのシンボルとなる集い**の拠点の整備を通じて、まちの価値向上を図ります。



利用イメージ

(八王子駅南口集いの拠点プレサイト)
(<https://8oji-centralpark.jp/>)

(参考) 一人あたりの都市公園面積の比較

中央地域	市域全体
2.29 m ² /人	12.34 m ² /人



プレサイト2次元コード

具体的な取組

八王子駅南口集いの拠点の整備

中央地域の八王子駅南口にある八王子医療刑務所跡地を活用し、まちのシンボルとなる集いの拠点が令和8年（2026年）にオープンします。

集いの拠点は、学び・交流・防災の3つの機能を備えた利用・滞在を促す「サードプレイス」を実現し、約5.2haの敷地に、公園、ライブラリ、ミュージアム、交流スペースが一体となった複合機能施設です。

ランドスケープは、八王子の風土を感じることができるとともに、高低差のある敷地の特性を活かし、建物のすべてのフロアレベルと広場がシームレスにつながります。

環境面ではSDGsの目的達成に向け、屋上緑化の高断熱化による熱負荷低減や一次消費エネルギー消費量-51%のZEB Ready実現とともに太陽光発電設備を設置し再生可能エネルギーを日常や災害時に活用します。

またグリーンインフラの考えに基づき雨水を土にゆっくり浸透させる雨水浸透施設で地下水保全を図ることや、地域資源循環のため、内部仕上げ等に多摩産材を活用します。防災面では、地域の防災力を高めるため、広域避難場所や一時滞在施設の機能を設えます。



メイン棟イメージ



1階 交流スペース



2階 ライブラリ



1F 展示ロビー



中央吹き抜け



2階 SPOT HACHIOJI



軒下テラス



図. 施設全体イメージ（『八王子駅南口集いの拠点』整備・運営事業 ミライテラスプロジェクト概要説明書）

② 地域の魅力を高める公園・緑地づくり

具体的な取組

地域の特徴を活かした公園づくり

質の高い公園空間を創出するために、地域を代表する拠点となる公園については、その公園特性を踏まえて地域の方の意見を活かした、魅力あふれる公園づくりを推進します。

ユニバーサルデザインの導入

誰もが気軽に利用できる公園を目指し、エントランスやトイレ、**広場**などでユニバーサルデザインの検討を進め、利用しやすい公園づくりを推進します。**公園の整備にあたっては、障害の有無にとらわれず誰もが分け隔てなく一緒に遊べるインクルーシブ広場の考え方を取り入れます。**

民間活力の導入と有効活用

公園の柔軟な運営や民間ノウハウの導入を図るため、様々な民間活力を使った手法の導入・検討を進めます。また、指定管理者やNPOなどと連携を行い、**パークライブラリーの実施やキッチンカー活用等、自主事業の推進による公園サービスの向上を図ります。**



上柚木公園



清水公園

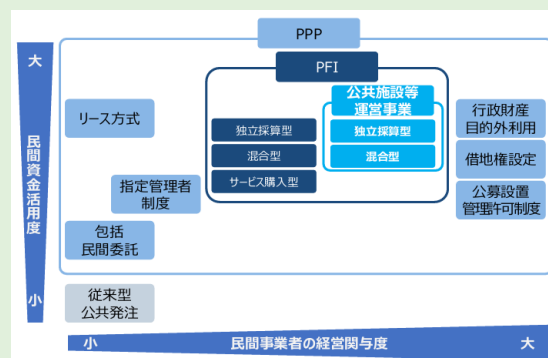
拠点となる公園例

コラム

【民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律によるPFI事業】

PFI（Private Finance Initiative）とは、官民連携（PPP Public Private Partnership）の一形態で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法です。

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）」により事業の枠組みが設けられています。



PPP/PFI事業の概要イメージ
(PFI事業の概要(内閣府PPP/PFI推進室))

③ 地域の特徴を活かしたみどりの保全と活用

具体的な取組

レクリエーションの場としてのみどりの活用

本市の魅力である多様な公園や水辺空間について、身近な遊びやレクリエーション、スポーツの場としての利活用の取組を、関係機関や民間との連携のもと促進します。また、公園・水辺がより利用しやすくなるように「公園マップ」「湧水めぐりマップ」などを活用します。

みどりの資源循環の推進

本市の森林からの産出材を含む多摩産材の利用を促進します。また、せん定枝の有効活用などにより、みどりの資源化による資源循環に努め、みどりを継続的に維持・活用していくことを目指します。

風致地区制度による景観の維持

「多摩陵風致地区」については、開発などにおける建築規制や緑化の誘導により、周辺の良い景観と一体となった地域の形成を推進します。

歴史と結びついたみどりの保全

歴史・文化的に重要であり、地域の歴史を把握する上で大切な「天然記念物」に指定されている樹木の保全を図ります。

日本遺産を構成するみどりの活用

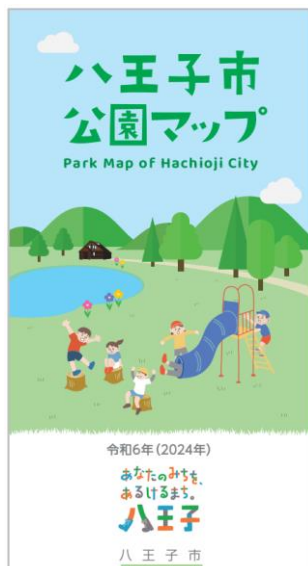
高尾山・八王子城跡など日本遺産を構成するみどりを活用した取組を促進します。



八王子城跡



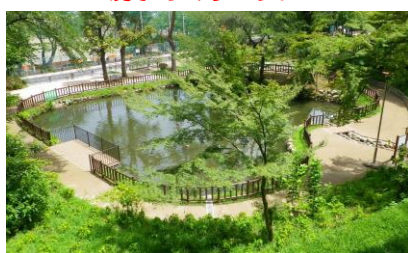
湧水めぐりマップ



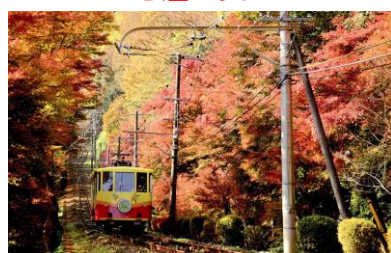
公園マップ



ミズカツイベントの様子



六本杉公園の湧水



秋の高尾山



施策方針

2. みどりによる快適性の向上

まちに新たなみどりを創出することで、美しい景観の形成や都市の冷却効果が期待されます。ただし、単にみどりを増やせば良いわけではなく、人の目にふれるみどり（緑視）を増やすことが大切です。本施策ではまちなかにみどりを創出するとともに、全国都市緑化はちおうじフェアで向上した市民の緑化意識を活かした施策により、きれいで快適な地域づくりを進めます。

① みどりによる魅せる空間づくり

リーディング・プロジェクト②

目的

平成29年（2017年）に開催された第34回全国都市緑化はちおうじフェアでは、多くの市民ボランティアとの連携により、市内各地で花壇づくりを行いました。さらに、市の玄関口であるJR八王子駅前では、市民ボランティアによって駅前空間を花で彩る花壇づくりが継続的に行われています。これら市民協働の取組が今後も継続的な活動となり、全市的に活動の輪が広がるように人材を育成、支援していく必要があります。

また、市民アンケートではみどりに対して、季節感を与え、美しいまちなみやきれいな景色を形成する役割に高い需要があることがわかりました。

本施策では今まで培ってきた市民との協働を継続・発展させる取組を行い、花を育てることによるまちなかの景観形成や地域コミュニティの醸成を目指し、花壇と人に着目した施策を展開します。



片倉つどいの森公園（地域モデル花壇支援事業）



市民ボランティアによる八王子駅前の花壇づくり

具体的な取組

市民主体によるまちなか緑化事業の推進

・グリーンパートナー養成講座の実施

専門家による市民へのガーデニング講座を通して専門的な知識を持った人材を育成し、地域モデル花壇やコミュニティ花壇へ人材を輩出していきます。また、講座の実習でデザインした花壇は質の高いまちなかの景観形成のモデルとして活用するほか、講座修了生のステップアップや活動機会の拡大を検討します。



専門家の指導による花壇づくり



景観形成のモデルとなる花壇（富士森公園）

・地域モデル花壇支援事業の推進

全国都市緑化はちおうじフェアでは、市民ボランティアが専門家の指導のもと、各地域で特色のある花壇づくりを行いました。これらの花壇を地域のモデル花壇と位置づけ、各地域での花壇づくりの参考となり、地域の特色や土地柄に合う植物を取り入れながら、質の高い花壇を維持できるように支援します。また、活動による地域のコミュニティ醸成を図ります。



西部地区（小田野中央公園）



北部地区（道の駅八王子滝山）



コミュニティ花壇



西南部地区（横川町住宅）



東南部地区（片倉つどいの森）



東部地区（南大沢駅前）

・コミュニティ花壇創出事業の推進

市民が主体的に花壇づくりを行える環境を整え、まちなか緑化の活動を広げることにより、まちの魅力を高め、地域のコミュニティ醸成を図ります。



② まちなかの目に見えるみどりの創出

具体的な取組

緑化条例を活用したみどりの創出

市では一定規模以上の開発・建築行為に伴い、敷地内の緑化を義務付けています。令和4年度（2022年度）には活用できる手法として屋上や壁面への緑化を追加したほか、接道緑化を誘導する仕組みを取り入れました。引き続き、緑化を促す仕組みを検討し、緑視の効果によるまちの魅力向上を図ります。

みどりのカーテンの普及啓発

みどりのカーテンは目に見えるみどりの範囲が広いにも関わらず、限られたスペースでの緑化が可能です。また、日差しを遮ることで室温の上昇を抑える機能もあります。クールセンター八王子による講座の実施により、緑視と省エネの両方に寄与するみどりのカーテンの普及啓発を推進します。

みどりを創出する制度の活用

土地所有者などの合意に基づいてみどり豊かなまちなみを形成する緑地協定や景観協定、市街地にオープンスペースを創出する総合設計制度について、制度の活用を推進します。

良好な景観形成に向けた制度の検討

まちなかの空き地を民間主体で整備活用する市民緑地認定制度のほか、一定規模以上の建築物の新築、増築時に緑化を義務付ける緑化地域の指定、地区計画緑化率制度の導入について検討します。



沿道部の緑化による見えるみどりの向上



みどりのカーテンコンテスト作品例

コラム

【緑視の効果】

都市のみどりには、日差しを遮るなどの物理的な効果に加えて、快適性を高めるなどの心理的な効果もあります。この効果には、直接人の目に映る樹木や草花のみどり（＝緑視）の量が大きく関わります。

国の調査では、景色の中の見えるみどりの量が高まるにつれ、その場所に潤い感や安らぎ感などの心理的効果が向上し、猛暑による不快感の緩和に役立つことが報告されています。

また、緑視は景観形成にも大きく影響し、みどりにより快適性の高い場所は人々をひきつけ、その場の魅力や価値を高める効果も期待できます。



緑視の高い空間

施 策 方 針

3. みどりによる安心安全なまちの形成

みどりやオープンスペースは、災害時の避難スペースや火災の延焼遅延になるなど、都市にとって欠かせない多くの防災機能を備えています。このようなみどりの機能を活かすグリーンインフラの観点を取り入れた安心安全なまちづくりのための整備を進めます。

また、誰もが安心して安全に過ごせる場となるように、みどりの適切な維持管理を推進します。

① 都市防災に資するみどりの活用

具体的な取組

オープンスペースにおける都市防災機能の充実

八王子駅南口集いの拠点など防災機能やグリーンインフラの考えに基づいた公園の整備や、既存公園の防災機能の強化を図るとともに、主要幹線道路に近接するオープンスペースの機能保全や連携、延焼遅延効果の向上のための斜面緑地保全など、都市防災機能の強化に向けた取組を推進します。

農地の活用による防災機能の充実

農地は火災の延焼遅延や雨水の貯留など、都市防災に寄与します。そのため、農地の保全を進めるとともに、防災兼用農業用井戸の活用など、災害時の農地活用による都市防災の向上を図ります。

雨水流出抑制の観点での雨庭導入推進

近年増加している豪雨による浸水被害の軽減のため、グリーンインフラ活用の観点から雨庭（レインガーデン）の導入を推進します。

② みどりの管理水準の維持向上

具体的な取組

施設の長寿命化推進

公園を安全に利用し続けることができるように、「八王子市公園施設長寿命化計画」（令和4年度策定）に基づき、予防保全型の維持管理による計画的な遊具の更新、その他公園施設の更新、修繕を推進します。また、対象遊具の拡大を図るために長寿命化計画を見直し、より効果的な維持管理に努めます。

公園・緑地の安全対策

これまで公園や緑地では、低木の撤去などによる見通しの確保や急斜面地対策などによる安全対策を実施してきました。引き続き、誰もが安心して利用できるみどりの空間形成に努めるとともに、ナラ枯れ被害木等の対策など安全性の確保を図ります。

街路樹の適正管理

まちの中で木陰をつくり季節の変化を感じさせ、災害時の延焼遅延など多様な機能をもつ街路樹については、健全性確保のための維持管理に努めます。



コラム

【グリーンインフラの活用】

身近なみどりの安全管理による『災害への備え』

市街地に残る身近なみどり（樹林地）の多くは、土地活用が難しい勾配の急な斜面地にあり、大雨による崖崩れや流木、台風や大雪による倒木など近隣宅地への自然災害の原因となりかねないリスクを抱えています。身近なみどりのリスクを低減させながら、価値を引き出すためには、持続的な管理が欠かせません。

地域住民による緑地の維持活動などにより緑地や農地の保全が図られることで、集中豪雨や気温上昇への対応策となり得ます。加えて、地域コミュニティの形成や、外出し体を動かす機会の創出による心身の健康増進、身近な景観形成が期待されるなど、複数の地域課題を同時解決する手法としてもグリーンインフラの活用は効果的です。

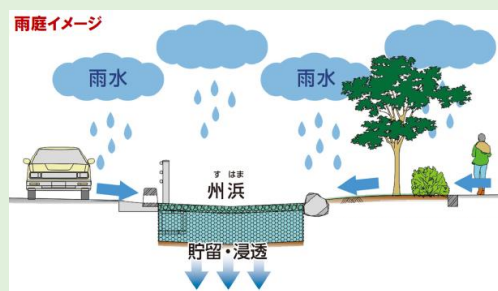


市民ボランティアによる管理活動

雨庭推進による『雨水流出抑制』

「雨庭」は、雨を受け止めて一時的に貯留し、ゆっくりと地中に浸透させるはたらきを持った植栽空間です。

アスファルトなどに覆われた場所では、雨がほとんど地中に浸み込むことなく排水され、処理できない水があふれ、道路が冠水することもあります。雨庭は、道路上に溢れる雨水を一時的に溜めることで氾濫を抑制し、地下水を涵養することで健全な水循環に貢献します。また、このような雨水流出抑制の効果に加え、修景・緑化、水質浄化、ヒートアイランド現象の緩和などの効果も期待され、グリーンインフラの一つとして注目されています。



雨庭イメージ（京都市情報館ホームページ）



雨庭整備事例（京都市情報館ホームページ）

木陰（街路樹）の存在による『暑熱対策』

真夏の晴天時において、街路樹の緑陰（木陰）は、外出時の日傘や帽子の使用よりも暑熱軽減効果が大きく、「みどり」が気候変動影響に係る適応策として重要であることが確認されています。

本市においても、上川の里での熱中症指数計による計測を行ったところ、同じ場所でも「木陰」になるだけで「広場」よりおよそ4℃程度低い結果が得られました。

上川の里での計測結果（R6.8.17）
（左：広場、右：木陰）

施 策 方 針

4. 生物多様性に配慮したみどりの管理

本市は、令和6年（2024年）3月に第3次環境基本計画・生物多様性地域戦略を策定しました。市内の多様なみどりは、その特性に応じた適切な管理や活用によって、様々な機能を発揮することができます。本施策では、生物多様性地域戦略に基づき、みどりの積極的な調査・管理・活用により、生物多様性に配慮したみどりの質の向上を図ります。

① みどりと生きもののつながりの構築

具体的な取組

生物多様性保全のための調査の実施

市内のまとまりのある緑地や斜面緑地において、生物調査を実施し、希少種や外来種の生息状況の把握に努めます。必要に応じ土地所有者や関係機関と情報を共有することで、生物多様性保全の観点を取り入れたみどりの質の向上を図り、生きものと共生した空間形成に努めます。

自然共生サイトの認定促進

市内には大学や民間企業が所有・管理するまとまりのあるみどりが存在しています。国際的取組である30by30目標の達成につながる「自然共生サイト」認定に向けた民間の取り組みの促進を図ります。



自然共生サイトに認定された長池公園



② 生きものとの適切な関係の構築

具体的な取組

外来種対策

有害な外来種について周知啓発（「入れない、捨てない、拡げない」）に努めるとともに、市民と連携した駆除作業や積極的防除などによる生物多様性の保全を進めます。

獣害対策の推進

野生動物の生態についての学習会や現状把握を行い、自然環境・作物など地域の実情にあった地域ぐるみの取組を推進します。

生態系に配慮した植栽の推進

東京都との連携のもと、植栽面積や周辺環境を考慮したうえで「江戸のみどり登録緑地」や「在来種選定ガイドライン」などを用いた、生物多様性の視点を持った植栽を推進します。

※クビアカツヤカミキリ

クビアカツヤカミキリは、サクラやモモ、ウメなどのバラ科樹木に寄生し、幼虫が樹木の内部を食べてしまう外来のカミキリムシで、平成30年（2018年）に特定外来生物に指定されました。

幼虫が樹木に寄生し、内部を食い荒らすことで、樹木を弱らせ、枯死させてしまいます。被害が拡大するとお花見にも影響を及ぼす恐れがあります。

本市では令和元年（2019年）に初めて被害が確認されており、繁殖力が強いことから早期発見、早期駆除が重要です。



特定外来生物に指定されている
クビアカツヤカミキリ

基本方針Ⅱ みどりの確保による豊かな自然環境との共生

施 策 方 針

1. 多様な機能を備えた里山の保全と活用

里山は、その特有の環境から大気浄化や水源かん養、レクリエーションなど多様な機能を有しています。また、生物多様性が豊かであることから、エコロジカルネットワークの拠点としても重要な存在です。本市には特別緑地保全地区に指定している「上川の里」や東京都条例で指定される「里山保全地域」などの里山があります。本施策では、市を代表する自然的・文化的景観である里山で、保全と活用のモデルとなる施策を展開します。

① 上川の里特別緑地保全地区の保全と活用

リーディング・プロジェクト③

目 的

本市の上川町に位置する上川の里特別緑地保全地区（以下、上川の里）は、良好な里山環境が残る市内でも有数の場所です。この環境は景観的要素のほか、生物多様性の保全や里山環境に親しむ場など重要な機能が多く備わっています。

そのため、多様な機能を将来に継承するとともに、保全や活用の場としてモデルとなる先進的な取組を行っていくため、本施策では、上川の里を「保全と活用のシンボル」として位置づけ、様々な手法による良好な里山環境の保全と活用を推進します。



貴重な里山環境が残る上川の里



小学校と地域住民の連携による子どもの稲刈り体験



具体的な取組

保全と活用の推進

上川の里を良好な里山として将来に継承するため、上川の里に関わる地域住民やNPO、事業者、学識経験者、行政が協働で策定した「上川の里保全と活用の方針」に基づき里山環境の適切な保全と様々な活用を推進します。

また、作成した方針については、地域住民などと話し合いながら、管理や利用実態に応じて見直しを行い、里山の保全と活用をテーマに市民活動の拠点を目指します。



里山景観の保全

特別緑地保全地区の指定拡大

上川の里と隣接する良好な自然環境を有する緑地については、「特別緑地保全地区」への指定を検討し、上川の里とのつながりのあるみどりを保全します。

多様な主体と連携した協働・共創の取組推進

現在、上川の里の維持管理や利活用には、地域住民やNPOなどの様々な主体が関わっています。今後はそれぞれの取組の連携についても検討し、里山環境が持つ多様な機能の周知・啓発のため、市民、NPO、事業者、行政など多様な主体による協働・共創の取組を推進します。

特に、上川の里の価値向上と活性化を目指し、子どもたちが里山の自然・文化にふれて学べる環境教育・環境学習の場、事業者によるCSR・CSV活動による自然環境の保全と活用を重点的に推進します。また、それら活動を地域住民と協力しながら実施して地域コミュニティの醸成を図るとともに、自然と人がふれあう場としての魅力を高めていきます。



豊かな自然環境を活かした環境学習



事業者のCSR活動による里山管理活動

② 多様な里山環境の維持と活用

具体的な取組

東京都里山保全地域の保全管理

東京都が良好な自然環境の継承のために指定している里山保全地域について、東京都並びに地域住民やNPOとの連携のもと適正な維持管理や活用を推進します。

多様な里山環境の管理と活用

館クリーンセンター「自然観察の森」、長池公園、栃谷戸公園、堀之内寺沢里山公園などにおいて里山環境が保全・再現されています。引き続き、市民参加による里山の保全管理を推進します。

環境学習の場としての活用

普段市民が接することの少ない里山環境を生物多様性・食や遊びを通じた文化、良好な景観の継承として大切であることが学べる場として活用します。特に子どもを対象とした環境学習の拠点としての活用を推進します。



館クリーンセンター「自然観察の森」での昆虫観察会



八王子滝山里山保全地域



里山保全地域での子ども向けの環境学習



施策方針

2. 保全の核となるまとまりのあるみどりの保全

本市の豊かな自然環境は、**シティプロモーションの重要な要素であり、次世代に継承していくべきものです。**まとまりのある樹林地は、雨水を浸透・貯留させる水源かん養や二酸化炭素を吸収するなどの多様な機能を持っています。本施策では、みどりを将来に継承していくうえで核となる貴重な樹林地を維持するための取組を推進します。

① 特別緑地保全地区制度によるみどりの維持

具体的な取組

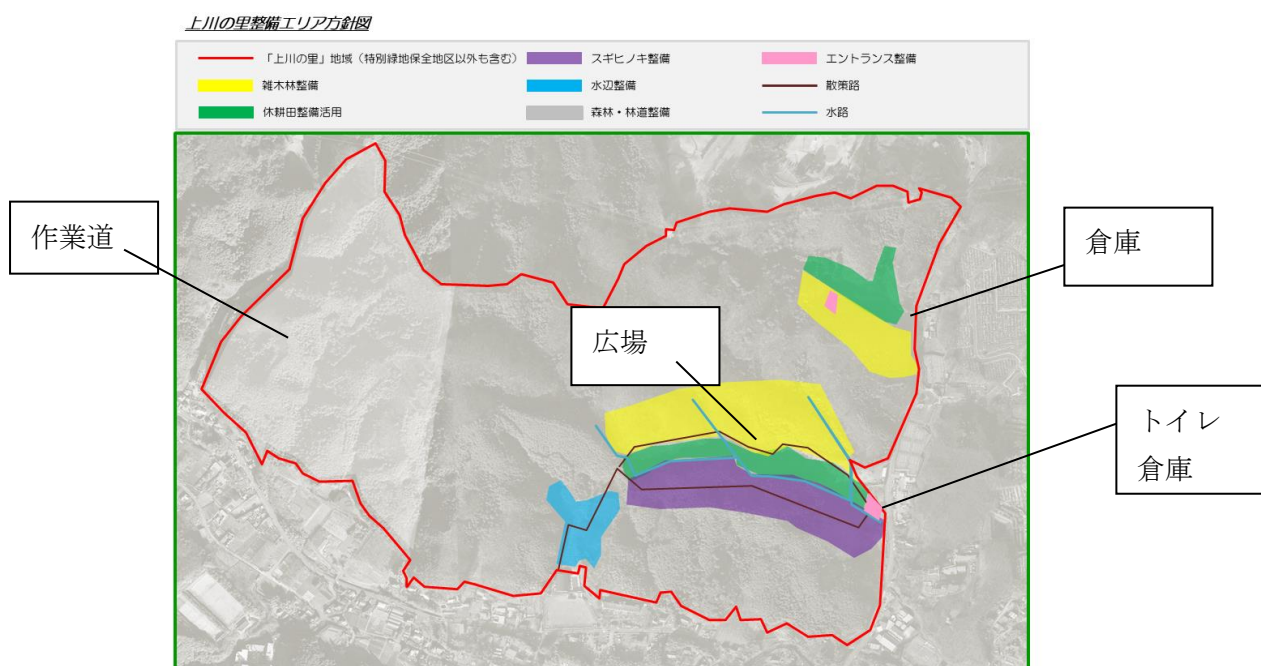
新規指定の検討

建築等の行為制限などによりみどりが現状凍結的に保全される特別緑地保全地区は、二酸化炭素の吸収源や水源かん養機能など社会基盤となる機能を永続的に担保できる重要な樹林地です。こうした機能を維持していくため、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地や生きものの生息空間として特に保全すべき緑地などについては、**国や東京都の補助・支援制度も活用を含め**、特別緑地保全地区への新規指定を検討します。

取得地の維持管理

公有地として**所有する**特別緑地保全地区である上川の里特別緑地保全地区、金比羅特別緑地保全地区及び七国・相原特別緑地保全地区について、緑地の特性や目的に応じて、緑地の保全を図ります。

上川の里特別緑地保全地区の保全に関連して必要とする施設の整備



② 拠点となる樹林地の保全

具体的な取組

東京都緑地保全地域の適正管理

市内にある東京都緑地保全地域は、都市環境の維持や良好な景観形成など多くの公益的機能を有するまとまりのある緑地です。今後、東京都並びに地域住民や NPO などとのさらなる連携のもと、緑地の状況に応じ適正な管理と保全を推進します。

まとまりのある樹林地の保全促進

都市公園・緑地のなかでも宇津貫緑地や殿入中央公園、蓮生寺公園のほか、整備が進められている（仮称）天合峰公園などは、まとまった樹林地が存在しています。今後も管理や活用に関して、これまでの取組を継続するとともに、NPOや事業者など多様な主体とのさらなる協働の強化を目指します。

東京都と連携した保全の推進

市内には4か所の都立自然公園と2か所の近郊緑地保全区域があり、丘陵地や山地の樹林地保全に寄与しています。今後もみどりの継承のため、東京都と連携した保全の推進に努めます。また、東京都と市区町村が合同で策定する「緑確保の総合的な方針（改定）」に基づき、緑地の確保に努めます。

「緑確保の総合的な方針」対象地

上川の里、八王子駅南口集いの拠点、天合峰公園、片倉城跡公園

③ 高尾・陣場地域の保全推進

具体的な取組

高尾・陣場ビジョンに基づく保全の推進

明治の森高尾国定公園及び都立高尾陣場自然公園エリアは、豊かな自然環境を有していると同時に多くの人々に利活用される都内でも代表的なみどりです。平成30年（2018年）には東京都主導のもと、高尾・陣場地区の自然環境の保全と利用の両立を目指す「高尾・陣場地区自然公園管理運営計画 ～高尾・陣場ビジョン～」が策定されました。本市においても高尾・陣場ビジョンに基づき、東京都や関係団体と連携した保全と活用を推進します。「東京の自然公園ホームページ」の紹介や SNS を活用した情報発信を強化します。



施 策 方 針

3. 市民生活と調和した身近なみどりの保全と創出

樹林、農地、河川、公園など多様なみどりがまちの至る所に存在することで、私たちはみどりによる恩恵を受けることができます。本施策では、樹林、農地、河川、公園など身近なみどりの保全や創出を推進し、まちとみどりが調和した環境の実現を目指します。また、令和6年度に開始された森林環境税について、民有樹林地の保全を主要な活用の取組と位置づけます。

① 民有樹林地の保全

具体的な取組

斜面緑地保全区域、緑地保護地区による緑地の保全

まちなかに残る樹林地は、身近な生活圏における動植物の生息・生育地となるほか、景観形成や火災の延焼遅延など多様な役割を有しています。これらのみどりについては、引き続き斜面緑地保全区域（市街化区域内）や緑地保護地区（市街化調整区域内）の制度により、樹林地の保全と土地所有者などへの支援を進めます。

森林地域の管理促進

本市の西部地域に広がる山々は、雨水を蓄え河川の急激な増水を抑制するほか、市街地の背景を形成する重要な景観要素として、我々の生活にうおいを与えてくれます。林業エリアにおいては、土地所有者に対する今後の整備の意向調査のほか、林道の補修を推進します。また、森林を持たない都内特別区と森林を持つ多摩地域の市町村が連携する「多摩の森」活性化プロジェクトの枠組みの活用も推進します。

維持管理の支援

民有樹林地では、所有者の高齢化などにより維持管理が困難となり、樹林地が荒廃するケースも発生しています。斜面緑地保全区域では、植生及び危険個所の調査のほか、人材育成講習会で緑地管理について学んだ市民や NPO などの協力による管理支援に努めます。また、その他の民有樹林地における危険木の除去に対する支援について検討します。



市街地に残された貴重な樹林地



学生による樹林地の管理ボランティア

② 農地の保全

具体的な取組

生産緑地地区の保全

都市農地は農産物の供給だけでなく、火災の延焼遅延など重要なオープンスペースとしての機能も発揮します。都市農地の保全を推進するため、所有者の意向を踏まえつつ、生産緑地地区の新規指定や再指定のほか、特定生産緑地への移行を促すとともに、生産緑地法に基づく農家レストランや直売所の設置を促進します。

農地の貸借促進

これまでも遊休農地と担い手のマッチングを図る農地バンク制度により貸借を推進してきました。制度の周知啓発による貸借の促進を図るとともに、都市農地貸借法により可能となった生産緑地地区の貸借制度の運用による農地の保全を推進します。

農地を保全する制度の活用検討

小比企地区やひよどり山地区のまとまった農地について、農の風景育成地区の指定も見据えた保全・活用の検討を進めます。また、地区計画による農地保全や田園住居地域など都市計画制度を活用した農地保全を検討します。

農業振興地域（農用地区域）の保全

総合的に農業の振興を図るべき地域である農業振興市域内の農用地区域について、農業の担い手への利活用を促進し、農業振興を図ることでもとまりのある農地を保全します。

農業振興施策との連携

認定農業者制度や道の駅八王子滝山を発信拠点とした地産地消の推進などを行い、安定的な営農環境の形成に努めるなど、農業振興施策との連携を図ります。

コラム

【都市農地の位置づけの変化】

これまで都市農地は「宅地化すべきもの」とされてきました。しかし、消費者に近い場所での新鮮な農産物の供給や、災害時に備えたオープンスペースの確保、都市における潤いや安らぎの提供など都市農地の価値の高まりから、国は都市農業振興基本計画において、都市農地を「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと位置づけを大きく転換しました。



地産地消の発信拠点となる道の駅八王子滝山



③ 水辺地の保全

具体的な取組

湧水地の整備

八王子市水循環計画に基づき、湧水を活かした整備などによる湧水のネットワークづくりを推進してきました。今後も湧水地の保全に向け、適正な維持管理や外来種駆除などの取組のほか周知啓発を進めます。

水質の保全

貴重な水環境である水辺地を保全するため、河川水質や水生生物の調査を通じて適正な水環境の保全を目指します。

④ 公園・緑地づくり

具体的な取組

都市計画公園・緑地の計画的な整備促進

東京都と市区町が合同で作成する「都市計画公園・緑地の整備方針」に基づき、自然と共生する都市の形成や、まちの防災性の向上などの機能を備えた公園の整備を行い、一人あたりの公園面積の向上を目指します。

【該当公園】

富士森公園、片倉城跡公園、ひよどり緑地、明神町なかよし公園（整備完了）、石川東公園、七国公園、天合峰公園

グリーンインフラを活かした公園づくり

みどりの機能を活用するグリーンインフラの取組を意識した公園づくりに努めます。

宅地開発時におけるみどりの創出

都市計画事業や大規模開発の際に緑地や公園の設置を進めることにより、みどりの保全や創出を図り、みどりと調和した都市の形成に努めます。



整備中の富士森公園（令和元年（2019年）12月撮影）



⑤ まちづくりを通じたみどりの維持・創出

具体的な取組

公共施設の緑化推進

多くの市民が日常的に接する学校などの公共施設は、緑化条例に基づく緑化や苗木供給事業の活用などにより緑化を推進します。

北野地区における新たなみどりの確保

北野下水処理場・清掃工場跡地の活用にあたり、雨水流出の抑制、新たな賑わいの創出、地域防災の向上に努めます。新たなまちづくりには、民間活力の導入及びグリーンインフラの取り組みを進めます。

管理不全空き地の発生抑制

増加が懸念される空き地の管理不全について、所有者に対する適切な管理を促すほか、国の土地基本方針に基づく制度等の活用による空き地の利活用、農地や緑地等への利用転換の促進などにより、地域の住環境悪化防止に努めます。

民間事業者等による良質なみどりの確保

都市緑地法改正により制度化された優良緑地確保計画認定制度の活用や、国等の支援措置も活用した民間事業者等による良質な緑地確保の取組を促進します。

市街化調整区域沿道のみどりの保全

市街化調整区域の幹線道路沿道は、開発などによる無秩序な市街地の拡大が懸念されることから、産業振興や地域経済の活性化とともに、みどりの適正な管理・保全を両立する土地利用を図ります。



基本方針Ⅲ 幅広い主体によるみどりの活動推進と次世代への継承

施策方針

1. みどりと人を未来へつなぐ取組の推進

みどりの保全や創出は、長い期間の継続的な取組によって実現が可能となります。そのためには次世代を担う子どもたちの育成や、活動の主体となる地域コミュニティの継続が重要です。本施策では、市の特徴である多様なみどりを活用して、子どもの健全な育成や地域コミュニティの醸成を推進します。

① 子どもにみどりの価値を継承する取組の推進

リーディング・プロジェクト④

目的

本市の豊かなみどりを将来に継承するためには、次世代を担う子どもたちにみどりがかけがえのないものであるとの認識を持ってもらう必要があります。そのためには、みどりにふれる機会を創出し、みどりの大切さや面白さを知り、親しみを覚えてもらうことが大切です。

また、これからの持続可能な社会の構築に向けても子どもたちへのみどりに関する教育・学習の重要性はますます高まってくると考えられます。

本施策では少子化の進行が予測されるなか、子どもに目を向け、環境教育・環境学習を通じた子どもの健全な育成や持続可能な社会のための担い手づくりを目指します。



自然とふれあう体験型の環境学習

具体的な取組

体験を重視した環境教育・環境学習の推進

本市には森林、河川、里山、田畑など様々な自然環境がありますが、子どもたちは普段の生活でふれる機会が少なくなっています。民間においては、プレーパークやネイチャースクールなど体験を重視した取組が行われています。子どもの健全な育成に寄与し、みどりに対する理解を深めるため、本市の多様な自然環境や歴史文化について五感を使って学ぶ環境教育・環境学習の充実に取り組めます。

環境教育・環境学習推進のための支援

学校の授業などで環境に関する学習を促進するため「はちおうじこども環境白書」などの環境副読本の発行・活用を行います。また、教員などには「環境教育プログラムガイドブック」や「環境教育アドバイザー」による環境教育活動の周知啓発を行います。

また、総合的な学習の時間を利用して、環境市民会議の協力のもと実施している環境教育支援事業についても引き続き推進します。

多様な主体と連携した環境教育の充実化

幼少期に多くの自然にふれる機会を作ること、環境に対する理解を深めるうえで重要です。市内では、市民・事業者・NPO など、多くの主体により様々な自然体験が行われています。今後もさらなる連携のもと、本市が有する多様な自然環境と各団体の特長を活かした経験が得られる機会の充実化を目指します。

コラム

【効果的な環境教育の推進のために】

環境教育とは、「環境と社会、経済及び文化とのつながり、その他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習（環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律）」と定義されていますが、本計画では自然の中での“体験”や“遊び”も含めて「環境教育・環境学習」としています。

みどりについての理解を深めるためには、明確な学びの目的がある“教育”とともに、遠足のような自然の中での実体験を通じて学ぶという観点も重要と考えられます。さらに、子どもたちが自然の中で楽しみながら創造力を働かせて遊ぶことも、自然に対する興味や関心を引き出すうえで大切です。

また、環境教育・環境学習に子どもとその保護者が一緒に参加することで、自然とふれあう機会が少なかった親世代も自然を知る機会となります。

このように、体験や遊びを重視した環境教育・環境学習や親子での参加により、より良い環境教育・環境学習を目指します。



遊びを通じた学びの機会の創出



② みどりの活動を通じたコミュニティの形成

具体的な取組

身近なみどりとの関わりの推進

まちなか緑化事業や市民農園、緑地保全ボランティアなどにより、生活に身近な環境で気軽にみどりにふれあえる機会を創出します。また、それらをきっかけとして、新たなコミュニティへの参加を促します。

みどりを活用したコミュニティ形成の促進

市街地はコミュニティが希薄になりがちであり、郊外部は人口減少などで地域コミュニティの維持が困難になると予測されます。市街地では世代を越えたアドプト活動や花壇づくり活動など身近なみどりを活用し、郊外部では「上川の里」に代表される地域住民による維持管理活動や環境学習支援、住民主体による沿道集落のまちづくりなど、地域の特徴あるみどりを活用したコミュニティの強化を目指します。



市民農園



ガーデニング講座の実施

コラム

【緑地を利用した学生主体による地域コミュニティ形成】

東京都立大学（首都大学東京）南大沢キャンパス内の松木日向緑地では、里山荒廃による生態系への悪影響、少子高齢化に伴うコミュニティの希薄化、自然利用の文化伝承の断絶など、様々な社会的課題の解決を目的に、学生が主体となった緑地の整備活動が行われています。

この活動では、緑地を「学生のコミュニティ学習の場」や「多世代間交流の場」として位置づけており、大学・学生・地域住民が協働で活動に取り組んでいます。特に地域の子もたちを核とした多世代間交流によるコミュニティ形成を目指し、子ども向けの自然体験活動が活発に行われています。

大学生がつなぎ役となる地域に根付いた活動が、緑地をフィールドとして行われることで、地域の豊かなコミュニティの形成に寄与しています。



子どもの竹林伐採体験



伐採した竹を利用した水鉄砲遊び



施策方針

2. 多様な主体によるみどりへの関わりの推進

みどりに関する課題は地域ごとに多岐にわたっています。また、その他の地域社会が抱える課題も従来の対応だけでは解決が難しくなっています。このことから、地域の多様な主体が相互に補完し、協力し合いながら課題への対応を図ることが必要です。本施策では、新たな担い手となる人材育成や、多くの人がみどりと関わるきっかけ作りによって、協働のすそ野を広げる取組を推進しま

① 多様な主体がみどりと関わる機会の創出

具体的な取組

子ども・若者がみどりと関わる機会の提供

大学と多様なみどりを抱える本市の特徴を活かし、学生がみどりを守る新たな担い手となれるよう、緑地保全ボランティアの機会等の提供に努めます。また、配慮が必要な子どもとその家庭が気軽に参加できる自然体験の機会の提供に努めます。

みどりに触れ合うすそ野の拡大

認知症や障害を持つ市民にとっても参加しやすいみどりとのふれあいの機会の提供に努めます。また、農福連携の取組を推進し、みどりに親しむすそ野の拡大に努めます。

② みどりを支える人材の育成とネットワークづくり

具体的な取組

人材育成の取組強化

みどりに関わる担い手として活動するには、必要な技術や知識の習得が重要となるため、人材を育成する様々な取組を展開します。参加者の意欲に応じ、ステップアップの機会・情報の提供にも努めます。

ネットワークづくりの支援

担い手の活動を効果的に展開するため、団体間のネットワークづくりを促進し、技術・資材の助け合いや活動の活性化の広がりを目指します。



はちおうじ農業塾実習の様子



夏の品評会



表. 主な人材育成の取組

項 目	内 容
川の学習サポーター養成講座	川に関する基本的な知識と支援者としての技術を学び、小学校などでの環境学習を支援します。
リバーレンジャー育成講座	「浅川ガサガサ探検隊」の活動補助及び安全管理、その他運営補助に関わるボランティアスタッフを育成します。
緑地管理人材育成講座 (里山レンジャー)	主体的に里山管理を行う知識・技術を身に付け、継続的に活動する人材の育成を目指します。「里山とは何か？」の基本から実際の管理まで、体験しながら学んでいきます。
グリーンパートナー養成講座	専門家による花壇づくりやメンテナンスなどガーデニングに関する講習や実習を通じて、地域のモデル花壇やコミュニティ花壇を維持・管理する人材を養成します。
庭木剪定講座	自宅の生け垣や庭木の管理に必要な知識と技術を学び実践することで、まちなかの景観の維持につなげます。
はちおうじ農業塾	露地栽培を中心とした野菜づくりについて、専門家の講義や実習、市内農家のアドバイスを受け、農家開設型農園の利用や農作業を受託できる人材を育成します。

③ みどりの情報発信・普及啓発と基金の活用

具体的な取組

情報発信の強化

広報、ホームページ並びに SNS の積極的な活用など多くの媒体を用いた情報の発信と内容の充実に努めます。また、北野環境学習センターなどを起点とした環境学習イベントの参加促進など、効果的な情報発信・普及啓発を進めます。

みどりの保全基金の有効活用

市民や事業者の皆さんの寄附などを積み立てた「八王子すみどりの保全基金」について、緑地の保全や緑化の推進を積極的に推進するために、新たな財源の確保に努め、適切に活用を図ります。



施策方針

3. みどりを育む連携の強化

これまで本市では、多くの市民、NPO、事業者などの協力のもと、みどりの管理や保全が行われてきました。より良い環境を将来に引き継ぐためには、この取組を継続的に推進する必要があります。本施策では行政と市民、NPO、事業者などとの連携によるみどりの管理や活用を推進します。

① 市民との連携推進

具体的な取組

市民の主体的取組による樹林地の保全活動

緑地の管理が行き届かない所有者と保全活動を行いたい団体を結び付ける「グリーンマッチング八王子制度」により、まちなかの樹林地の再生や維持管理を図ります。また、団体に属さずに保全活動への参加意向のあるボランティアの活躍機会の場の創出に努めます。

アドプト団体によるみどりの活動推進

公園や道路、水辺を地域の住民や事業者との協働で管理するアドプト活動を継続して実施します。今後も市民、事業者などと協働で取り組むため、より幅広い主体への周知啓発などにより、持続的なアドプト活動を推進します。

市民参加による公園づくり

公園の新設や更新時には遊具や広場の名前を募集するなど、市民がより公園への愛着を持ち、管理運営への住民参加を図る取組を進めます。

コラム

【市民主体によるみどりの保全活動】

地域に残る貴重な緑地や里山の保全には、地域住民の協力が欠かせません。本市では多くの市民団体やNPOが、主体的に緑地保全のために活動しています。

これらの活動では、定期的な緑地の手入れや生きものの保全だけでなく、地域住民を招いた自然観察会の開催や、地元企業や東京都などと連携した保全活動の実施など、地域の緑地の特性に応じた様々な活動が展開されています。



館町緑地保全地域での間伐作業



大谷緑地保全地域での植樹活動



宇津貫緑地での自然観察会



長池公園での稲刈り体験



② 広域・近隣自治体との連携促進

具体的な取組

みどりの保全・活用のための地域連携促進

樹林地や河川などのみどりは連続性があるため、保全や活用に関しては近隣自治体との連携が不可欠です。また、みどりに関わる課題は他自治体との共通点も多く、連携して取り組むことでより効果的な施策を展開できます。そのため、近隣自治体や関係機関とみどりに対して共通意識を持ち、さらなる連携によって広域的なみどりの保全や活用を推進します。

コラム

【「多摩の森」活性化プロジェクト】

東京都内の森林面積約8万 ha のうち、約7割は本市を含む多摩地域西部の森林です。多摩地域の森林は、木材の供給、水源のかん養、災害防止、憩いの場の提供など様々な機能を有しており、私たちの暮らしを豊かにしてくれています。しかし、木材の輸入自由化や需要減少、木材価格の低迷等により、森林の管理不足など多摩の森を取り巻く状況は厳しくなっています。これらの広域的なみどりを保全・活用していくためには、自治体を越えて連携した取組が必要です。

そこで、本市を含む都内12区市町村と東京都は、森林環境譲与税を活用した多摩地域の森林整備を進めるため、令和5年（2023年）に「森林環境譲与税の活用に係る都内連携に関する協定」（「多摩の森」活性化プロジェクト）を締結しました。森林整備及び保全、カーボン・オフセット（二酸化炭素吸収量の認証）、現場体験（林業作業、自然観察その他の体験活動）、多摩地域の森で産出される間伐材その他の木材の利用に協働で取り組んでいます。



協定締結式

コラ

【流域連携による子どもたちの交流促進】

八王子市と日野市は、両市を流れる浅川を貴重な財産として、平成23年度から流域連携事業を進めてきました。

この連携事業の一つとして、浅川を活用した子どもたちの交流事業を実施しています。子どもたちが普段ふれる機会の少ない浅川の上流から下流の生きものの観察などを通じた自然体験学習によって、浅川に親しみ、大切さを知るきっかけとしながら、両市の子どもの交流も図っています。



自然体験学習による子どもの交流促進

③ 事業者・教育機関との連携促進

具体的な取組

事業者との連携促進

みどりの保全や活用には、事業者の強みを活かした取組が必要です。また、近年ではみどりや生物多様性保全の活動を通して企業価値の向上に取り組む企業が増えています。そのため積極的な情報提供などにより、主体的にみどりを保全・活用する事業者との効果的・効率的な連携を促進します。

教育機関との連携促進

現在、小学校や大学の授業などでみどりの活用や周知啓発を実施しています。今後もこの取組を継続するとともに、市内に21の大学などがある学園都市の特徴を活かして、大学ボランティアセンターとの連携や大学コンソーシアム八王子を通じた周知などの取組により、みどりの保全や活用を図ります。

コラム

【事業者による先進的な取組】

市内では様々な事業者により、持続可能な社会づくりや次世代育成のための積極的な活動が実施されています。

川町に位置する約27haの都有林では、セブン-イレブン記念財団の運営により、環境体験学習の拠点となる「高尾の森自然学校」が開校しています。ここでは東京都とセブン-イレブン記念財団との協定による協働事業として、継続的な森林の整備活動や自然観察会、自然体験学習が行われています。

元八王子町と裏高尾町に位置する約50haの山林では、佐川急便㈱の運営により、持続可能な里山の再生や保全を目指す「『高尾100年の森』プロジェクト」が行われています。ここでは、里山の再生事業や自然体験学習が継続的にされており、「体験の機会の場」に都内で初めて認定されました。また、市との協働事業として、本市との協働による里山体験学習なども開催されています。



高尾の森自然学校



高尾100年の森



第4章

地域別の方針

1 地域別の方針.....	68
2 中央地域.....	69
3 北部地域.....	73
4 西部地域.....	77
5 西南部地域.....	81
6 東南部地域.....	85
7 東部地域.....	89

1 地域別の方針

本市の基本構想・基本計画である「**八王子未来デザイン 2040**」では、市域を6つに区分し、それぞれの地域の個性をつなぎ、重ね合わせ、市民と行政の協働により八王子のまちづくりを行うことを基本方針としています。



図. 地域区分（八王子未来デザイン 2040）

本章では、この6地域別の取組とそれにより向上するみどりの機能を示し、地域の特徴を活かした施策の展開を推進します。また、緑化重点地区を「市街化区域全域」と定めます。

なお、各地域別方針の関連施策については、「基本方針Ⅲ パートナーづくり」が全市共通の取組であることから、「基本方針Ⅰ 質の向上」、「基本方針Ⅱ 量の確保」に基づき示しています。また、各地域の「みどりの現状と課題」にあげられている「代表的なみどり」は、各地域の環境市民会議の皆様の意見をもとに作成しました。

※みどりの機能凡例

- | | | |
|---|--|---|
|  環：環境保全・改善 |  防：都市防災向上 |  レ：レクリエーション |
|  景：景観形成・創出 |  子：子育て・教育 |  コ：地域コミュニティ形 |



2 中央地域

(1) みどりの現況と課題

ア) 現況

○緑 被 率：12.1%

○一人あたりの都市公園面積：2.29 m²/人

○代 表 的 な み ど り：富士森公園、六本杉公園、浅川、甲州街道のイチョウ並木

○地 域 の 特 徴

地域の中央を浅川が流れ、交通の要衝として発展した長い歴史を持つ商業地域を中心に、市街地が形成されています。これを包み込むように周辺地域の山地や丘陵地が連なり、みどりと山並みが市街地の背景となっています。

地域の代表的なみどりである富士森公園では、野球場やテニスコートなどが整備されており、市民が多様なスポーツを楽しめる環境が整っています。また、こども広場では大型遊具などが整備され、多くの子どもで賑わっています。

JR八王子駅前の花壇では、市民ボランティアによって花壇のデザインから日常管理まで継続的な活動が行われ、駅前空間を彩っています。



富士森公園のサクラ並木



市民ボランティアによる駅前の花壇づくり

○中央地域の土地利用

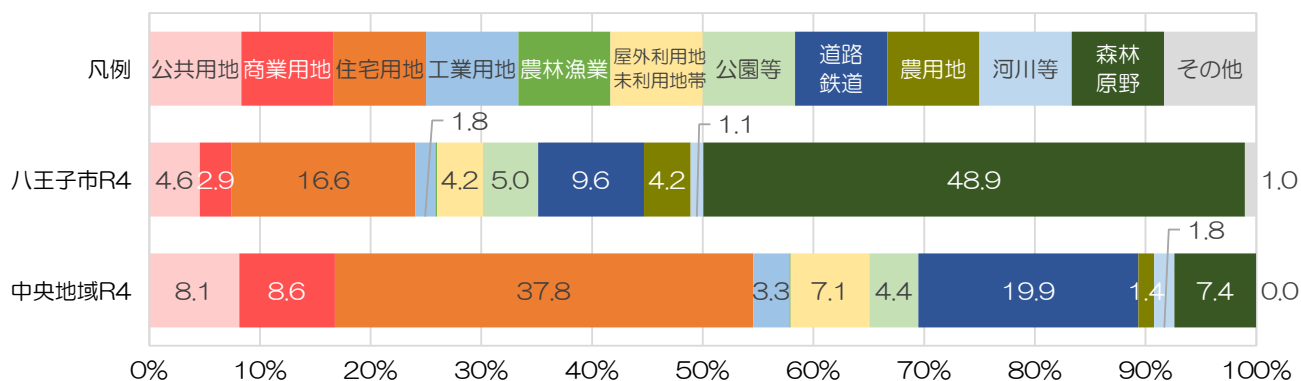


図. 中央地域の土地利用 (東京都土地利用現況調査より作)

イ) 主な課題

- ・緑被率、一人あたりの公園面積ともに6地域内で最も少なく、市民協働やレクリエーションの場となる身近な公園などのオープンスペースの整備が求められます。
- ・人口密集地である本地域では、災害時に避難や支援活動などに活用できる拠点が必要不可欠です。
- ・中心市街地においては緑視の向上や省エネルギーの観点などから、積極的なみどりの創出を行うことが必要です。
- ・みどりが少ない本地域において、河川は貴重なみどりで、そのため、河川の維持に努めるとともに、市民にみどりの価値を伝える場として活用することも必要です。

(2) 方針

① 拠点となる公園の整備や有効活用の促進

○実施主体：市、事業者

○関連施策：リーディング・プロジェクト①

I-1-①、I-1-②、I-3-①、I-3-②、I-4-①、II-3-④

○向上するみどりの機能：環境 防災 レクリエーション 景観 子育て

- ・富士森公園、八王子駅南口集いの拠点、船森公園、ひよどり緑地を、多様な機能を有する地域の拠点となる公園として位置づけ、優先的な整備や有効活用を促進します。
- ・民間事業者の創意工夫を最大限活かしまちの魅力を創出するとともに、防災、環境及び景観に配慮した整備を推進します。
- ・船森公園では、市民協働やレクリエーションの場を創出するため、グリーンインフラの考えを取り入れて優先的な整備を推進します。

② 市街地における質の高いみどりの創出

○実施主体：市、市民、事業者

○関連施策：リーディング・プロジェクト②

I-2-①、I-2-②

○向上するみどりの機能：環境 景観 コミュニティ

- ・建築や建替えなどを契機として、条例による緑化義務や壁面緑化、みどりのカーテンなど様々な手法により、限られた空間を有効に活用した都市景観と調和した質の高いみどりの創出を図ります。
- ・グリーンパートナー養成講座と景観形成の見本となる花壇づくりを富士森公園で行います。また、JR八王子駅前のマルベリーブリッジやとちの木デッキを地域のモデル花壇として位置づけ、市民主体による花壇づくりを通じて、きれいな景観と地域コミュニティの醸成を目指します。



③ 樹林地の維持活動の推進

○実施主体：市、都、市民、事業者

○関連施策：Ⅰ-3-②、Ⅰ-4-①、Ⅱ-2-②

○向上するみどりの機能：環 景 コ

- ・八王子暁町緑地保全地域では多様な主体によるみどりの維持活動を促進します。

④ 河川の保全や活用の促進

○実施主体：市、都、市民

○関連施策：リーディング・プロジェクト④

Ⅰ-3-①、Ⅰ-4-①、Ⅱ-3-③

○向上するみどりの機能：環 防 景 子

- ・浅川や川口川、南浅川は、災害時の延焼遮断などの多面的な機能を有する水辺の軸と位置づけ、関係機関と連携した保全や活用を促進します。また、浅川を活用した子どもの交流事業など、環境教育での活用を推進します。



市民により管理されたJR八王子駅前花壇



子ども向け遊具が設置された富士森公園

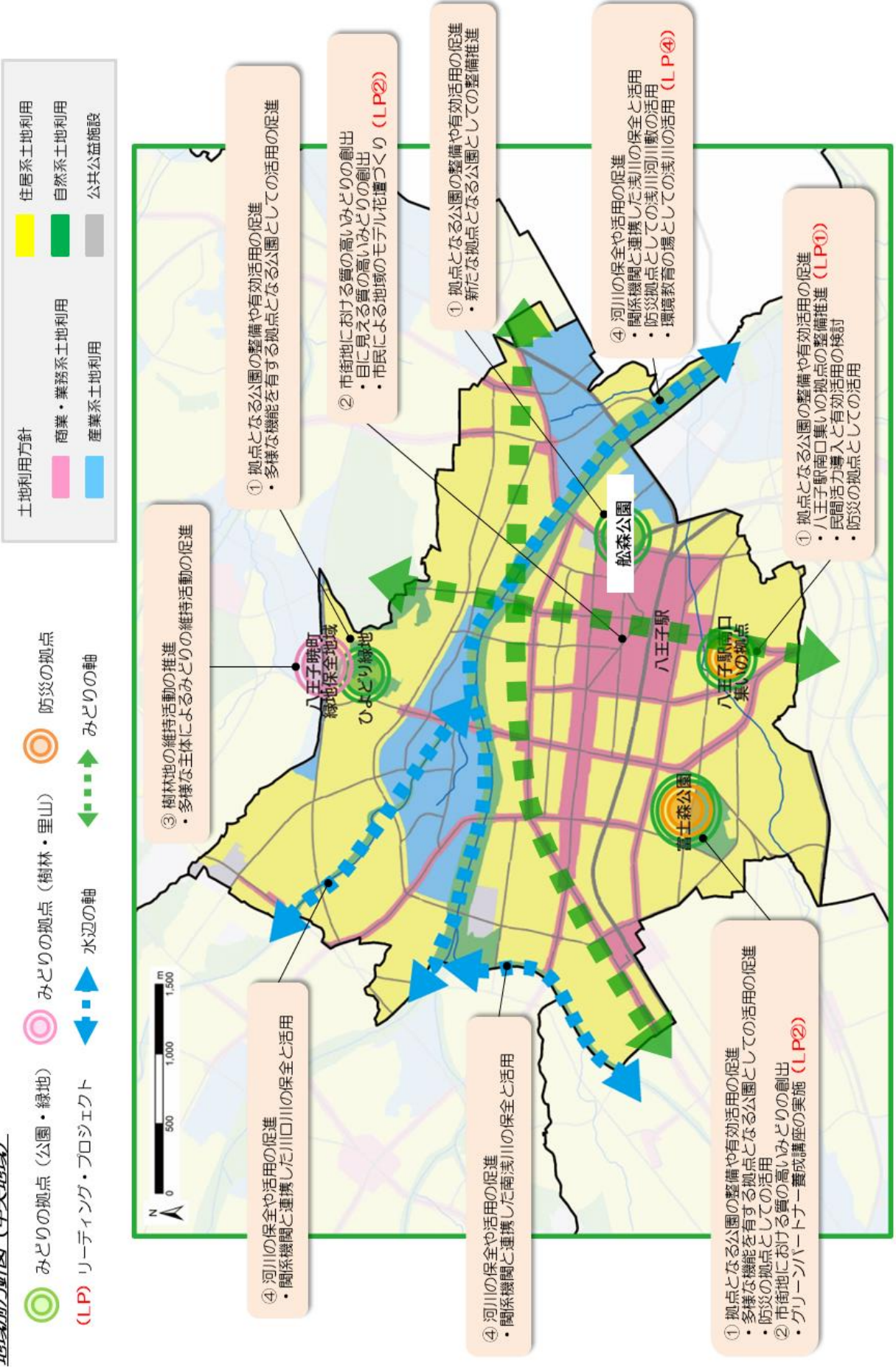


八王子暁町緑地保全地域での緑地保全活動



地域の貴重なみどりである浅川

地域別方針図 (中央地域)



3 北部地域

(1) みどりの現況と課題

ア) 現 況

○緑 被 率：51.0%

○一人あたりの都市公園面積：24.86 m²/人

○代 表 的 な み ど り：戸吹スポーツ公園、久保山公園、小宮公園、滝山自然公園、多摩川
高月町の田園風景

○地 域 の 特 徴

地域の中央を谷地川が流れ、新滝山街道や滝山街道が通り、その南北を加住丘陵がつつみ込むような地形を有しています。

ごみの最終処分場跡地に整備された戸吹スポーツ公園は国内最大級のスケートパークやサッカー、ラグビー場を備え、市民のスポーツに利用されているほか、開放感のある原っぱ広場などは癒しの場となっています。

高月町にはまとまった農地が残り、都内最大級の広さの田園風景が広がっています。また、八王子の農産物などの地産地消の場である「道の駅八王子滝山」が滝山町に立地しています。



戸吹スポーツ公園のスケートパーク



高月町の田園

○北部地域の土地利用

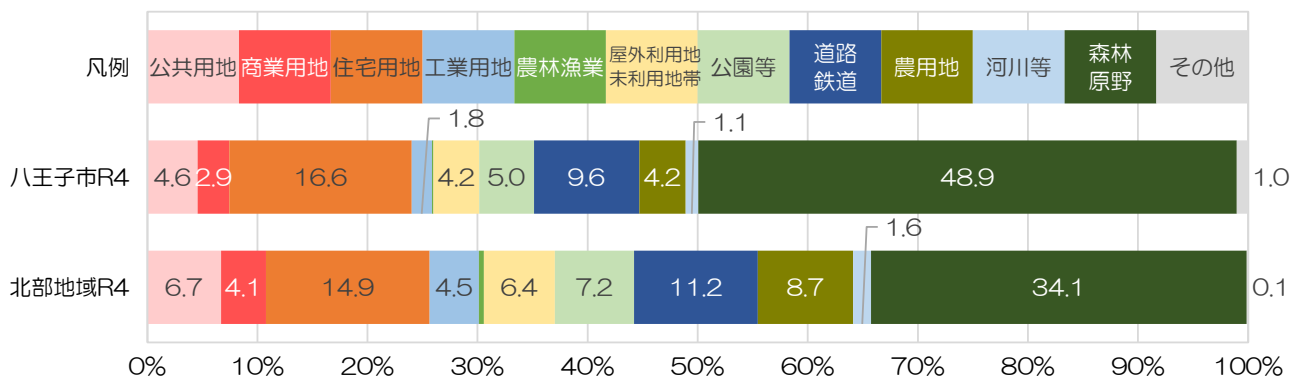


図. 北部地域の土地利用（東京都土地利用現況調査より作成）



イ) 主な課題

- ・加住丘陵周辺には樹林地や里山など豊かなみどりがあり、市街地からの景観形成など多様な機能を有しているため、引き続き、適切な保全に努める必要があります。
- ・まとまった農地を有する高月町や戸吹町など、良好な営農環境と集落環境の保全が必要です。

(2) 方 針

① 拠点となる公園の整備や有効活用の促進

○実 施 主 体：市、都

○関 連 施 策：Ⅰ-1-②、Ⅰ-3-①、Ⅰ-3-②、Ⅰ-4-①、Ⅱ-3-④

○向上するみどりの機能：環境 防 風 景 子 音

- ・久保山公園、石川東公園を多様な機能を有する地域の拠点となる公園として位置づけ、優先的な整備や有効活用を促進します。
- ・都立小宮公園、都立滝山公園も多様な機能を有する地域の拠点となる公園と位置づけ、さらなる活用や整備について東京都に要望していきます。

② 樹林地や里山の保全と活用の促進

○実 施 主 体：市、都、市民、事業者

○関 連 施 策：リーディング・プロジェクト④

Ⅰ-3-②、Ⅱ-2-②

○向上するみどりの機能：環境 景 子 音

- ・加住丘陵の山林や丘陵地の豊かな自然環境を保全するため、東京都との連携のもと東京都緑地保全地域の管理や都立滝山自然公園、滝山近郊緑地保全区域などによるみどりの適正な維持・管理を図ります。
- ・八王子滝山里山保全地域は、多様な主体による維持管理や活用を推進することで、良好な里山環境の保全を進めるとともに、環境教育の場として有効活用を図ります。

③ 農地の保全活用と地産地消の促進

○実 施 主 体：市、事業者

○関 連 施 策：リーディング・プロジェクト④

Ⅱ-3-②

○向上するみどりの機能：環境 景 子

- ・多摩川に沿って広がる田園風景の継承と環境教育の場として活用を努めます。
- ・「道の駅八王子滝山」を発信拠点とした農作物の地産地消を促進します。



④ 市民による花壇づくりの推進

○実施主体：市、市民

○関連施策：リーディング・プロジェクト②

I-2-①

○向上するみどりの機能：景 音

- ・道の駅八王子滝山の「滝山ナチュラルガーデン」を地域のモデル花壇として位置づけ、市民主体による花壇づくりを促進することで、良好な景観形成と地域コミュニティの醸成を目指します。

⑤ 河川の保全や活用の促進

○実施主体：市、都

○関連施策：I-3-①、I-4-①、II-3-③

○向上するみどりの機能：環 防 景

- ・谷地川は、災害時の延焼遮断などの多面的な機能を有する水辺の軸と位置づけ、関係機関と連携した保全や活用を促進します。



久保山公園の芝生広場



道の駅八王子滝山 モデル花壇



雑木林が広がる小宮公園

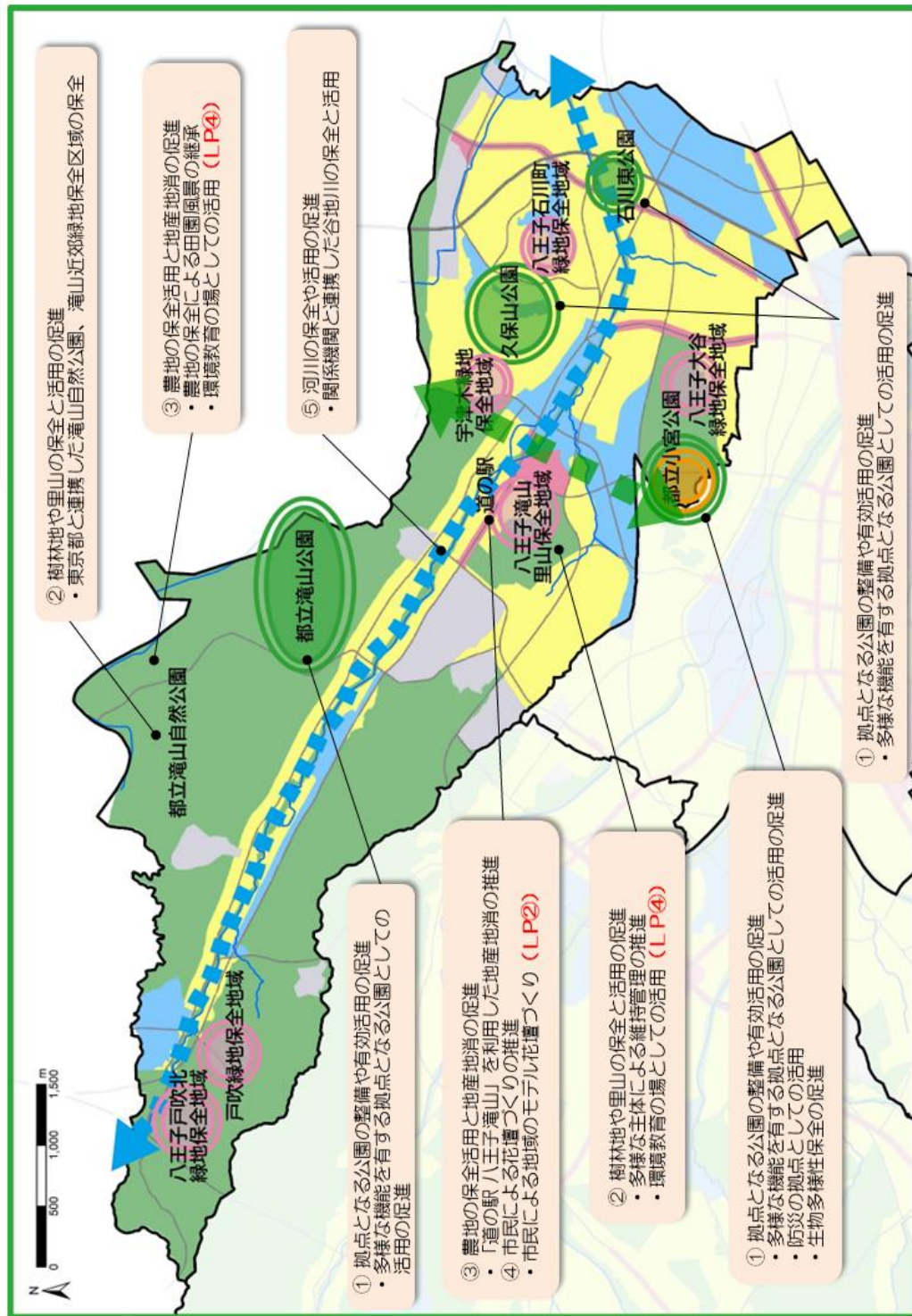


市民により活用される八王子滝山里山保全地域

地域別方針図（北部地域）

- ◎ みどりの拠点（公園・緑地） ◎ みどりの拠点（樹林・里山） ◎ 防災の拠点
(LP) リーディング・プロジェクト ⇄ 水辺の軸 ⇄ みどりの軸

- 土地利用方針
- | | | |
|---------|------------|--------|
| 住居系土地利用 | 商業・業務系土地利用 | 公共公益施設 |
| 住居系土地利用 | 自然系土地利用 | 公共公益施設 |
| 住居系土地利用 | 産業系土地利用 | 公共公益施設 |



4 西部地域

(1) みどりの現況と課題

ア) 現 況

○緑 被 率：75.5%

○一人あたりの都市公園面積：5.70 m²/人

○代 表 的 な み ど り：小田野中央公園、清水公園、上川の里特別緑地保全地区、八王子城跡
高尾陣場自然公園

○地 域 の 特 徴

豊かな自然環境を有する山地や丘陵地と、中央地域から連なる市街地で構成されています。地域の多くは市街化調整区域となっており、まとまりのある樹林地が広がるとともに、高尾陣場自然公園や八王子城跡などの観光や歴史文化資源が存在しています。

地域の代表的なみどりである小田野中央公園は、市民との協働で取り組む「手づくり公園事業」により整備が行われた特色ある公園であり、開園後も地域住民の主体的な活動により、公園の維持管理や積極的な活用が行われています。

上川の里特別緑地保全地区は、田畑とそれを取り巻く樹林が一体で保全されている都内有数の里山環境で、地域住民やNPOなどによる保全と、環境教育や企業のCSR活動などによる積極的な活用が行われています。



「手づくり公園事業」で整備された小田野中央公



上川の里特別緑地保全地区

○西部地域の土地利用

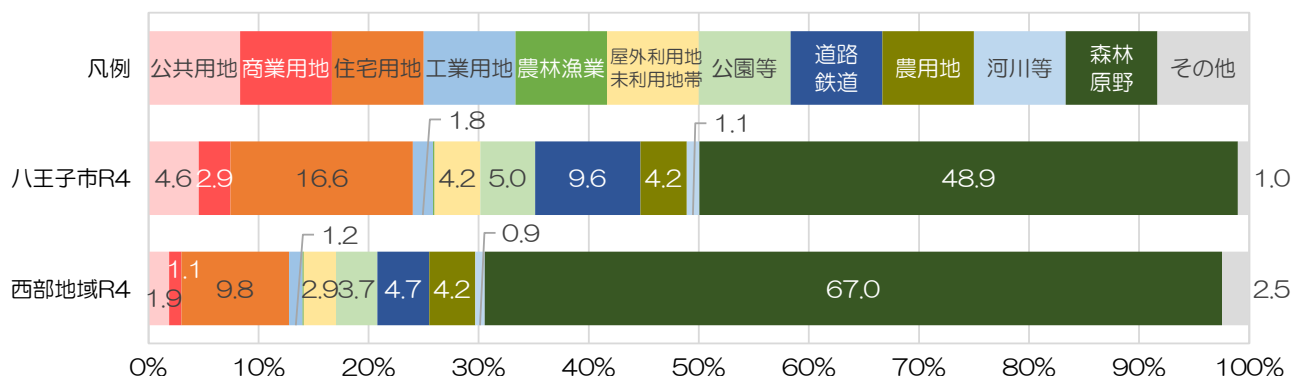


図. 西部地域の土地利用（東京都土地利用現況調査より作成）



イ) 主な課題

- ・高尾陣場自然公園は、豊かな自然環境を有している一方、多くの人々に利活用される都内でも代表的なみどりであり、保全と活用のバランスのとれた取組が重要です。
- ・上川町に位置する「上川の里特別緑地保全地区」は、良好な里山環境が残る場であり、景観要素の他に、生物多様性の保全や里山環境に親しむ場などの重要な機能が多く備わっていることから、保全と活用の促進を図る必要があります。
- ・沿道集落などでは、人口減少や高齢化が進行しており、周辺の自然環境の保全を前提とした地域コミュニティの維持、農林業の担い手の定住など新しい居住スタイルの創出による地域づくりが必要です。

(2) 方針

① 拠点となる公園の整備や有効活用の促進

○実施主体：市、市民

○関連施策：リーディング・プロジェクト②

I-1-②、I-2-①、I-3-①、I-3-②、I-4-①、II-3-④

○向上するみどりの機能：環 防 レ 景 子 コ

- ・小田野中央公園、清水公園、横川下原公園、天合峰公園を多様な機能を有する地域の拠点となる公園として位置づけ、優先的な整備や有効活用を促進します。
- ・小田野中央公園の「ひょうたん花壇」を地域のモデル花壇として位置づけ、市民主体による花壇づくりを促進することで良好な景観形成と地域コミュニティの醸成を目指します。
- ・小田野中央公園の近隣で、市が所有する工場跡地の有効活用を検討し、オープンスペースやみどりの創出を図ります。

② 里山環境の保全と活用の推進

○実施主体：市、市民、事業者

○関連施策：リーディング・プロジェクト③、④

I-3-②、I-4-①、II-1-①

○向上するみどりの機能：環 防 レ 景 子 コ

- ・上川の里特別緑地保全地区を、本市における「保全と活用のシンボル」として位置づけ、地域住民や事業者など多様な主体と連携した保全や活用を推進します。
- ・隣接する良好な自然環境を有するみどりは、特別緑地保全地区への新たな指定の検討により、上川の里全体とのつながりを考慮した保全を図ります。



③ まとまりのあるみどりの保全と活用の促進

○実施主体：市、都、市民、事業者

○関連施策：リーディング・プロジェクト④

Ⅱ-2-②

○向上するみどりの機能：環境 景子

- ・高尾陣場自然公園では、東京都や関係団体と連携して、「高尾・陣場ビジョン」に基づく保全と活用を推進します。
- ・「高尾の森自然学校」や「高尾 100 年の森」では、事業者との連携を強化しながら、事業者の強みを活かした取組を進め、環境教育の場としての活用を図ります。
- ・八王子城跡などの歴史的に重要で、レクリエーションの場となるみどりについては、適切な維持管理による保全と活用の促進を図ります。

④ みどりを活用した地域コミュニティ醸成の促進

○実施主体：市、市民

○関連施策：Ⅱ-1-①

○向上するみどりの機能：コミュニティ

- ・沿道集落や上川の里周辺など人口減少や高齢化が進行しているエリアでは、みどりを活用したコミュニティ醸成の促進を図ります。

⑤ 河川の保全や活用の促進

○実施主体：市、都、市民

○関連施策：リーディング・プロジェクト④

I-3-①、I-4-①、Ⅱ-3-③

○向上するみどりの機能：環境 防災 景子

- ・浅川と川口川は、災害時の延焼遮断などの多面的な機能を有する水辺の軸と位置づけ、関係機関と連携した保全や活用を促進します。また、浅川を活用した子どもの交流事業など環境教育での活用を推進します。



清水公園



小田野中央公園 モデル花壇

80



5 西南部地域

(1) みどりの現況と課題

ア) 現況

○緑 被 率：69.1%

○一人あたりの都市公園面積：9.11 m²/人

○代 表 的 な み ど り：高尾山、殿入中央公園、万葉公園、狭間公園、陵南公園
多摩森林科学園、甲州街道のイチヨウ並木

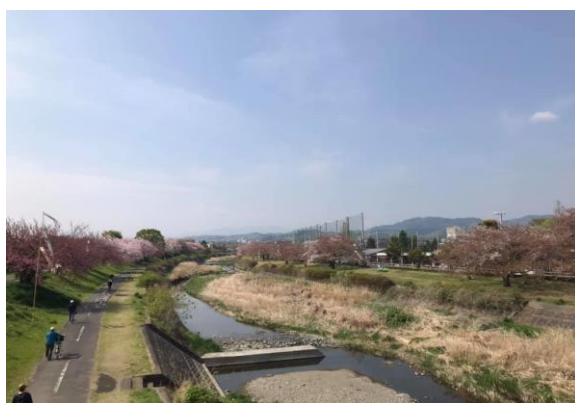
○地 域 の 特 徴

豊かな自然環境を有する山地や丘陵地、丘陵地を造成した市街地、中央地域から連なる市街地を形成する低地で構成されています。甲州街道のイチヨウ並木、南浅川のサクラ並木、多摩御陵など観光や歴史文化資源となる自然環境が多く存在しています。

市を代表するみどりである高尾山がある明治の森高尾国定公園は、長期にわたり自然環境が保全されてきた歴史から、多くの動植物が生息・生育している豊かな自然環境が保たれています。都心からのアクセスが良く、変化に富んだハイキングコースがあることなどから、市民のみならず多くの国内外の観光客が訪れるエリアです。



市を代表する“みどり”である高尾山



南浅川とサクラ並木

○西南部地域の土地利用

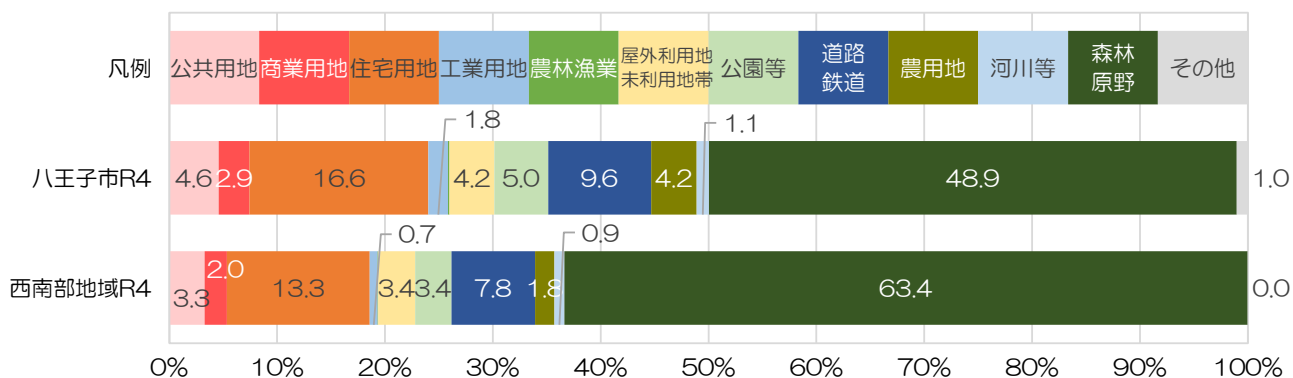


図. 西南部地域の土地利用（東京都土地利用現況調査より作成）

イ) 主な課題

- ・高尾山を有する「明治の森高尾国定公園」は貴重な自然環境がある一方、観光面から多くの人に利用されています。そのため、保全と活用のバランスのとれた取組を行う必要があります。
- ・多摩丘陵の西端と山地が接続している本地域においては、生物多様性保全の観点などから、みどりの連続性を保つことが重要です。

(2) 方 針

① 拠点となる公園の整備や有効活用の促進

○実 施 主 体：市、都

○関 連 施 策：Ⅰ-1-②、Ⅰ-3-①、Ⅰ-3-②、Ⅰ-4-①、Ⅱ-3-④

○向上するみどりの機能：環 防 レ 景 子 コ

- ・殿入中央公園、狭間公園、万葉公園を多様な機能を有する地域の拠点となる公園として位置づけ、優先的な整備や有効活用を促進します。
- ・都立陵南公園も多様な機能を有する地域の拠点となる公園と位置づけ、さらなる活用や整備について東京都と連携・協力していきます。

② 高尾山周辺の保全と活用の推進

○実 施 主 体：市、都、事業者

○関 連 施 策：Ⅰ-4-③、Ⅱ-2-③

○向上するみどりの機能：環 レ 景

- ・明治の森高尾国定公園、高尾陣場自然公園では、自然環境の保全と利用のバランスを図るため東京都や関係団体と連携して、「高尾・陣場ビジョン」に基づく保全と活用を推進します。
- ・高尾山口駅前では新たな水辺の整備による魅力ある親水空間の整備を進め、自然環境と調和した地域を目指します。

③ 多摩丘陵のみどりの連続性の確保

○実 施 主 体：市、都

○関 連 施 策：Ⅰ-3-②、Ⅱ-2-①、Ⅱ-2-②

○向上するみどりの機能：環 景

- ・金比羅特別緑地保全地区や八王子館町緑地保全地域などの適正な維持管理により、山地から続く多摩丘陵のみどりの連続性を確保します。
- ・多摩丘陵から三浦丘陵までの丘陵地の保全と活用を広域的な自治体間連携により推進します。



④ 景観と一体となった地域の形成

○実施主体：市、市民

○関連施策：リーディング・プロジェクト②

I-2-①、II-3-⑤

○向上するみどりの機能：景 環

- ・南浅川最下流「100mの手作り花壇」を地域のモデル花壇として位置づけ、市民主体による花壇づくりを促進することで良好な景観形成と地域コミュニティの醸成を目指します。
- ・多摩陵風致地区については、周辺の良い景観と一体となった住宅地の形成を促進します。

⑤ 河川の保全や活用の促進

○実施主体：市、都

○関連施策：I-3-①、I-4-①、II-3-③

○向上するみどりの機能：環 防 景

- ・南浅川と湯殿川は、災害時の延焼遮断などの多面的な機能を有する水辺の軸と位置づけ、関係機関と連携した保全や活用を促進します。



殿入中央公園のローラー滑り台



横川町住宅 モデル花壇



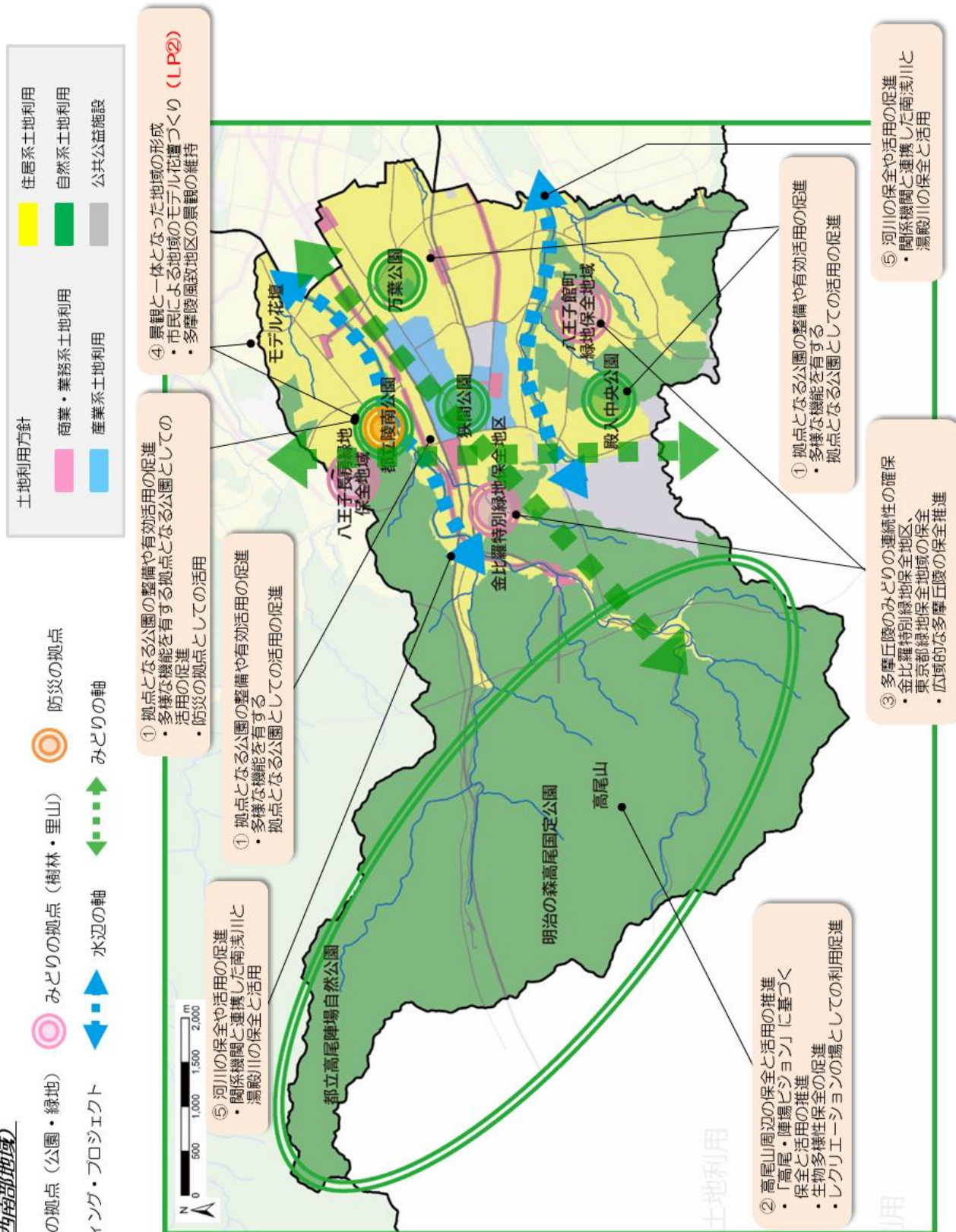
多摩御陵（武蔵陵墓地）の並木



レクリエーションとして活用される高尾山

みどりの拠点 (公園・緑地) みどりの拠点 (樹林・里山) 防災の拠点

(LP) リーディング・プロジェクト 水辺の軸 みどりの軸



6 東南部地域

(1) みどりの現況と課題

ア) 現 況

○緑 被 率：29.3%

○一人あたりの都市公園面積：18.66 m²/人

○代 表 的 な み ど り：宇津貫緑地、片倉城跡公園、片倉つどいの森公園、長沼公園
小比企町の農地

○地 域 の 特 徴

主要幹線道路と鉄道網による交通利便性の高い地域で、丘陵地を造成した市街地と、中央地域から連なる市街地を形成する低地で構成されています。八王子ニュータウンでは周辺のみどり豊かな自然環境と調和した住宅地を形成しており、小比企丘陵には優良な農地が広がっています。

地域を代表する宇津貫緑地は、ニュータウン開発時に自然環境の保全を目的に整備された緑地で、地域のボランティア団体による継続的な保全活動が行われています。

片倉城跡公園は、東京都指定文化財である片倉城の城跡と周辺の自然環境の保全を目的に整備された公園で、多様な動植物が生息・生育し、多くの草花により季節感を感じられる場所です。



宇津貫緑地



片倉城跡公園

○東南部地域の土地利用

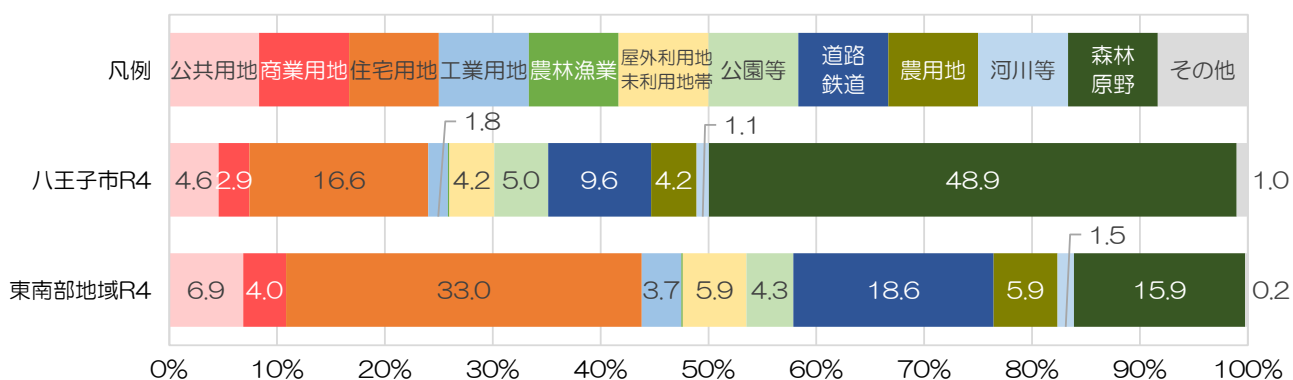


図. 東南部地域の土地利用（東京都土地利用現況調査より作成）

イ) 主な課題

- ・多摩丘陵自然公園としてみどりの保全が図られていますが、緑被率が他の地域に比べ低く、まとまったみどりが少ないため、残るみどりの保全や新たなみどりを創出していく必要があります。
- ・地域の北西側には、まとまりのある農地が存在することから、**農業振興を図りながら**、人と自然とのふれあいの場となる身近なみどりとして、適切に保全・管理していくことが重要です。

(2) 方針

① 拠点となる公園の整備や有効活用の促進

○実施主体：市、都、市民

○関連施策：リーディング・プロジェクト②

I-1-②、I-2-①、I-3-①、I-3-②、I-4-①、II-3-④

○向上するみどりの機能：環境 防 緑 景 子 音

- ・片倉つどいの森公園、片倉城跡公園、宇津貫緑地を多様な機能を有する地域の拠点となる公園として位置づけ、有効活用を促進します。
- ・都立長沼公園も多様な機能を有する地域の拠点となる公園と位置づけ、さらなる活用や整備について東京都と連携・協力していきます。
- ・希少な植物の生育地である片倉城跡公園では、**用地の取得を進め**、みどりの保全に寄与するグリーンインフラの考えを取り入れて優先的に整備を推進します。
- ・片倉つどいの森公園の「つどいの森スマイルガーデン」を地域のモデル花壇として位置づけ、市民主体による花壇づくりを促進することで良好な景観形成と地域コミュニティの醸成を目指します。

② 多摩丘陵のみどりの連続性の確保

○実施主体：市、都

○関連施策：I-3-②、II-2-①、II-2-②

○向上するみどりの機能：環境 景

- ・七国相原特別緑地保全地区の適正な維持管理や、東京都との連携のもと都立長沼公園、都立多摩丘陵自然公園、多摩丘陵北部近郊緑地保全区域の維持によって、多摩丘陵のみどりの連続性を確保します。
- ・多摩丘陵から三浦丘陵までの丘陵地の保全と活用を広域的な自治体間連携により推進します。



③ まとまりのある農地の保全

○実施主体：市、事業者

○関連施策：Ⅱ-3-②

○向上するみどりの機能：環境 防災 景観

- ・小比企周辺のまとまりのある農地は、農地バンク制度の活用などによる保全に努めます。

④ 河川の保全や活用の促進

○実施主体：市、都、市民

○関連施策：リーディング・プロジェクト④

I-3-①、I-4-①、Ⅱ-3-③

○向上するみどりの機能：環境 防災 景観 子育て

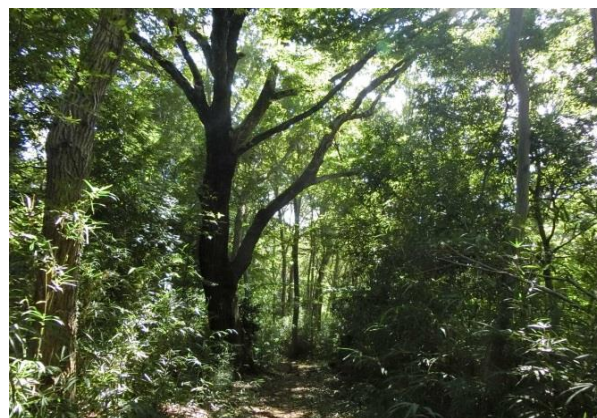
- ・浅川や湯殿川、兵衛川は、災害時の延焼遮断などの多面的な機能を有する水辺の軸と位置づけ、関係機関と連携した保全や活用を促進します。また、浅川を活用した子どもの交流事業などの環境教育での活用を推進します。



防災拠点としても活用される片倉つどいの森公園



市民主体で開催される宇津貫緑地自然観察会



多摩丘陵の貴重な樹林地である都立長沼公園



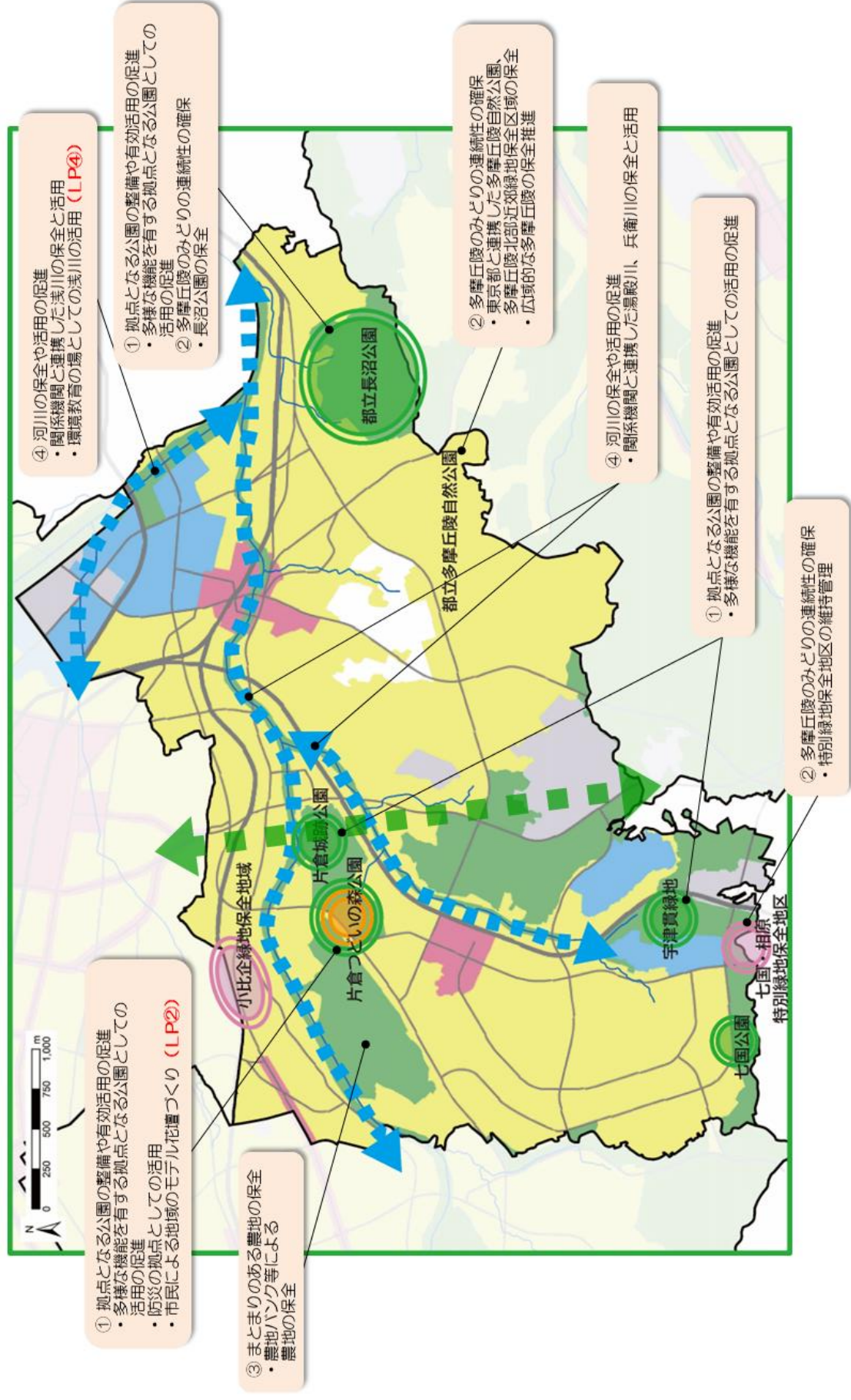
小比企町のまとまりのある農地

地域別方針図（東南部地域）

◎ みどりの拠点（公園・緑地） ◎ みどりの拠点（樹林・里山） ◎ 防災の拠点

(LP) リーディング・プロジェクト ▲ 水辺の軸 ▲ みどりの軸

土地利用方針	
商業・業務系土地利用	住居系土地利用
産業系土地利用	自然系土地利用
	公共公益施設



7 東部地域

(1) みどりの現況と課題

ア) 現況

○緑 被 率：42.5%

○一人あたりの都市公園面積：22.59 m²/人

○代 表 的 な み ど り：長池公園、上柚木公園、堀之内寺沢里山公園、大塚公園
小山内裏公園、八王子堀之内里山保全地域

○地 域 の 特 徴

起伏に富んだ地域の中央に大栗川が流れ、南側には計画的に開発された多摩ニュータウンとそれを取り囲む丘陵地、北側には多摩丘陵とそのみどりに包まれた落ち着いたたたずまいの住宅地で構成され、まちと自然が重なり合う地形を有しています。

多摩ニュータウン事業では大規模な開発が行われましたが、同時に公園・緑地が計画的に配置され、みどりによる美しい景観が形成されています。また、重要里地里山や東京都里山保全地域など、かつての自然環境を残すみどりも多く存在します。

地域を代表するみどりである長池公園は、「里山公園構想」に基づく自然保全型の公園で、雑木林やため池などのかつての自然環境が残されているとともに、地域のボランティア団体による活動や自然体験活動など多くの取組が行われています。



長池公園 長池見附橋と姿池

コラム

【重要里地里山とは】

環境省は、里地里山を次世代に残していくべき自然環境の一つとして位置づけ、「生物多様性保全上重要な里地里山（重要里地里山）」として平成27年（2015年）に全国500か所を選出しました。都内8か所の重要里地里山のうち本市は2か所（長池公園、多摩丘陵（由木地区））が選定されており、ともに東部地域にあります。

○東部地域の土地利用

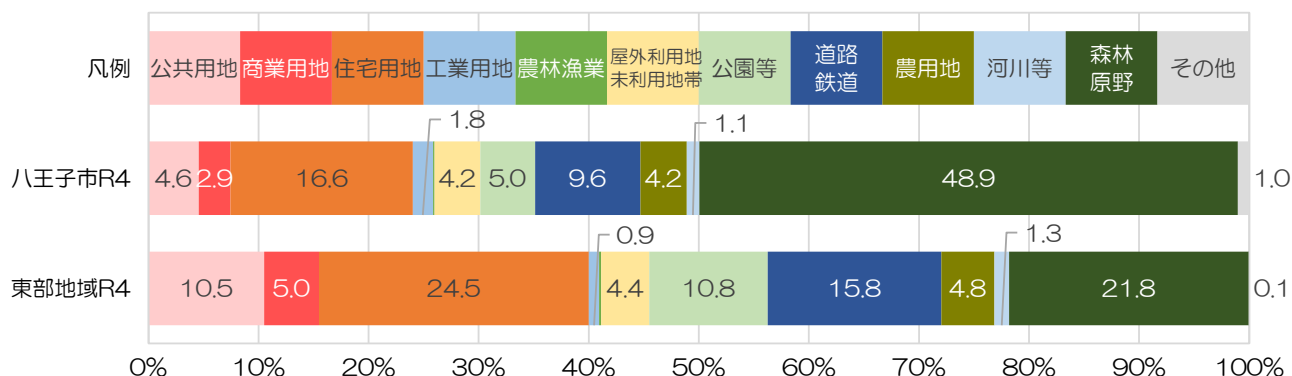


図. 東部地域の土地利用（東京都土地利用現況調査より作成）

イ) 主な課題

- ・ニュータウン開発の際に保全されたみどりや、整備された公園を多く有することから、継続的な管理とさらなる有効活用が必要です。
- ・大学などに通う学生の卒業後の定住意向調査では、「本市に住みたい」と回答した理由で最も多いものは「自然環境（緑・公園など）が良いから」でした。大学が多い本地域では、学生の定住意向を向上するためにも公園・緑地の管理と有効活用が重要です。
- ・多摩丘陵自然公園としてみどりの保全が図られていますが、樹林地などのまとまったみどりが少ないため、残るみどりを確実に保全していくことが必要です。

(2) 方 針

① 拠点となる公園の整備や有効活用の促進

○実 施 主 体：市、都

○関 連 施 策：リーディング・プロジェクト②

I-1-②、I-3-①、I-3-②、I-4-①、II-3-④

○向上するみどりの機能：環境 防 制 景 子 可

- ・長池公園、上柚木公園、富士見台公園、堀之内寺沢里山公園、大塚公園を多様な機能を有する地域の拠点となる公園として位置づけ、優先的な整備や有効活用を促進します。
- ・都立平山城址公園、都立小山内裏公園も多様な機能を有する地域の拠点となる公園と位置づけさらなる活用や整備について東京都と連携・協力していきます。

② 多摩丘陵のみどりの連続性の確保

○実 施 主 体：市、都

○関 連 施 策：I-3-②、II-1-②

○向上するみどりの機能：環境 景

- ・まとまりのあるみどりである都立平山城址公園の維持や都立多摩丘陵自然公園、多摩丘陵北部近郊緑地保全区域の保全など、東京都との連携のもとにみどりの連続性の確保に努めます。
- ・多摩丘陵から三浦丘陵までの丘陵地の保全と活用を広域的な自治体間連携により推進します。

③ 谷戸や里山と一体となったエリアの保全と活用

○実 施 主 体：市、都、市民、事業者

○関 連 施 策：リーディング・プロジェクト④

I-4-①、II-1-②

○向上するみどりの機能：環境 制 景 子 可

- ・八王子堀之内里山保全地域や長池公園、堀之内寺沢里山公園など谷戸や里山と一体となったエリアは、多様な主体による保全活動を促進しながら、環境教育の場としての活用を推進します。



④ 景観と一体となった地域の形成

○実施主体：市、市民

○関連施策：リーディング・プロジェクト②

I-2-①、I-2-②、II-3-⑤

○向上するみどりの機能：景 緑

- ・南大沢駅前の「南大沢円型花壇」を地域のモデル花壇として位置づけ、市民主体による花壇づくりを促進することで良好な景観形成と地域コミュニティの醸成を目指します。
- ・計画的に整備された道路植栽や公園などのみどりを管理し、ゆとりと開放感のある良好な住宅地を形成します。

⑤ 河川の保全や活用の促進

○実施主体：市、都

○関連施策：I-3-①、I-4-①、II-3-③

○向上するみどりの機能：環 防 景

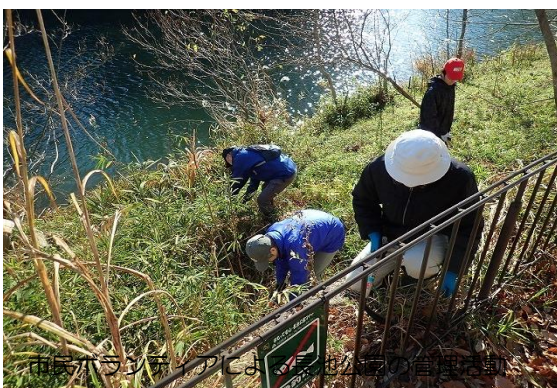
- ・大栗川と大田川は、災害時の延焼遮断などの多面的な機能を有する水辺の軸と位置づけ、関係機関と連携した保全や活用を促進します。



大塚公園の芝生広場



南大沢駅前 モデル花壇

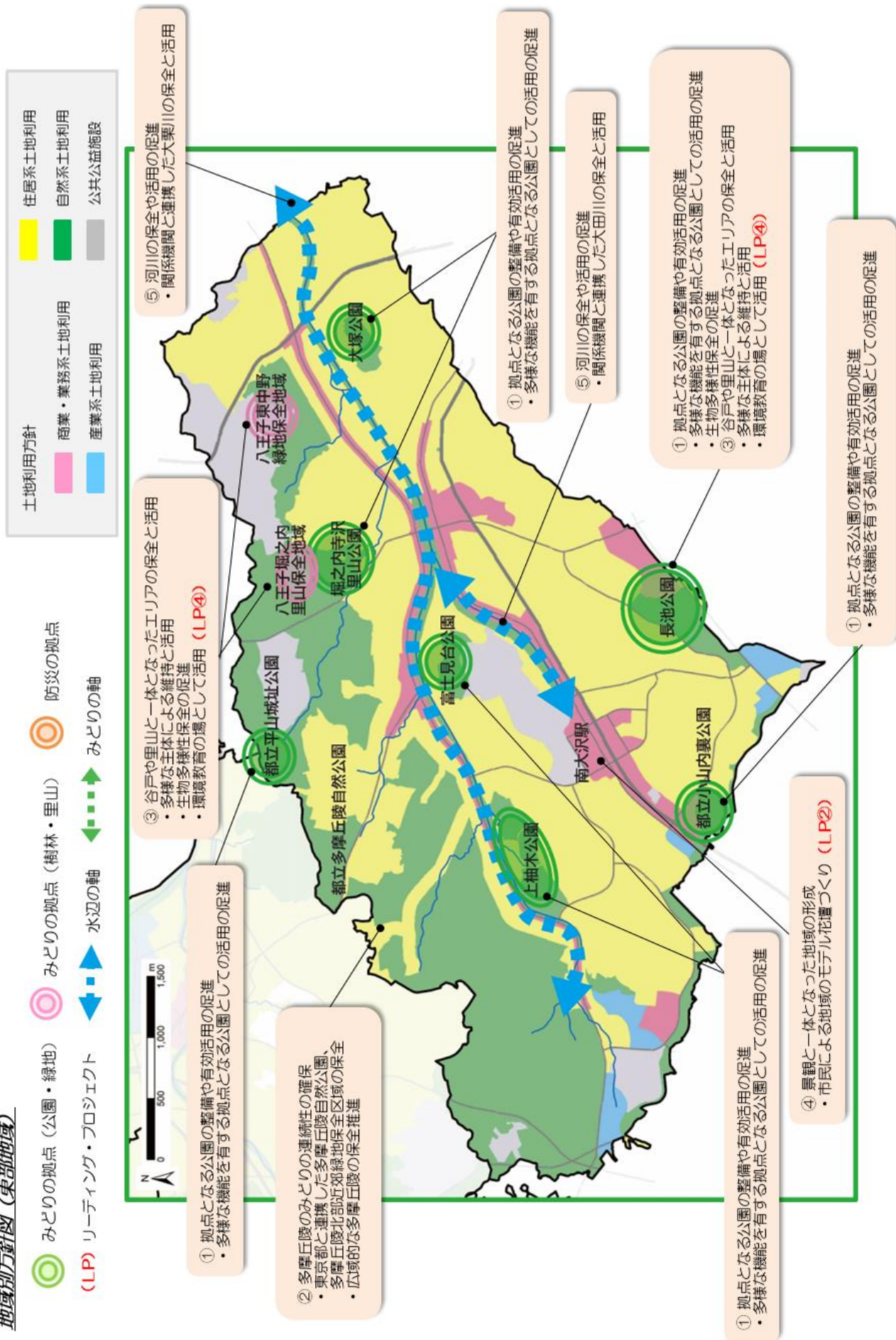


市民ボランティアによる大塚公園の植樹活動



大栗川

地域別方針図（東部地域）



第5章

計画の進行管理

1 計画の進行管理.....	94
(1) 推進体制.....	94
(2) 進行管理.....	94
2 施策一覧.....	95



1 計画の進行管理

(1) 推進体制

本計画を着実かつ効果的に推進するために、行政と市民・NPO・事業者・教育機関など多様な主体との連携・協力することで推進します。

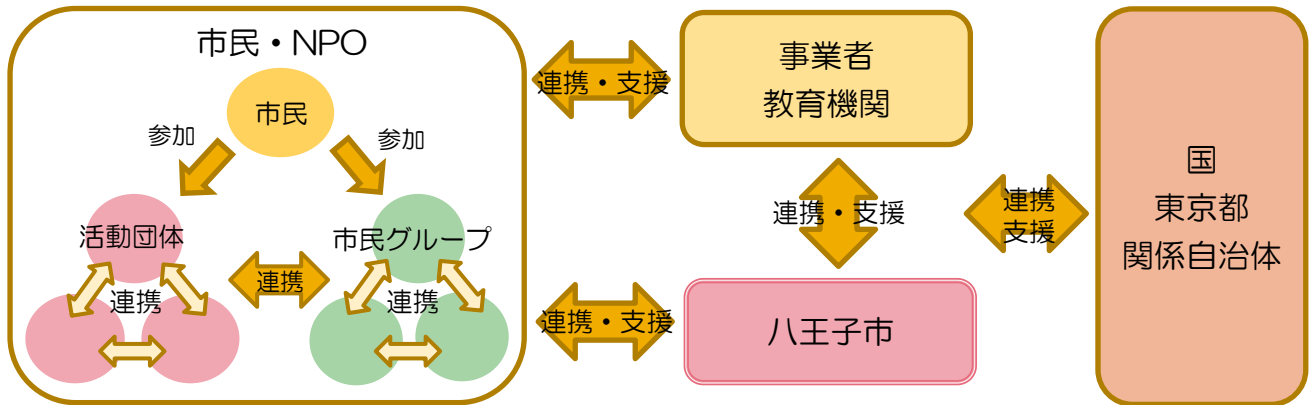
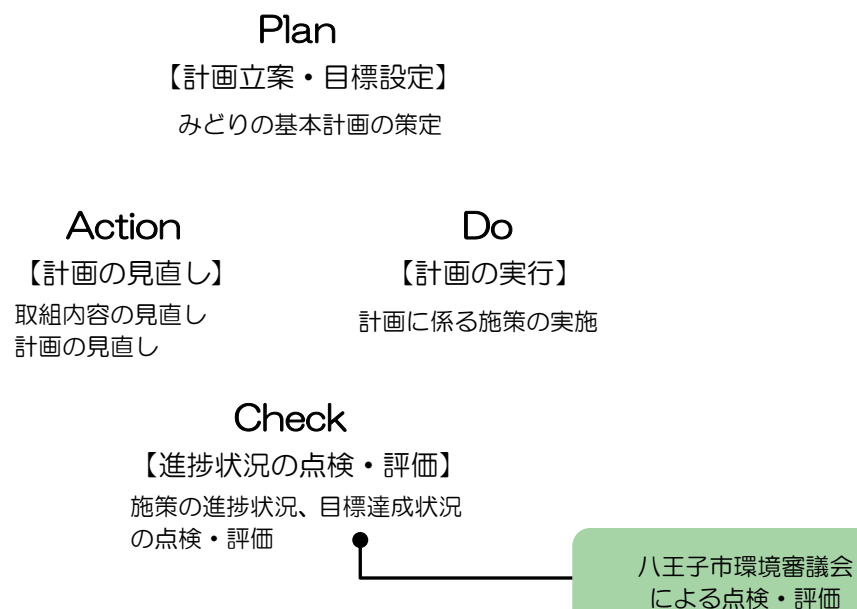


図. 様々な主体との連携のイメージ

(2) 進行管理

本計画に基づく取組を着実に実行し、実現性の高い計画とするため、計画の目標達成状況や取組の進捗状況の管理を行います。この進行管理にあたってはPDCAサイクル【計画（Plan）-実行（Do）-評価（Check）-改善（Action）】による適切な運用を行います。



本計画の進行管理は、環境分野の最上位計画である八王子市環境基本計画及び八王子市環境審議会において年度ごとに行います。また、計画全体の進捗状況などの総点検・評価及び測定が必要な緑被率、みどり率については、中間見直し時及び計画終了時に行います。



2 施策一覧

基本方針	施策方針	施策の展開	個別施策	関連所管
Ⅰ みどりの活用により多彩なみどりの機能が 発揮されたまちづくり	1. みどりを活かした 都市の価値向上	① まちのシンボルとなる 新たな集いの拠点づくり	・八王子駅南口集いの拠点の整備	集いの拠点 整備課
		② 地域の魅力を高める 公園・緑地づくり	・地域の特徴を活かした公園づくり ・ユニバーサルデザインの導入 ・民間活力の導入と有効活用	公園課
		③ 地域の特徴を活かした みどりの保全と活用	・レクリエーションの場としてのみどりの活用 ・みどりの資源循環の推進 ・風致地区制度による景観の維持 ・歴史と結びついたみどりの保全 ・日本遺産を構成するみどりの活用	環境保全課 環境政策課 公園課 水環境整備課 文化財課 農林課
	2. みどりによる快適性 の向上	① みどりによる魅せる 空間づくり	・市民主体によるまちなか緑化事業の推進	環境保全課
		② まちなかの目に見える みどりの創出	・緑化条例を活用したみどりの創出 ・みどりのカーテンの普及啓発 ・みどりを創出する制度の活用 ・みどりを生み出す新たな制度の検討	環境保全課 環境政策課 土地利用計画課 まちなみ景観課
	3. みどりによる安心 安全なまちの形成	① 都市防災に資する みどりの活用	・オープンスペースにおける都市防災機能の充実 ・農地の活用による防災機能の充実 ・雨水流出抑制の観点での雨庭導入推進	防災課 公園課 環境保全課 農林課 水環境整備課
		② みどりの管理水準の 維持向上	・施設の長寿命化推進 ・公園・緑地の安全対策 ・街路樹の適正管理	公園課 環境保全課 補修センター
	4. 生物多様性に配慮 したみどりの管理	① みどりと生きものの つながりの構築	・生物多様性保全のための調査の実施 ・自然共生サイトの認定促進	環境保全課 公園課
		② 生きものとの適切な関 係の構築	・外来種対策 ・獣害対策の推進 ・生態系に配慮した植栽の推進	環境保全課 環境政策課 水環境整備課 獣害対策課
Ⅱ みどりの確保による豊かな自然 環境との共生	1. 多様な機能を備えた 里山の保全と活用	① 上川の里特別緑地保全 地区の保全と活用	・保全と活用の推進 ・特別緑地保全地区の指定拡大 ・多様な主体と連携した協働・共創の取組推進	環境保全課
		② 多様な里山環境の維持 と活用	・東京都里山保全地域の保管理 ・多様な里山環境の管理と活用 ・環境学習の場としての活用	環境保全課 公園課 館クリーンセンター 環境政策課
	2. 保全の核となる まとまりのある みどりの保全	① 特別緑地保全地区制度 によるみどりの維持	・新規指定の検討 ・取得地の維持管理	環境保全課 公園課
		② 拠点となる樹林地の 保全	・東京都緑地保全地域等の適正管理 ・まとまりのある樹林地の保全促進	環境保全課 公園課
		③ 高尾・陣場地域の保全推 進	・高尾・陣場ビジョンに基づく保全の推進	環境保全課 観光課



基本方針	施策方針	施策の展開	個別施策	関連所管
Ⅱ みどりの確保による豊かな自然環境との共生	3. 市民生活と調和した身近なみどりの保全と創出	① 民有樹林地の保全	・斜面緑地保全区域、緑地保護地区による緑地の保全 ・森林地域の管理促進 ・維持管理の支援	環境保全課 農林課
		② 農地の保全	・生産緑地地区の保全 ・農地の貸借促進 ・農地を保全する制度の活用検討 ・農業振興地域（農用地区域）の保全 ・農業振興施策との連携	都市計画課 農林課 土地利用計画課
		③ 水辺地の保全	・湧水地の整備 ・水質の保全	水環境整備課 環境保全課
		④ 公園・緑地づくり	・「都市計画公園・緑地の整備方針」の推進 ・グリーンインフラを活かした公園づくり ・宅地開発時におけるみどりの創出	公園課
		⑤ まちづくりを通じたみどりの維持・創出	・公共施設の緑化推進 ・北野地区における新たなみどりの確保 ・管理不全空き地の発生抑制 ・民間事業者等による良質なみどりの確保 ・市街化調整区域沿道のみどりの保全	施設管理所管 環境政策課 環境保全課 土地利用計画課
Ⅲ 幅広い主体によるみどりの活動推進と次世代への継承	1. みどりと人を未来へつなぐ取組の推進	① 子どもにみどりの価値を継承する取組の推進	・体験を重視した環境教育・環境学習の推進 ・環境教育・環境学習推進のための支援 ・多様な主体と連携した環境教育の充実化	環境保全課 環境政策課 水環境整備課 環境学習イベント実施所管
		② 多様な世代のみどりの活動を通じたコミュニティの形成	・身近なみどりと関わりの推進 ・みどりを活用したコミュニティ形成の促進	環境保全課 農林課 環境政策課 公園課 路政課 水環境整備課 土地利用計画課
	2. 多様な主体によるみどりへの関わりの推進	① みどりに触れ合うきっかけの創出	・みどりについて再認識する機会の提供 ・みどりに触れ合うすそ野の拡大	環境保全課 環境政策課
		② みどりを支える人材の育成とネットワークづくり	・人材育成の取組強化 ・ネットワークづくりの支援	環境政策課 環境保全課 農林課 水環境整備課
		③ みどりの情報発信・普及啓発と基金の活用	・情報発信の強化 ・みどりの保全基金の有効活用	環境政策課 環境保全課
	3. みどりを育む連携の強化	① 市民との連携推進	・市民の主体的取組による樹林地の保全活動 ・アドプト団体によるみどりの活動推進 ・市民参加による公園づくり	環境政策課 環境保全課 公園課 路政課 水環境整備課
		② 広域・近隣自治体との連携促進	・みどりの保全・活用のための地域連携促進	環境保全課 水環境整備課 農林課
		③ 事業者・教育機関との連携促進	・事業者との連携促進 ・教育機関との連携促進	環境保全課 環境政策課

